

毛呂山町地域防災計画

令和5年3月
毛呂山町防災会議

目 次

総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	毛呂山町の概況	3
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15
第4節	災害想定	22
第5節	防災訓練	29
第6節	調査研究	32

風水害対策編

第1章	災害予防計画	35
第1節	防災地域づくり	35
第1	防災組織整備	35
第2	防災教育	40
第3	防災知識普及	42
第2節	防災まちづくり	43
第1	水害予防	43
第2	土砂災害予防	45
第3	防災まちづくり	49
第3節	防災体制の整備	50
第1	防災活動拠点	50
第2	災害情報体制の整備	51
第3	避難予防対策	53
第4	物資及び資機材等の備蓄	58
第5	医療体制等の整備	64
第6	応急住宅対策	66
第7	文教対策	67
第8	災害時の要配慮者対策	68
第2章	災害応急対策計画	74
第1節	応急活動体制	74
第2節	災害情報の収集・伝達	86
第3節	広報広聴活動	104
第4節	自衛隊災害派遣	106
第5節	応援要請・要員確保	109
第6節	応援の受入れ	112
第7節	救助法の適用	114
第8節	救急救助・医療救護	117
第9節	水防・土砂災害対策	121
第10節	避難	128

第11節	警備・交通規制	135
第12節	障害物の除去	137
第13節	緊急輸送	139
第14節	飲料水・食料・生活必需品の供給	141
第15節	遺体の取扱い	145
第16節	環境衛生	147
第17節	公共施設等の応急対策	151
第18節	応急住宅対策	153
第19節	文教対策	157
第20節	要配慮者の安全確保	160
第3章	災害復旧復興対策計画	163
第1節	迅速な災害復旧	163
第2節	計画的な災害復興	166
第3節	生活再建等の支援	167

事故その他災害対策編

第1節	火災対策	183
第2節	危険物等災害対策	195
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策	198
第4節	凍霜害等予防	205
第5節	道路災害対策	206
第6節	鉄道事故対策	210
第7節	航空機事故対策	212
第8節	電気通信設備災害対策	213
第9節	電力施設応急対策	214
第10節	ガス施設防災対策	215
第11節	雪害予防	216
第12節	文化財災害対策	220
第13節	竜巻・突風等災害対策	221

震災対策編

第1章	震災予防計画	223
第1節	防災地域づくり	223
第1節	防災組織整備	223
第2節	防災教育	223
第3節	防災知識普及	223
第2節	防災まちづくり	225
第1節	土砂災害予防	225
第2節	建築物・施設等の耐震性向上	225
第3節	防災まちづくり	227

第4	地震火災等の予防	227
第3節	防災体制の整備	229
第1	防災活動拠点	229
第2	災害情報体制の整備	229
第3	避難予防対策	229
第4	物資及び資機材等の備蓄	229
第5	医療体制等の整備	229
第6	帰宅困難者対策	229
第7	応急住宅対策	229
第8	文教対策	229
第9	災害時の要配慮者対策	229
第2章	震災応急対策計画	230
第1節	応急活動体制	230
第2節	災害情報の収集・伝達	234
第3節	広報広聴活動	234
第4節	自衛隊災害派遣	234
第5節	応援要請・要員確保	234
第6節	応援の受入れ	234
第7節	救助法の適用	234
第8節	消防活動	235
第9節	救急救助・医療救護	236
第10節	水防・土砂災害対策	236
第11節	避難	237
第12節	警備・交通規制	239
第13節	障害物の除去	239
第14節	緊急輸送	239
第15節	飲料水・食料・生活必需品の供給	239
第16節	帰宅困難者対策	240
第17節	遺体の取扱い	241
第18節	環境衛生	241
第19節	公共施設等の応急対策	242
第20節	応急住宅対策	244
第21節	文教対策	244
第22節	要配慮者の安全確保	244
第3章	震災復旧復興対策計画	245
第1節	迅速な災害復旧	245
第2節	計画的な災害復興	245
第3節	生活再建等の支援	245
第4章	火山噴火降灰対策	246
第5章	最悪事態（シビアコンディション）への対応	248

第1節	最悪事態を設定する目的	248
第2節	最悪事態への対応	248
第3節	最悪事態の共有と取組の実施	248

複合災害対策編

第1章	基本方針	253
第2章	予防対策	254
第3章	応急対策	256

總 則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、町の地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。

- 1 町及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 町 | 毛呂山町 |
| 2 町防災計画 | 毛呂山町地域防災計画 |
| 3 本部 | 毛呂山町災害対策本部 |
| 4 本部条例 | 毛呂山町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号） |
| 5 県 | 埼玉県 |
| 6 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 7 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 8 県支部 | 埼玉県災害対策本部飯能支部 |
| 9 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 10 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 11 消防組合 | 西入間広域消防組合 |

第3 計画の位置付け

この計画は、県防災計画を基準として、共通する計画については県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

第4 計画の修正

この計画は、状況の変化等に応じて、必要な修正及び補正を行い、常に有効なる防災業務の遂行を図る。

第5 計画の実践

- 1 町の執行機関は、町長の所轄のもとにその所掌事務並びにこの計画に基づいて防災事務を処理し、町長の行う防災事務が円滑かつ的確に行われるよう必要な処置をしなければならない。
- 2 町内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、法令又はこの計画の定めるところにより、

総則

第1節 計画の目的

町長の行う防災事務が適切に行われるよう協力し、援助し、若しくは自己の業務に係る防災事務を処理しなければならない。

第6 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3 人的ネットワークの強化

町及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

4 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

5 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

また、町は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

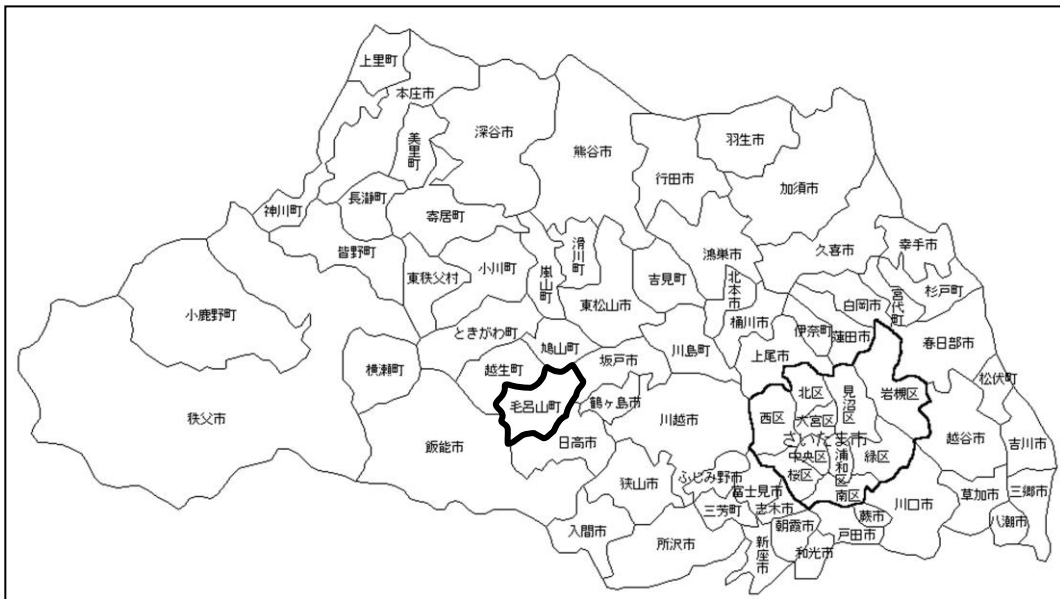
第2節 毛呂山町の概況

1 地勢及び現況

(1) 位置・地勢

本町は、埼玉県の南西部に位置し、都心から50km圏が町の中央部を走る。北は比企郡鳩山町、東は坂戸市、南は日高市、南から西にかけては飯能市、西から北は入間郡越生町と5市町に隣接している。総面積34.07km²を有し、東西約9.0km、南北約7.5km、東経139度19分、北緯35度56分と東西に長い形状をなしている。

毛呂山町 位置図

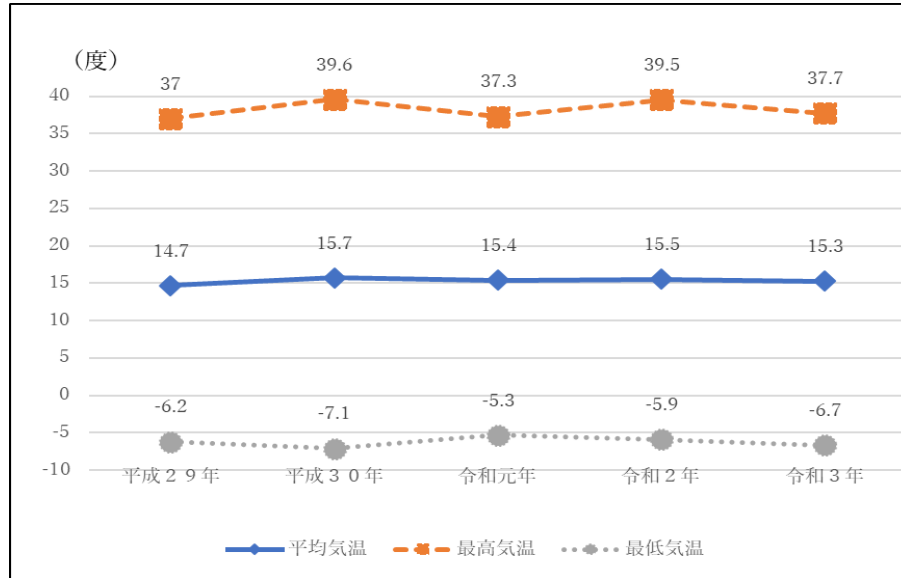


本町は、東の肥沃な関東平野と西の緩やかな秩父山地が接する八王子構造線にまたがり、大体において西部は山地、中央部は低地である。山地から低地に移るところには、一部丘陵が存在する。中央部及び東部一帯は、越辺川と高麗川の間には挟まれた標高60m前後の低地であり、表面は関東ローム層に覆われている。中央部には市街地が形成され、東部の低地は水田地帯となっている。

(2) 気象

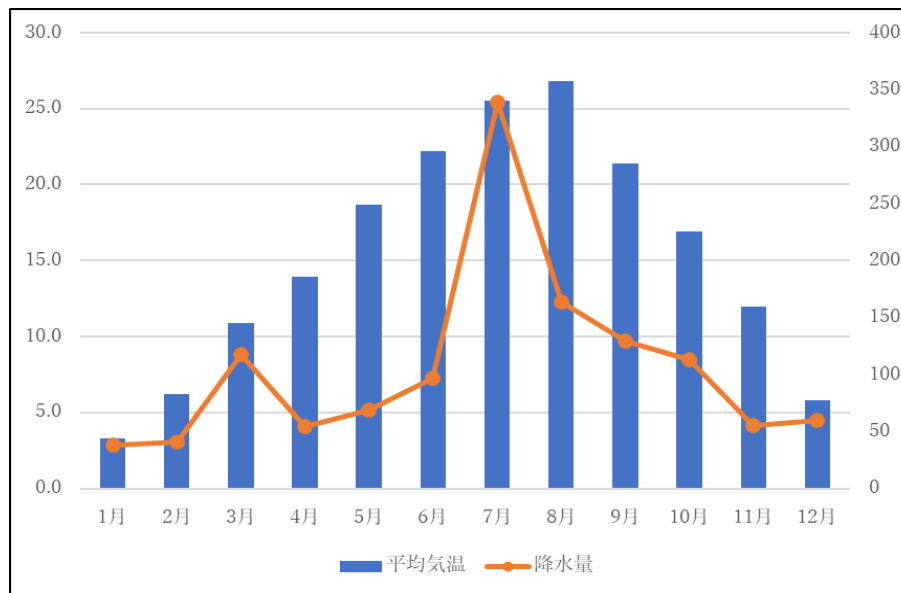
本町の令和3年の年間平均気温は15.3度である。降水量は7月が最も多く338.5mmで、年間降水量は1275.5mmである。また、風速は3月が最大の24.2 m/sで、年間平均風速は1.7m/sである。

最高気温・平均気温・最低気温の推移



資料：令和4年版統計もろやま（観測場所：西入間広域消防組合）

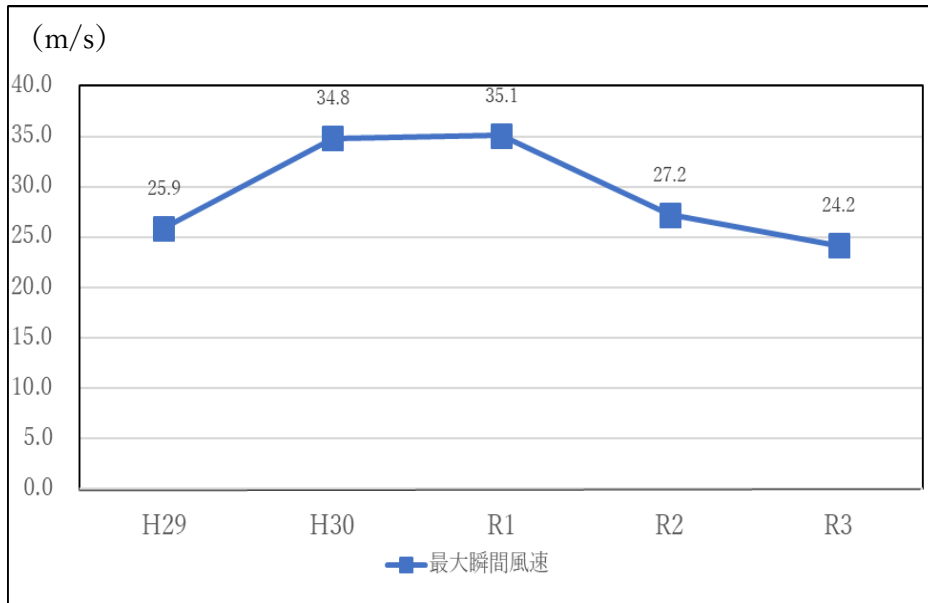
令和3年の月別平均気温と降水量



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	38.0	40.5	117.5	54.0	69.0	97.0	338.5	164.0	129.0	113.5	55.0	59.5
平均気温 (度)	3.3	6.2	10.9	13.9	18.7	22.2	25.5	26.8	21.4	16.9	12.0	5.8

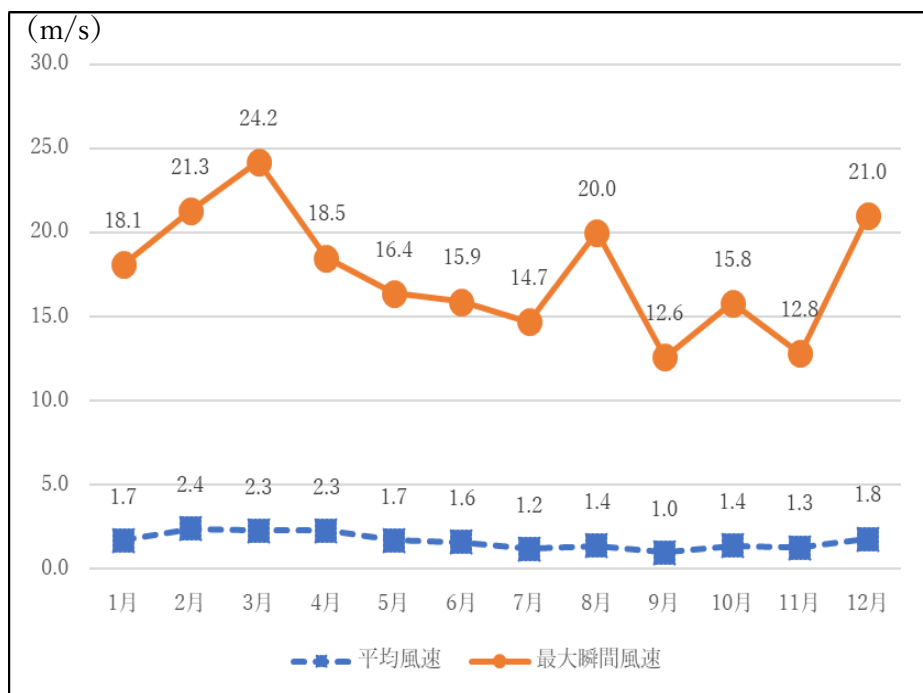
資料：令和4年版統計もろやま（観測場所：西入間広域消防組合）

最大瞬間風速の推移



資料：令和4年版統計もろやま（観測場所：西入間広域消防組合）

令和3年の月別平均風速と最大瞬間風速



資料：令和4年版統計もろやま（観測場所：西入間広域消防組合）

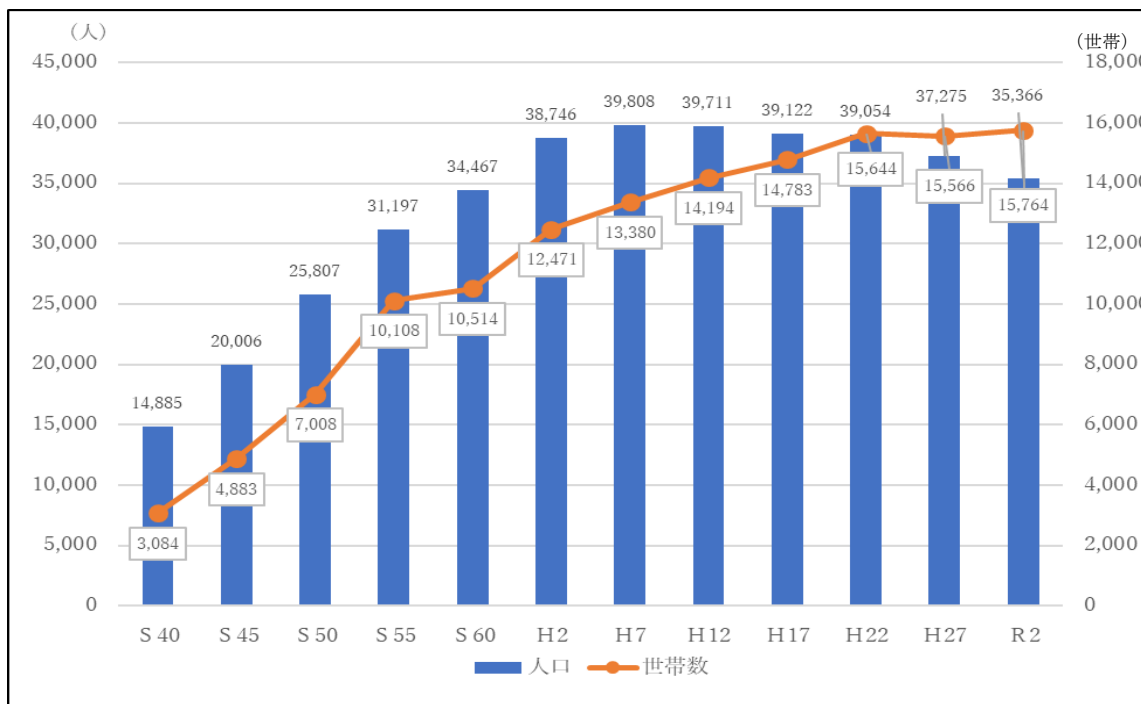
総則
第2節 毛呂山町の概況

(3) 人口

本町の人口は、昭和40年以降、増加傾向を示していたが、平成7年をピークとして少しずつ減少し、令和2年の国勢調査では35,366人となっている。

世帯数は、平成22年まで増加傾向を示していたが、平成27年に一度減少に転じ、令和2年は15,764世帯と増加に転じた。なお、平成12年からは人口が減少しているにもかかわらず、世帯数が概ね増加傾向にあるのは単身世帯の増加がうかがえる。

人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

将来人口及び人口構成比

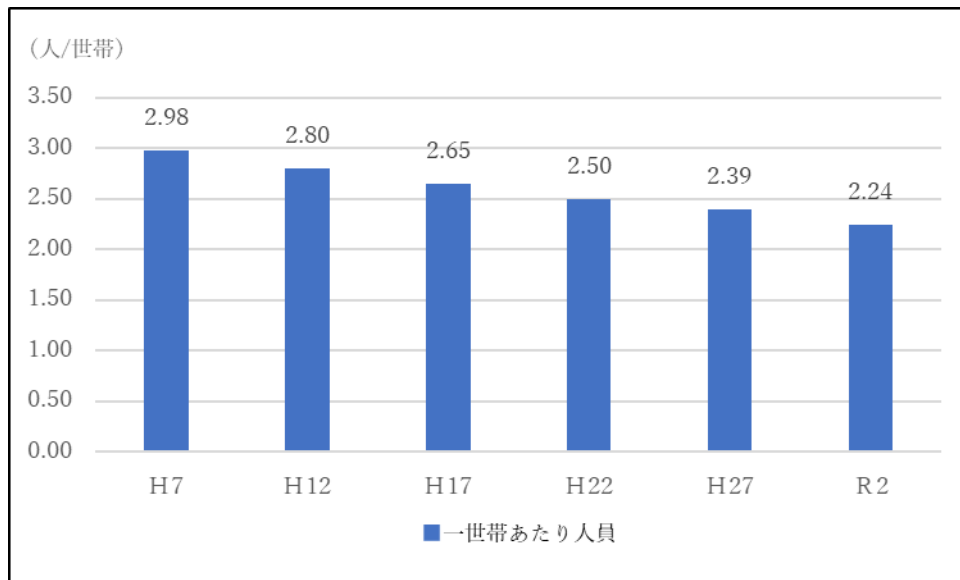
区 分		《現況》	将来人口(戦略人口)
		令和2年(2020)	令和12年(2030)
人 口		35,366 人	32,554 人
人口構成比	0～14 歳	8.6%	10.7%
	15～64 歳	57.8%	58.0%
	65 歳以上	33.6%	31.3%

資料：第五次毛呂山総合振興計画 後期基本計画・第2期総合戦略

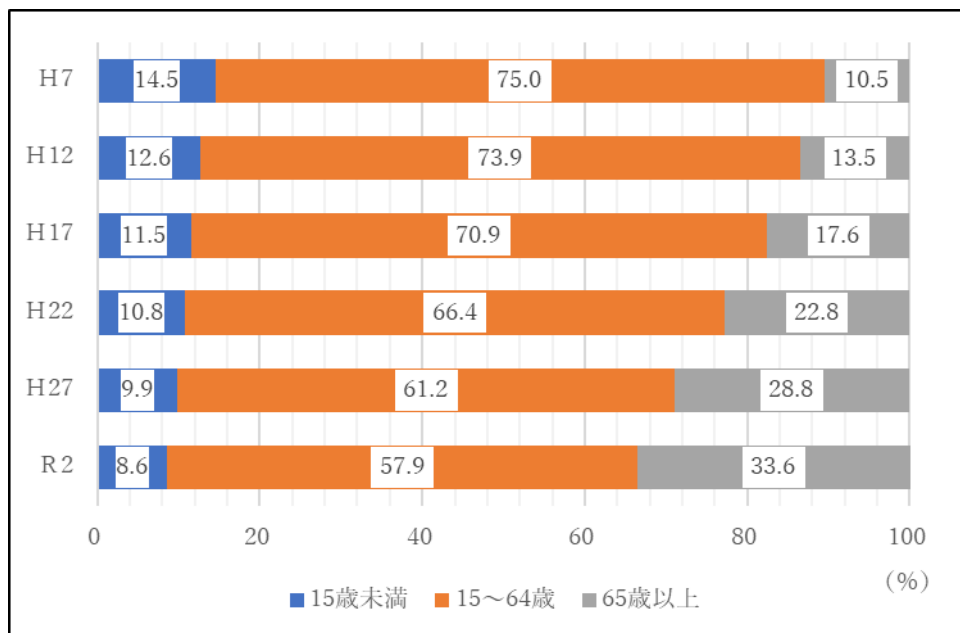
一世帯当たり人員は減少傾向を示しており、平成7年は2.98人／世帯であったが、令和2年には2.24人／世帯となっている。これは、高齢者単身世帯をはじめとする高齢者世帯、高齢者以外の単身世帯、核家族の増加によるものと考えられる。

高齢化については、年齢3区分人口（年少人口、生産年齢人口、老年人口）の推移からも顕著にみられ、老年人口の占める割合が令和2年には33.6%に増加している。

一世帯当たり人員



年齢別割合

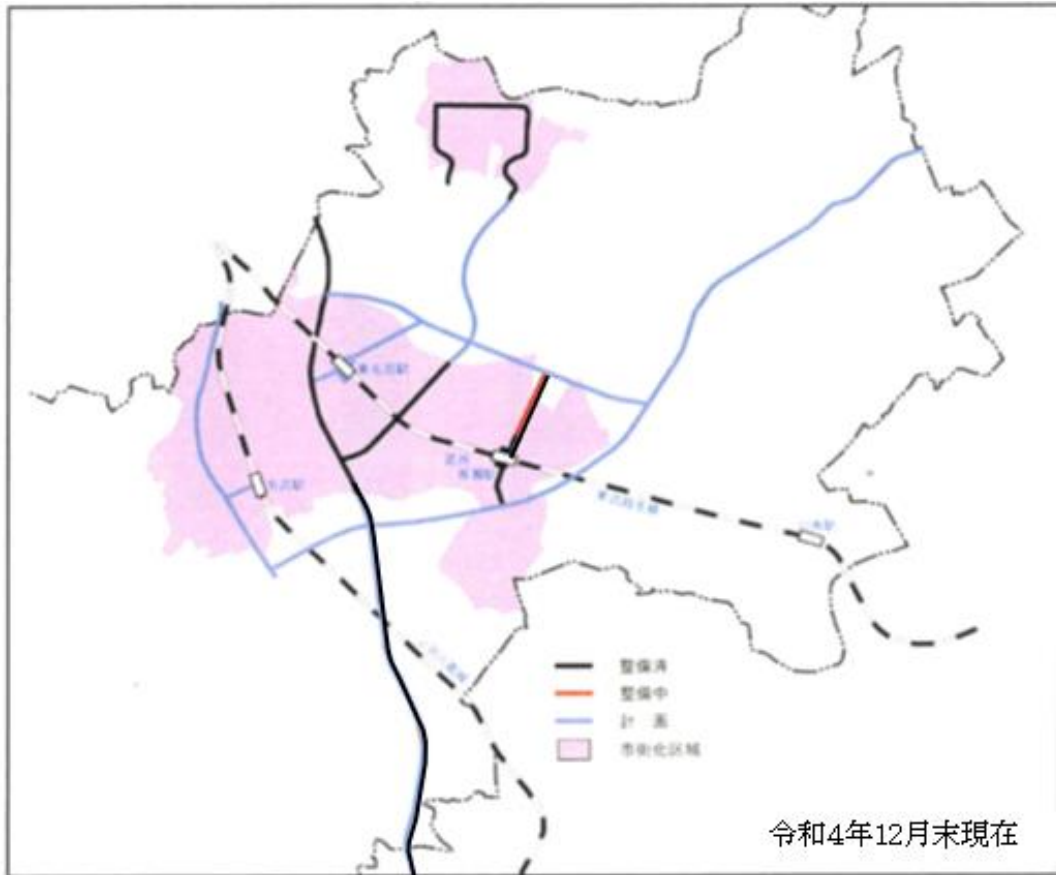


資料：国勢調査

(4) 交通

本町の幹線道路として、南北方向に主要地方道飯能寄居線、飯能寄居線バイパス、東西方向に主要地方道川越坂戸毛呂山線があり、一般県道として、川越越生線、岩殿岩井線、ときがわ坂戸線がある。

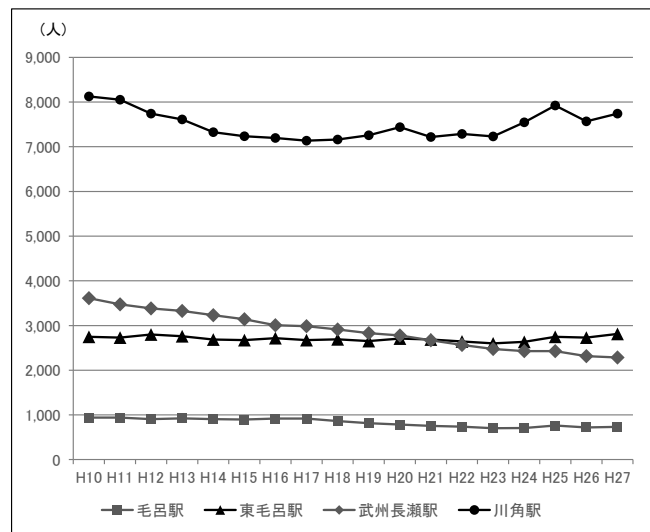
都市計画道路の整備状況



令和4年12月末現在

駅別乗車客数

本町には、JR八高線と東武越生線の2路線の鉄道が走っており、JR毛呂駅、東武越生線東毛呂駅、武州長瀬駅、川角駅の4駅があり、1日当たりの乗車客数は、市街化調整区域にある川角駅の利用が最も多い状況となっている。



資料：埼玉県統計年鑑（平成11年～平成28年）

(5) 土地利用

本町は、中央部がくびれた鼓形の形状をしており、町の西部は県立黒山自然公園が含まれる緩やかな外秩父山地の山裾が広がり、中央部及び東部は肥沃な関東平野の平坦地が広がる地形となっている。また、越辺川や大谷木川、葛川などの河川が流れ、森林や平地林など緑豊かな自然環境に恵まれている。

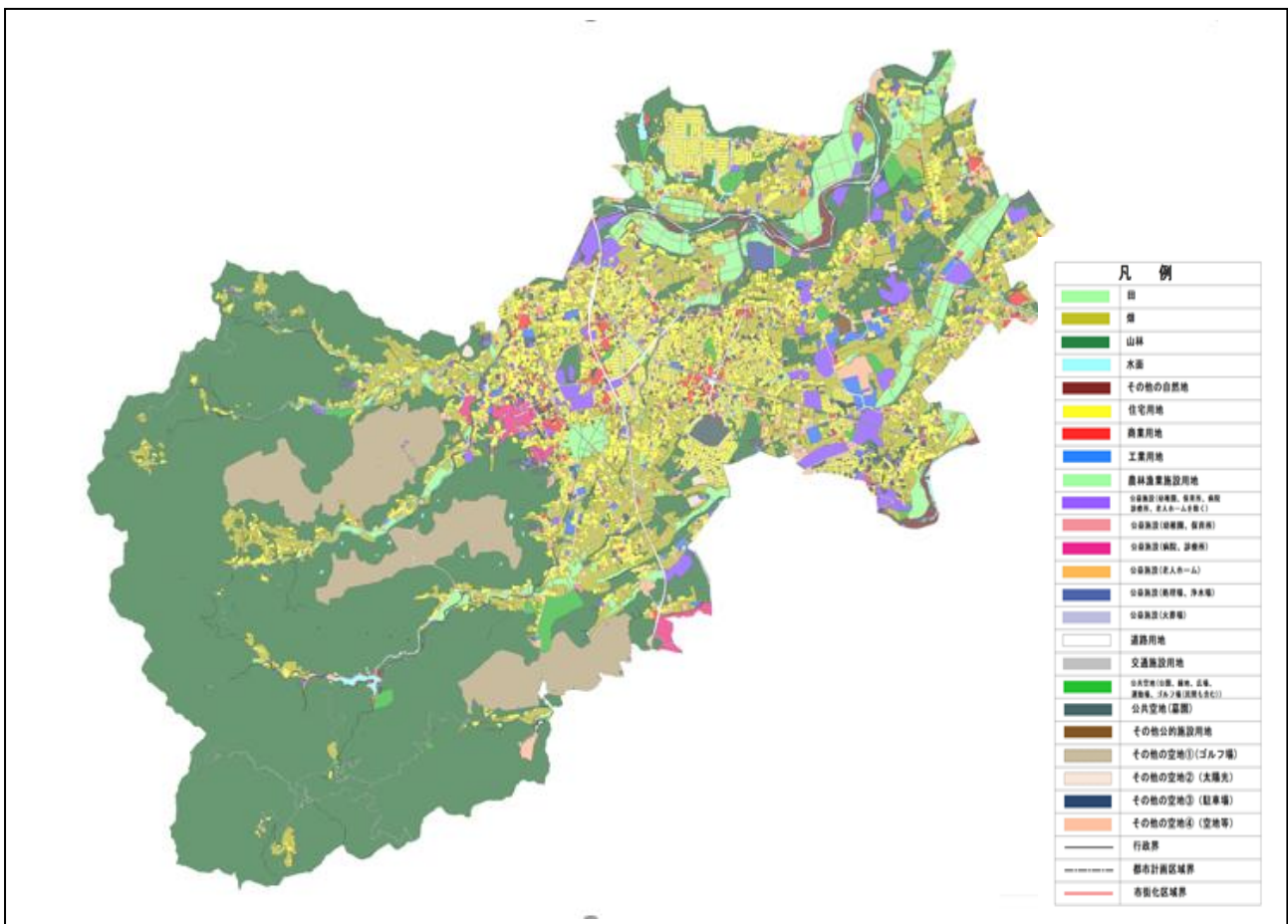
土地利用の現況としては、外秩父山地の山林を中心とする西部地域、市街地を主体とする中央地域、農用地を主体とする東部地域の3地域に区分することができる。

西部地域には、山間部が県立黒山自然公園に指定されているほか、鎌北湖やゆずの里オートキャンプ場、ゴルフ場などの観光・レクリエーション施設が点在している。

中央地域には、JR八高線の毛呂駅、東武越生線の東毛呂駅及び武州長瀬駅の3駅を中心とした平坦部の既成市街地からなる大規模小売店などの商業地や住宅地が形成されているほか、畑などの農地が点在している。

東部地域には、平成8年から分譲が開始された目白台地区があり、地区計画などを活用したまちづくりが進められている。

土地利用現況図



資料：都市計画基礎調査 基準年度（令和2年度）

(6) 地形・地質

本町の地形は、町のほぼ中央を南北に走る県道飯能寄居線付近を境に、西側は標高250～400mの丘陵及び山地となっており、ゴルフ場を除いては、ほとんど山林として利用されている。

県道飯能寄居線より東側は、40～80mの段丘及び沖積低地が広く分布している。段丘は市街地が発達し、かつ、畑地として利用されているが、これら畑地も宅地化が進んでいる。また低地は、水田として主に利用されているが、一部盛土され宅地化されているところも多く見られる。

地質は西側の山地は、地質時代の古い中・古生層の御荷鉾緑色片岩、三波川変成岩等の硬い岩石より構成されており、本町と飯能市の境付近には第三紀の丘陵があり、主に飯能礫になっている。山地及び丘陵地から東側は漸次高度を下げ市街地の段丘へ、さらには越辺川をはじめとする中小河川によって開析された沖積低地が発達し、台地は段丘礫層とそれを覆う関東ローム層が分布する。沖積低地は軟弱な粘性土及び締まりのゆるい砂及び礫層によって構成されている。

(7) 活断層の概要

近年、活断層の活動が多くの場合地震を伴い、活断層に近い将来災害をもたらすかもしれないということがわかり、活断層に大きな関心が寄せられている。とりわけ、大災害となった1995年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降、「活断層」は一般の人々にも広く知られる用語となった。

「活断層」の定義は、活断層研究会によれば「最新の地質時代（第四紀：200万年前～現在）にくりかえし活動し、将来も活動することが推定される断層」とされる。

毛呂山町周辺の活断層は、県農林部林務課の「埼玉県地質図（山地・丘陵地）解説書（1999年）」によれば、次のとおりである。

ア 名栗断層（確実度Ⅱ^{※1} 活動度C^{※2}）

北西—南東の方向性を持ち、北東側地盤が隆起するとともに左横ずれ変位を伴う断層で、長さ10km、立川断層の北西延長上に位置する。

イ 浦山口断層（確実度Ⅲ^{※1} 活動度C^{※2}）

北東—南西の方向性を持ち、長さ7km。「日本の活断層」旧版では確実度Ⅱとされていたが、地形的な検討が進み（断層の両側にある中・高位段丘の頂面高度に顕著な差が認められない等）、確実度Ⅲに変更された。地質的には、秩父盆地南縁の日野断層とおおよそ一致し、地形的には秩父盆地と南側の奥秩父山地を画する境界となっている。

ウ 越生断層（確実度Ⅱ^{※1} 活動度C^{※2}）

注) ^{※1} 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの。

確実度Ⅱ：活断層であると推定されるもの。

確実度Ⅲ：活断層の疑いのあるリニアメント。

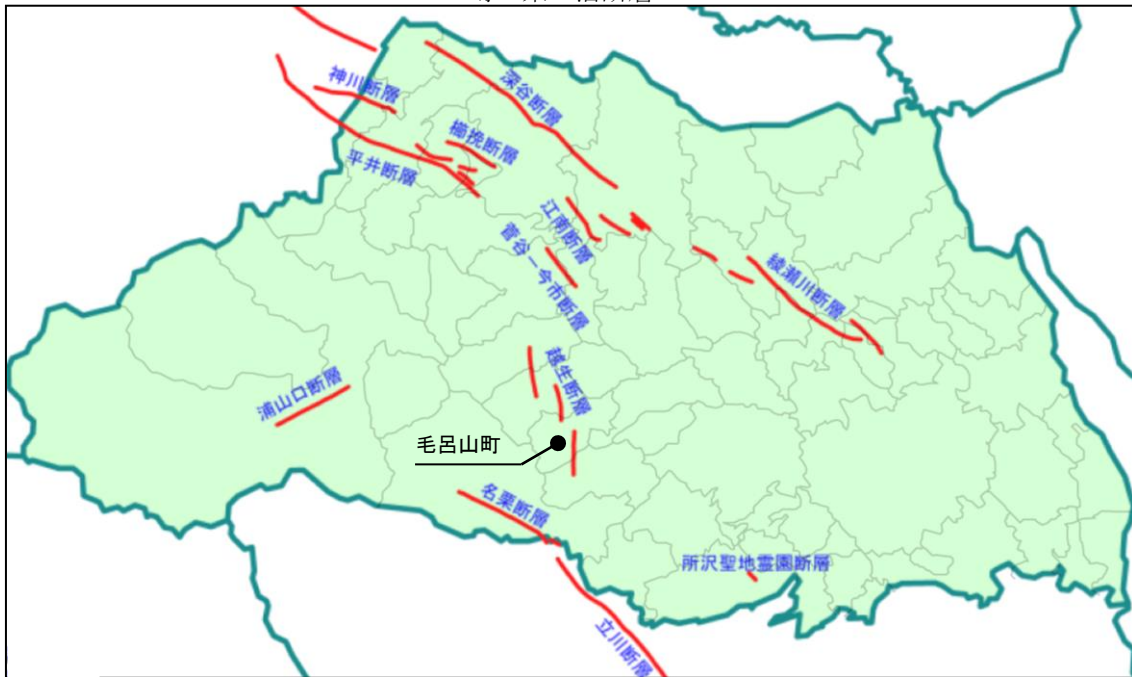
^{※2} 活動度A：平均変位速度が1m/1000年以上10m/1000年未満のもの。

活動度B：平均変位速度が0.1m/1000年以上1m/1000年未満のもの。

活動度C：平均変位速度が0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの。

活断層の運動によって生じる地震の特徴としては、地震の規模は一般にプレート境界部で発生する被害地震に比べて小さいものの、震源の深さが浅く、また内陸部で発生するため都市域の近くで発生した場合には、範囲は狭いものの局地的に大きな被害をもたらすが、その活動周期は、数千年以上の長さをもつ。

埼玉県の活断層



資料：埼玉県地域防災計画資料編（平成28年3月）

埼玉県の活断層の概要

断層名	确实度	活動度	平均変位速度(m/1000年)	備考
深谷断層	II	B~C	0.2~0.3	
江南断層	I	C	0.08~0.1	
綾瀬川断層	II~III	B~C	0.1 未満	
平井断層	I	B	0.1~0.17	
神川断層	I	B	0.25	
榑挽断層	I	C	0.04 以上	
名栗断層	II	C	—	
立川断層	I	B	0.06~0.36	
越生断層	II	C	—	
所沢聖地霊園断層	II	C	—	
浦山口断層	III	C	—	
确实度	活断層であるかどうかの確からしさを、その認定根拠によってランク分けしたものの。 I：地形・地質などから活動の明確な証拠が確認されており、活断層であることが确实なもの II：活動の証拠がやや間接的又は断片的で、活断層であることが推定されるものの、その信頼度がやや劣るもの III：活断層である可能性はあるが、活動の証拠に乏しく、河川の浸食などの他の原因で生じた疑いがあるもの			
活動度	活断層の活動性を平均変位速度を基準にしてランク分けしたものの。平均変位速度が具体的に求められない場合でも、断層による変位地形の鮮明さなどに基づいて、活動度が推定されることがある。 A：平均変位速度が 1,000 年あたり 1-10m のもの B：平均変位速度が 1,000 年あたり 0.1-1m のもの C：平均変位速度が 1,000 年あたり 0.01-0.1m のもの			
平均変位速度	活断層の活動性を示す指標で、その認定に用いた基準となる地形や地層の変位量を、その形成時期からの時間で除した値のこと。通常は 1,000 年あたりの変位量として示す。			

断層帯名 断層名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率 (%)			平均活動間隔 最新活動時期
			30年以内	50年以内	100年以内	
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4 程度	0.5% ~ 2%	0.8% ~ 4%	2%~7%	10000年-15000年程度 約20000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯(主部)	深谷断層、江南断層、綾瀬川断層(北部)	8.0 程度	ほぼ0% ~ 0.008%	ほぼ0% ~ 0.01%	ほぼ0% ~ 0.03%	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯(平井-榑挽断層帯)	平井断層、神川断層、榑挽断層	7.1 程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯	綾瀬川断層	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。				

注：活断層研究会編 「新編日本の活断層」(1991年東大出版会)に、地震調査研究推進本部の活断層評価を加味して作成

2 災害の概要

(1) 気象災害

本町における風水害の被害は明治期に多数見受けられた。その後河川整備は行われたが、その後も水害や干害に悩んだ年もあった。

1933年には県南西部に雷雨とともに降雹があり、農業に多大な被害が生じた。戦後も自然災害が多く発生し、次のような被害が生じた。

発生年月日	災害名	状 況
1946. 5. 23	降 雹	約20分間の雷雨とともに降雹。特に箕和田と西戸に大被害。
1946. 8. 1	豪 雨	県道毛呂・高坂線（現岩井・岩殿線）沢田箕和田間の越辺川橋流失。用水堰の破壊流失各所に起こる。
1947. 9. 15	キャスリン台風 大洪水	越辺川・高麗川をはじめ町内河川みな氾濫。久保堰、西戸堰、苦林堰等大破。改築直後の越辺川橋半壊。林道被害も随所に起きた。
1948. 9. 16	アイオン台風	用水堰の破壊、水陸稲の倒伏、建物の破壊等が起こった。
1949. 8. 31	キティ台風	毛呂本郷将監淵を始め、護岸の欠潰、用水堰の破壊、水陸稲倒伏。
1950. 9. 3	ジェーン台風	前年同様の被害。
1953. 5. 3	凍 害	桑園の被害甚だしく、春蚕掃立不能の所や掃立減の所が生じた。
1953. 夏～秋	冷 害	夏から秋にかけて、度々の長雨があり、低温が続き病虫害が異常発生し、毛呂山は水稲6町歩余。川角村は水稲30町歩余。陸稲8町歩余何れも3割以上の減収で共済対象となった。
1956. 4. 30	凍 霜 害	平坦部の桑園ほとんど被害、春蚕の掃立を遅らせ、かつ、6,770瓦の掃立減。
1959. 9. 26	伊勢湾台風	臥竜山東南部杉檜巨木120本倒伏。屋敷林等多数倒伏。山林の被害も多く、また建物の被害400戸。
1960. 夏	干害・気象害	高温が続き、水稲の生理的障害による青立ちも多く発生。
1961. 6. 27	豪 雨	町内主要用水堰ほとんど破壊、田畑冠水。
1964. 夏	干 害	3割以上の減収のため共済対象となった面積水稲30町歩2反（261戸）、陸稲23町歩（316戸）。
1966. 6. 28	台風4号	集中豪雨の川越の記録328mm。主要用水堰ほとんど決壊。田畑冠水埋没のために一部に水稲植替田も出た。
1966. 9. 25	台風26号	暴風を正面にうけた山林及び屋敷林の倒伏或いは折損の被害甚大。臥竜山では境内特に東側一帯の密林の巨木が押し並べて倒伏或いは折損した。被害状況は次の通り。 倒状 杉目通り 60cm～180cm 63本 檜 " 60cm～180cm 236本、60cm以下 71本 折損 杉 " 79cm～190cm 9本 檜 " 61cm～211cm 20本 なお、町内建物の全壊・半壊・傾斜・一部破損合計825戸。水陸稲は倒伏とその後の秋ウンカの異常発生により、3割以上の被害面積水稲76町歩5反、陸稲11町歩8反。災害救助法の適用あり。
1982. 9	台風18号	住家半壊4件。災害援護資金の貸付事例あり。
1987. 9. 10	大 雨	(被害状況) 床下浸水 23件

1988. 5. 28	降 電	午後6時30分頃から7時頃までの約30分間にわたる降雹。八高線以西の農作物に大被害をもたらす。埼玉県農業災害特別措置条例第5条適用。 (被害状況) 果 樹 9.5ヘクタール そ 菜 1.5ヘクタール
1991. 8. 20	台風12号	(被害状況) 床上浸水 7件 床下浸水 33件
1999. 8. 14	大 雨	(被害状況) 床上浸水 3件 床下浸水 16件 急傾斜地崩壊 被災 3件
2002. 7. 9	大 雨	(被害状況) 床下浸水 1件 道路一部決壊 ブロック塀転倒 急傾斜地崩壊 被災1件
2002. 7. 10	台風6号	(被害状況) 床上浸水 2件 急傾斜地崩壊
2008. 6. 13	大 雨	(被害状況) 急傾斜地崩壊
2009. 2. 13	大 雨	(被害状況) 急傾斜地崩壊
2011. 7. 19	台風6号	(被害状況) 急傾斜地崩壊、傾斜地崩壊
2012. 5. 2	大雨	(被害状況) 急傾斜地崩壊
2013. 9. 16	台風18号	(被害状況) 一部崖崩れ
2014. 2. 8	大雪	熊谷地方気象台では最深積雪43cmを観測し、町内でも倒木等の被害が発生した。 (被害状況) 倒木
2014. 2. 14	大雪	熊谷地方気象台では最深積雪62cmを観測し、町内でも積雪によるカーポート、農業施設等の破損が多数発生した。 (被害状況) 負傷者 軽傷3、中傷4 公共施設、カーポート・農業施設の破損
2014. 6. 6	大雨	(被害状況) 崖崩れ
2015. 7. 16	台風11号	(被害状況) 床下浸水
2015. 9. 9	台風18号	(被害状況) 床下浸水
2016. 8. 22	台風9号	(被害状況) 床下浸水 1件
2017. 10. 22	台風21号	(被害状況) 地すべり 岩崩れ数箇所
2018. 9. 30～ 10. 1	台風24号	(被害状況) 家屋破損

2019. 9. 11	大雨	(被害状況) 床上浸水
2019. 10. 12～ 10. 13	台風19号	(被害状況) 床上浸水 床上浸水 法面崩落
2022. 7. 12	大雨	(被害状況) 床上浸水 床上浸水 法面崩落

(2) 地震災害

毛呂山町に被害を及ぼした地震としては、次のものがあげられる。

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害
1855. 11. 11 (安政2)	((安政)江戸地震)	6. 9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者3、負傷者1,724、家屋全壊27。幸手付近で家屋3,243棟が全壊同様となる被害あり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1894. 6. 20	(東京湾北部の地震)	7. 0	南部で被害があり、飯能で山崩れ(約630m)があった。
1923. 9. 1 (大正12)	(関東大震災)	7. 9	死者・行方不明者411、負傷者497、家屋全壊9,268、半壊7,577。
1931. 9. 21 (昭和6)	(西埼玉地震)	6. 9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者11、負傷者114、住家全壊63。秩父郡太田村八入峠にかなりの地すべりがあり。
2011. 3. 11 (平成23)	(東北地方 太平洋沖地震)	9. 0	住宅 一部破損5、路の亀裂、落石、窓ガラス破損、水道への影響あり。電力不足による計画停電12回、ガソリン不足による移動の制約があった。

※主な被害は県内の被害。県内の被害が特定できない場合は()内に全体の被害を記述。(出典:「日本の地震活動(追補版)平成11年3月」、「新編 日本被害地震総覧[増補改訂版416—1995](1996年)」、「埼玉県地質図(山地・丘陵地)解説書(1999年)」

東北地方太平洋沖地震の主な被害については、町資料による。

3 今後予想される災害

町に発生する災害又は発生が予想される災害は、おおむね次に掲げるとおりである。

- (1) 台風又は集中豪雨による水害(洪水、崖くずれ、山くずれ、地すべり、浸水等の被害)
- (2) 台風、たつまき、季節風による風害
- (3) 雷雨に伴う落雷、雹害
- (4) 大雪による雪害
- (5) 低温による凍霜害
- (6) 地震による災害
- (7) 大規模な火災及び集団的交通災害
- (8) その他多数の者の生命、身体、財産に危険がある場合

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 趣旨

防災に関し、町、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第2 町

町は、町の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、町の執行機関及び他の公共団体並びにその他の関係機関の協力を得て、おおむね次に掲げる事務を処理する。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備、点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

第3 県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

総則

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県 の 機 関	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
川越比企地域振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部川越支部の設置に関する事。 2 災害情報の収集及び報告に関する事。 3 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害応急対策に必要な応急措置に関する事。 5 市町村の支援要請に関する事。
坂戸保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。 2 飲料水の水質検査に関する事。 3 ねずみ族、衛生害虫の駆除方法の相談に関する事。 4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。 5 災害救助食品の衛生指導に関する事。 6 病院、診療所及び助産所情報に関する事。 7 地域災害保健医療対策会議の設置・運営に関する事 8 動物愛護・特定動物に関する事
西部教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係の被害状況の調査に関する事。 2 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事。 3 教科書及び教材等の配給に関する事。 4 重要文化財の保護に関する事。 5 災害地の学校の給食指導に関する事。
川越農林振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜水産被害状況の調査に関する事。 2 農作物等農業共済に関する事。 3 農業災害融資に関する事。 4 り災者の食料等の確保及び輸送に関する事。 5 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事。 6 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事。 7 防除機具及び農薬の調整に関する事。 8 治山、森林管理道施設の応急対策に関する事。
飯能県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に関する事。 2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事。 3 水防管理団体との連絡指導に関する事。 4 河川、道路及び橋梁等の被害状況の調査及び応急修理に関する事。
西入間警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 警告及び避難誘導に関する事。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 4 交通の秩序の維持に関する事。 5 犯罪の予防検挙に関する事。 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事。 7 漂流物等の処理に関する事。 8 その他治安維持に必要な措置に関する事。

第4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農林水産省 関東農政局 埼玉県拠点	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する こと。 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に 関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料、種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に 関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
埼玉森林管理事務所	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
東京管区気象台（熊谷地方気 象台）	1 気象、地象、地道及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関す ること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） 及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関す ること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関するこ と。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象 情報の提供及び解説・防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チー ム：JETT）
川越労働基準監督署	1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 2 災害復旧工事における労働災害の防止に関すること。 3 労働者の賃金立替払に関すること。

総則

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

<p>国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策の推進に関する事。 (2) 危機管理体制の整備に関する事。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関する事。 (4) 防災教育の実施に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生直前に関する事。 (2) 災害対応業務、災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保等 (3) 活動体制の確立に関する事。 (4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関する事。 (5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関する事。 (6) 災害発生時における応急工事等の実施に関する事。 (7) 緊急輸送に関する事。 (8) 二次災害の防止対策に関する事。 (9) 地方公共団体の支援に関する事。 (10) 被災者及び被災事業者に対する措置に関する事。 3 災害復旧・復興 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧の実施に関する事。 (2) 復旧・復興資機材の安定的な確保に関する事。 (3) 都市の復興に関する事。
-----------------------------------	--

第5 自衛隊

<p>陸上自衛隊第32普通科連隊</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施。 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関する事。
----------------------	--

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<p>NTT東日本 埼玉支店</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関する事。 2 災害非常通信の確保及び警報の伝達に関する事。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
<p>東京電力パワーグリッド(株) 川越支社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関する事。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

<p>日本郵便株式会社越生郵便局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、為替貯金、簡易保険各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。 3 為替貯金及び簡易保険の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険積立金の応急融資金等の運用管理に関すること。 4 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること。
<p>東日本旅客鉄道(株)高崎支社 東武鉄道(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 災害時により線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。 4 災害により線路が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理及び折返し運転、迂回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をする。 5 線路、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 6 死傷者の救護及び処置を行うこと。 7 事故の程度によっては、部外へ救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 8 停車場、その他輸送に直接関係のある建物等の保守及び管理を行うこと。
<p>越辺川・高麗川水害予防組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 構成市町の水防施設資材の整備に関すること。 2 構成市町の水防計画の策定と水防訓練に関すること。 3 構成市町の水防活動に関すること。
<p>(一社)埼玉県エルピーガス協会坂戸支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設(製造施設も含む。)の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による災害発生時の調達に関すること。

第7 毛呂山町を管轄する一部事務組合

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<p>西入間広域消防組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防力の整備に努めること。 2 防災のための調査に関すること。 3 災害の予防、警戒に関すること。 4 防災教育訓練に関すること。 5 その他災害対策に関すること。
<p>毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄内下水道施設等の管理に関すること。 2 災害時の下水道施設等の復旧に関すること。
<p>埼玉西部環境保全組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持、管理に関すること。 2 災害により発生した廃棄物の処理に関すること。

総則

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域静苑組合	1 施設の維持、管理に関する事。 2 遺体の埋・火葬に関する事。
坂戸地区衛生組合	1 施設の維持、管理に関する事。 2 被災地域に係るし尿処理に関する事。

第8 防災上重要な機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
入間地区医師会 埼玉医科大学医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
毛呂山消防団	1 消防力の整備に努める事。 2 災害の予防、警戒に関する事。 3 災害時の救助、救援に関する事。 4 その他災害対策に関し、消防組合等と協力する事。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事。
- (5) 農作物の需給調整に関する事。

2 商工会等商工業関係団体

- (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事。

3 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護の実施に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

4 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

5 社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会

- (1) 要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦など災害時に配慮を要する者。以下「要配慮者」という。）の支援に関する事。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。

6 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。

7 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。

- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。

8 自治会等

- (1) 町が実施する応急対策についての協力に関する事。

9 日本赤十字社埼玉県支部・毛呂山町分区

- (1) 医療救護の実施に関する事。
- (2) 救援物資の配分に関する事。
- (3) 災害時の活動（応急手当・炊き出し・安否確認等）に関する事。

第4節 災害想定

第1 風水害被害想定

1 浸水想定区域

国土交通省及び埼玉県では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。

本町に関係する河川として、荒川水系越辺川、高麗川の浸水想定区域が公表されており、本町北東部の越辺川右岸では最大5m程度の浸水が、本町東部の高麗川左岸では最大3m程度の浸水が、それぞれ想定されている。

2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

埼玉県では、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が発生した場合、危害が及ぶ範囲を明らかにしている。

本町西部の山間部において土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、町では土砂災害警戒区域等の位置を示した土砂災害ハザードマップを作成し、住民への周知を図っている。

第2 地震被害想定

1 県地震被害想定調査の概要

埼玉県では、平成24～25年度の2箇年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施し、大規模地震による県内の被害を想定している。

近年の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による最新の長期評価を参考にして、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、次に示す5つの地震が想定されている。

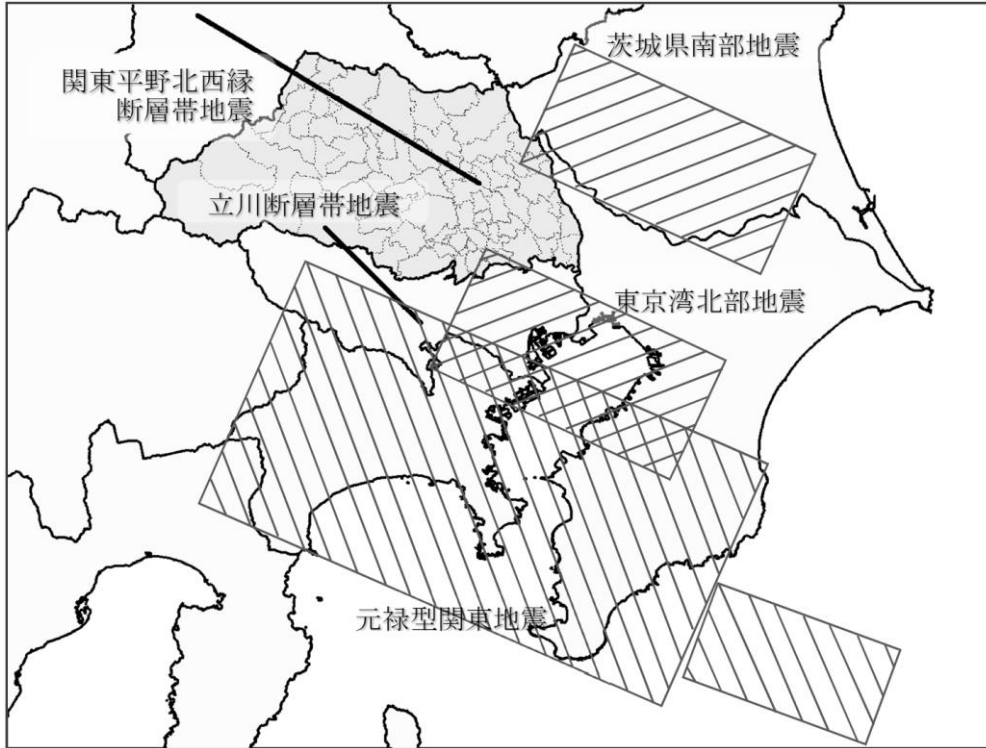
(1) 被害想定地震

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いものを想定
茨城県南部地震	7.3		
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
深谷断層による地震	7.5		
綾瀬川断層による地震	6.9		

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

資料：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月 埼玉県）

(2) 想定地震断層位置図

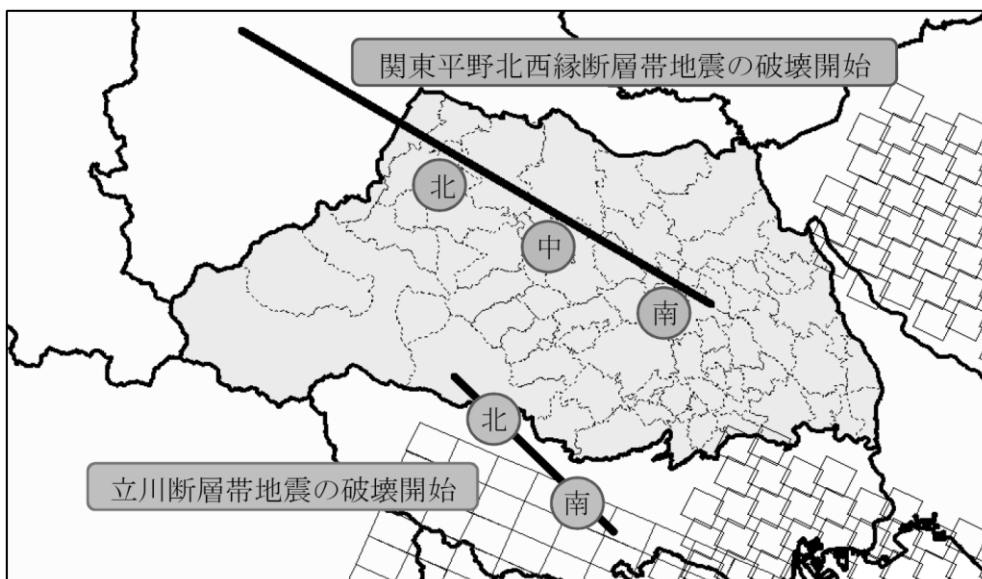


資料：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月 埼玉県）

(3) 活断層型地震の想定について

活断層による地震動の推計に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯地震は3点(北、中央、南)、立川断層帯地震は2点(北、南)のパターンを設定した。



資料：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月 埼玉県）

2 毛呂山町の被害予測

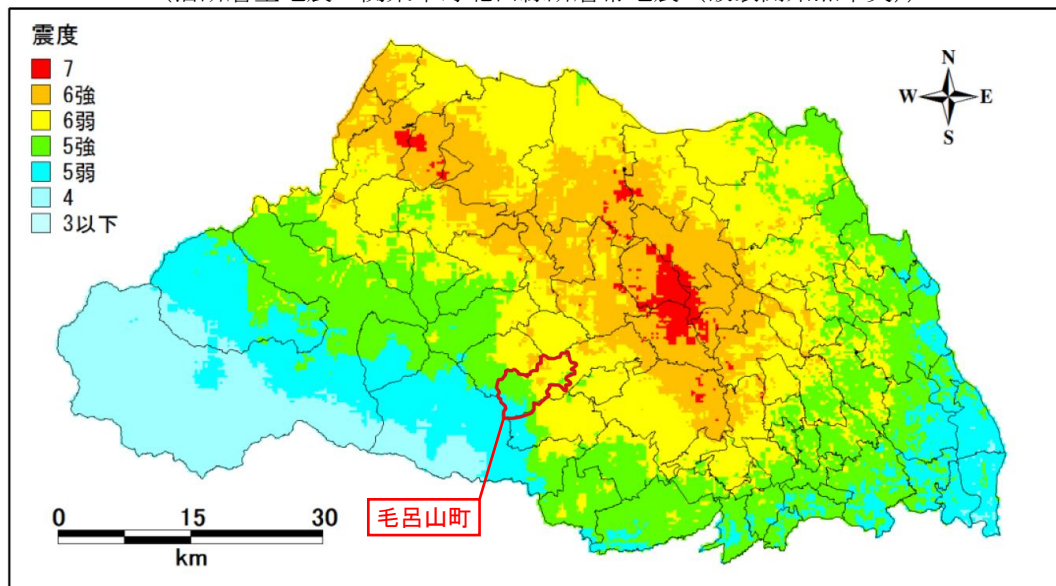
県被害想定調査で被害想定を行った5タイプの地震の中で、本町では「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）」の被害が最も大きくなる。この地震による被害の詳細を次に示す。

(1) 地震震度

埼玉県中央部から北西部に向かって震度6強以上の地域が分布し、町域では震度5～6強の地域が分布する。

地震震度分布図

(活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）)



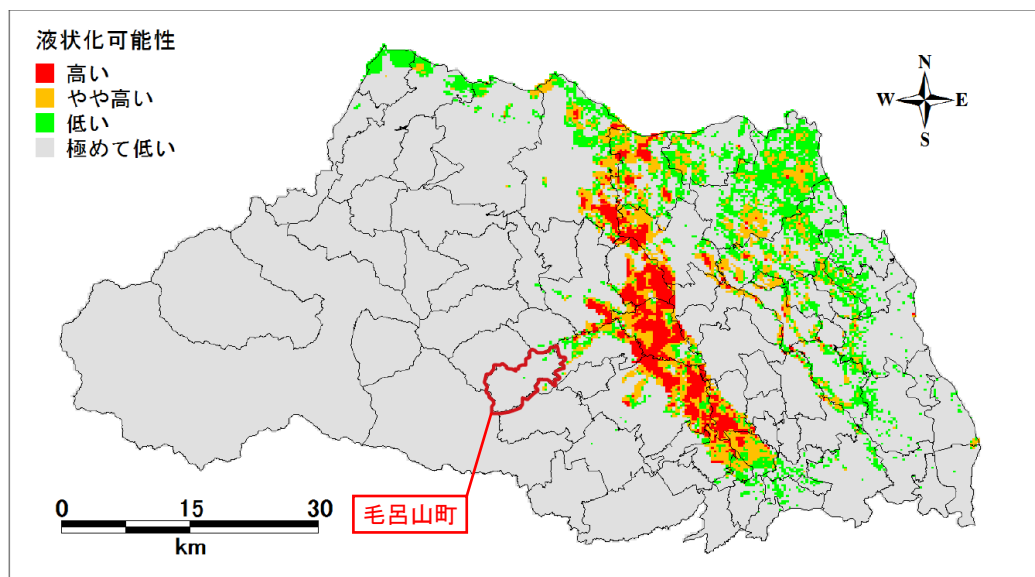
資料：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月 埼玉県）

(2) 液状化可能性

埼玉県では、西部に山地、東部に低地が広がることから、全体的な傾向として、東部で液状化可能性が高い。町域では、液状化の可能性は低い、又は極めて低い想定となっている。

液状化可能性分布図

(活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）)



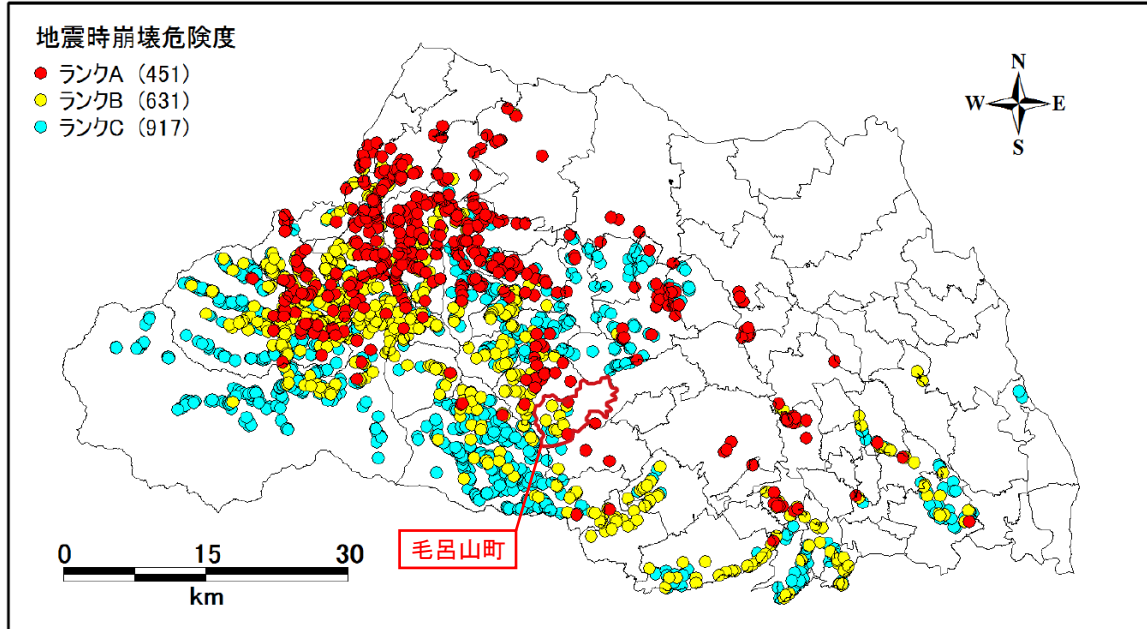
資料：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月 埼玉県）

(3) 急傾斜地崩壊危険度予測

埼玉県西部の山地で危険度の高いランクAの箇所が多く、町域にもランクAの箇所が数箇所ある。

急傾斜地崩壊危険度予測結果図

(活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点中央))



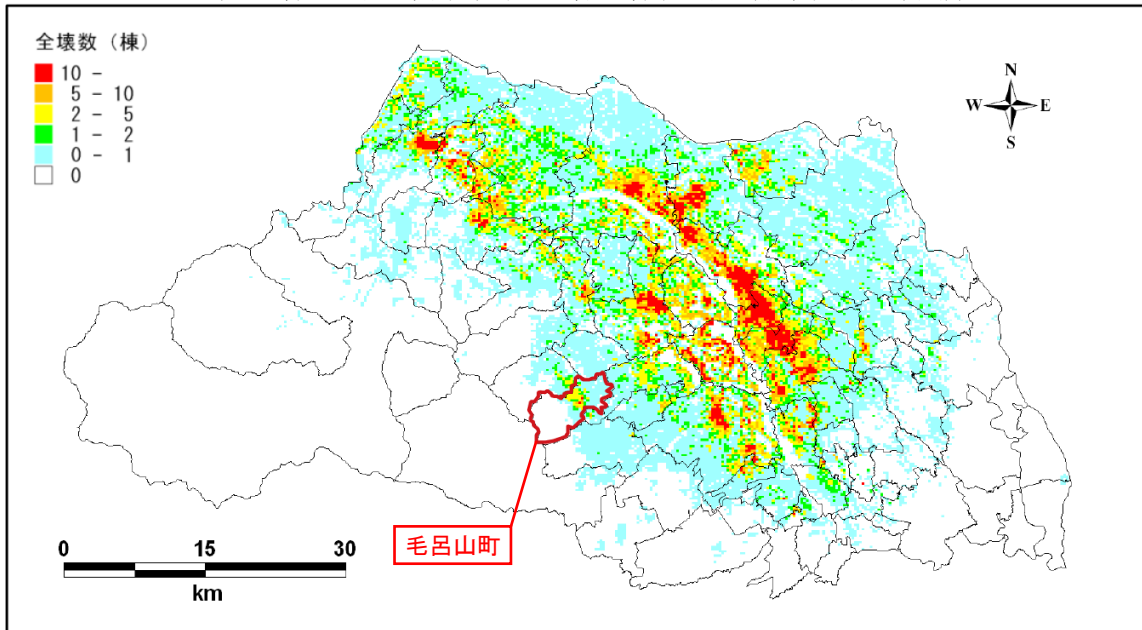
資料：埼玉県地震被害想定調査報告書 (平成26年3月 埼玉県)

(4) 全建物全壊数予測

埼玉県中央部から西北部にかけて全壊する建物数が多く予測されている。

250m メッシュ別揺れ+液状化による全建物全壊数予測分布図

(活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点中央))



資料：埼玉県地震被害想定調査報告書 (平成26年3月 埼玉県)

本町における主要な被害予測結果
(活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点中央))

項目	予測内容		単位	関東平野北西縁 断層帯地震 (破壊開始点中央)	条件等	
震度	最大震度		—	6強	—	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	—	
		面積率	%	0.0		
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	219	—	
		全壊率	%	1.18		
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	1,255	—	
		半壊率	%	6.76		
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	—	
		全壊率	%	0.33		
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	—	
		半壊率	%	0.77		
	焼失	焼失棟数	棟	43	風速8m/s、冬18時	
		焼失率	%	0.23		
人的被害	冬5時	死者数	人	15	風速8m/s	
		負傷者数	人	210		
		うち重傷者数	人	18		
	夏12時	死者数	人	6	風速8m/s	
		負傷者数	人	129		
		うち重傷者数	人	12		
	冬18時	死者数	人	10	風速8m/s	
		負傷者数	人	142		
		うち重傷者数	人	13		
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	13,696	—
			1日後	人	2,168	風速8m/s、冬18時
		停電率	直後	%	35.07	風速8m/s、冬18時
			1日後	%	5.55	
	電話	不通回線	回線数	回線	41	風速8m/s、冬18時
			不通率	%	0.27	
		携帯電話	停電率	%	5.6	風速8m/s、冬18時
			不通率	%	0.3	
	都市ガス	供給停止件数	件	5,609	—	
		供給停止率	%	99.5		
上水道	断水人口(1日後)	人	3,827	—		
下水道	機能支障人口	人	7,435	—		
生活支障	全避難者数	1日後	人	895	風速8m/s、冬18時	
		1週間後	人	1,162		
		1か月後	人	1,480		
	避難所避難者数	1日後	人	537	風速8m/s、冬18時	
		1週間後	人	581		
		1か月後	人	444		
	帰宅困難者数	平日	人	5,824	12時	
		休日	人	3,913		
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数	棟	108	—	
	その他	廃棄物	災害廃棄物	万ト	4.1	風速8m/s、冬18時
			万m ³	2.6		

資料：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月 埼玉県）

3 町の取組み

埼玉県地震被害想定調査における被害想定5地震では、最大震度6強が想定されている。

しかし、これら以外にも、先に述べたように活断層の可能性があるとされる名栗断層、浦山口断

総則

第4節 災害想定

層、越生断層が確認されており、どこで大きな地震が発生するか分からない状況となっている。

町は、これらを十分考慮して、本編各計画において対策を講じることとする。

第5節 防災訓練

第1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の涵養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るものとする。

第2 実施計画

1 総合防災訓練

町は、関係機関と協力して必要に応じて各種応急対策を織り込んだ総合訓練を地域住民と一体となり、実施する。

2 災害情報収集伝達訓練

(1) 災害情報の収集伝達機器を最良の状態に保つために実施する。

(2) 訓練の種類

ア 災害情報収集伝達訓練

イ 通信連絡訓練

ウ 非常通信訓練

(3) 実施の方法

ア 災害情報の収集伝達機器を、日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。

イ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する。

ウ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

3 避難訓練

(1) 町が実施する訓練

町は、災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て避難訓練を実施する。

(2) 学校等の施設管理者が実施する訓練

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

(3) 社会福祉施設等の施設管理者が実施する訓練

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の施設管理者は、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

資料編	○要配慮者利用施設一覧	P277
-----	-------------	------

(4) 防火管理者が実施する訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

(5) 要配慮者等に対する訓練

町は、住民、団体、企業等が行う要配慮者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

4 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

事業所、自主防災組織等は、災害時の行動を習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

(1) 事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所における避難訓練は、消防訓練に合わせて実施する。自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

(2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、市町村及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練や避難所開設・運営訓練などを実施する。

5 地震対応防災図上訓練

町は、首都直下地震等の想定に基づき、情報の収集及び判断指揮の訓練を実施して、更なる職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

6 非常参集訓練

(1) 趣旨

大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、職員の迅速な参集が欠かせないため、町は、実践的な非常参集訓練を実施し、災害対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 実施時期

適切な時期を選定して実施する。

イ 訓練の種類

勤務公署等への参集、初動対応等について、毎年度定める。

ウ 訓練の方法

災害想定を適宜、見直し実施する。

7 その他の訓練

町は、上記訓練のほか、業務継続計画図上訓練、土砂災害防災訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

8 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

また、災害対応に資する訓練については、常に検証を行い、計画の不備、課題の把握及び職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 評価及び検証の方法

ア 訓練後の意見交換会

イ アンケートによる回答

ウ 訓練の打合わせでの検討

(2) 検証の整理及び反映

ア 防災訓練

訓練に対する評価や課題を整理した訓練実施報告書を作成するとともに、その内容を次期の訓練計画に反映させる。

イ 地震対応防災図上訓練

訓練実施後、参加者の意見を求め、実施結果報告書を作成するとともに、訓練計画の改定及び

その後の災害対応に反映させる。

ウ 非常参集訓練

訓練結果を検証し、実施報告書を作成するとともに、各種計画及び災害対応に反映させる。

エ その他の訓練

訓練結果を検証し、実施報告書を作成するとともに、各種計画及び災害対応に反映させる。

第6節 調査研究

第1 基本方針

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施するものとする。

第2 実施計画

1 基礎的調査研究

町は、地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行うものとする。

また、県が実施する地震被害想定調査を活用し、町内の被害状況、被害地域等を把握し、効果的な地震対策を実施するものとする。

2 防災アセスメントに関する調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性、高齢者の比率などを含む。）を診断した「カルテ」から構成される。

3 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

(1) 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

(2) 軟弱地盤液状化対策に関する調査研究

大規模地震時には軟弱な地盤の土地では、地盤の液状化が予想される。県の地震被害想定調査上では、当町における被害は少ないとされているが、引き続き各研究機関における調査研究の成果を参考にし、軟弱な地盤液状化対策に関する調査研究が必要である。

(3) 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

(4) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。

(5) 災害情報の伝達等に関する調査研究

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、住民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究が必要である。

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災地域づくり

第1 防災組織整備

1. 1 防災関係機関

1 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期するものとする。

2 防災に関する組織

(1) 防災会議

ア 町に、毛呂山町防災会議を置く（災対法第16条）。

イ 防災会議の組織及び運営については、関係法令、毛呂山町防災会議条例（昭和38年条例第13号）及び防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

(ア) 町防災計画を作成すること。

(イ) 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者が、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、町長に意見を述べること。

(2) 災害対策本部

町の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、毛呂山町災害対策本部を設置することができる（災対法第23条の2）。

本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し、検証を図る。

3 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

4 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようになるものとする。

5 応援協力体制

(1) 市町村間の相互応援

ア 全体計画

町長は、町の地域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

イ 現況及び短期計画

町は、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

資料編 ○毛呂山町災害時応援協定一覧(S 5 4～) P295

1. 2 公共的団体等との協力体制の確立

1 基本方針

町は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において災害応急対策等に関し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び避難所内での援助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

1. 3 自主防災組織の整備

1 趣旨

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず住民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

2 住民の役割

住民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

(1) 平常時の役割

- 1 防災に関する学習
- 2 火災の予防
- 3 防災用品、非常持出品の準備
- 4 3日(推奨1週間)分の飲料水及び食料の備蓄
- 5 生活必需品の備蓄
- 6 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- 7 ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化
- 8 災害時の家族同士の連絡方法の確認
- 9 町の実施する防災訓練への参加

- | | |
|----|-------------------------|
| 10 | 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動への参加 |
| 11 | 住宅の耐震化 |

(2) 災害時の役割

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 初期消火 |
| 2 | 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。 |
| 3 | 自主防災活動への参加、協力 |
| 4 | 避難所でのゆずりあい |
| 5 | 町、防災関係機関が行う防災活動への協力 |
| 6 | 風評に乗らず、風評を広めない |

3 自主防災組織の整備

(1) 組織化の推進

町は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。また、自主防災組織の編成や運営手法等を整理したガイドラインを作成し、自主防災組織の結成を支援する。

自主防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するとともに、地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

ア 既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

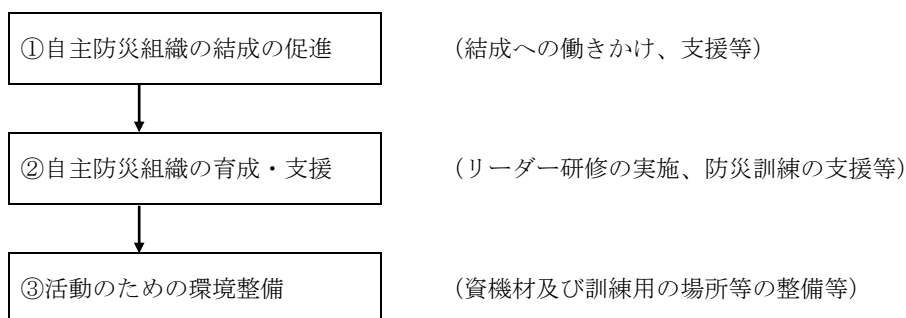
ウ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

(2) 自主防災組織の活動内容

平常時	災害発生時
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達 ・救出・救護の実施及び協力 ・集団避難の実施 ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ・要配慮者の安全確保等 ・避難所の運営に対する協力

(3) 活動の充実・強化

町は、次に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。



また、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。

1. 4 民間防火組織の整備

1 趣旨

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の組織づくりと育成強化を行っていく。

2 結成促進及び活性化

町は、これら防火組織の結成促進を図るとともに研修会の開催等により活動の活性化を図る。

1. 5 事業所等の防災組織の整備

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、町内の事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。そこで、町内の事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

(1) 一般事業所

町は、消防組合と連携をして事業所における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、関係機関の協力体制の確保に努めるとともに、組織整備の支援・指導等を行っていく。

また、各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

(2) 危険物施設

町は、消防組合と連携をして危険物施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

(3) 集客施設

町は、消防組合と連携をして学校、ウィズもろやま（福祉会館）及び公民館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

(4) 高層建築物

町は、消防組合と連携をして高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

(5) 関係機関への協力体制の確立

町は、災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図る。このため、特に次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

ア 民生委員、赤十字奉仕団及び自治会等

イ 農林商工関係団体

ウ P T A、女性団体及びその他の団体

エ その他の公共的団体

1. 6 ボランティア等の活動支援の整備

大規模な災害が発生した場合には、県及び町や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、社会福祉協議会及びボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、日ごろから社会福祉協議会及び町内のボランティア団体等との連携を積極的に推進し、ボランティア等の活動環境の整備を行う。

1 支援体制の確保

(1) 活動拠点の設置

町は、災害発生後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会及びボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進するものとする。

(3) ボランティア受入れ体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合には、直ちにボランティアの受入れができるよう総務課が主体となり社会福祉協議会と連携を図り、受入れ窓口を設置するものとする。また、災害対策本部が設置された後は、救援福祉部が主体となり社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアの受入れを行なうものとする。

2 登録ボランティア

町は、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等

ウ ボランティアコーディネート業務

第2 防災教育

1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民に対し、自主防災意識の涵養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育を行うものとする。

2 防災に従事する職員に対する教育

(1) 町職員

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる町職員については防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、町は、次に示すような防災教育を行う。

ア 職員防災マニュアル

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した職員防災マニュアルを配布し、周知を図る。職員防災マニュアルの作成に当たっては次の点に留意する。

- (ア) 初動参集
- (イ) 参集途上の情報収集
- (ウ) 救助、応急手当
- (エ) 初期消火
- (オ) 避難誘導
- (カ) 避難所の開設、運営
- (キ) 災害情報の取りまとめ
- (ク) 広報活動
- (ケ) その他必要な事項

イ 現地訓練の実施

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

ウ 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等を実施する。

エ 防災機器操作の習熟

防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

(2) 消防

消防組合は、消防団員に対し、消防の本質と消防責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の錬成を図り、もって公正明朗、かつ、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

(3) 水防

町は、水防業務に従事する団員に対して、水防法令、水防計画及び実務に対する講習会、研究会等の実施又はその指導を行う。

(4) 防災研修会等の実施

町は、災害発生の予知、気象、災害防止、被害の軽減及び災害復旧その他に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令や「毛呂山町業務継続計画」等に対する研修会の実施、

防災手引を配布して防災教育の向上に努める。

3 住民等に対する教育

(1) 学校教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動、ホームルーム、学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

ア 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

イ 教科目による防災教育

社会科や理科の学習の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

ウ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員の取るべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(2) 社会教育

町は、関係機関、団体等と連携して、職場、一般家庭にある社会人を対象として、随時適当な機会を通じて、講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

(3) 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、事業所等に対して、県等が開催する防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等への参加を促し、これら事業所等の従業員に対する防災教育を促進する。

第3 防災知識普及

1 基本方針

住民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するため計画するものとする。

2 実施計画

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項

(1) 防災知識の普及内容

ア 災害の種別、特性、一般的知識

イ 災対法及び関連法の主旨

ウ 災害時における心得

エ 防災計画の概要

オ 被害報告及び避難方法

カ 過去の災害の状況

キ 災害復旧時の生活確保に関する知識

(2) 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

ア 各種行事による防災知識の普及

町は、防災の日、災害ボランティア週間等に講演、映画、講習等の行事を通じて一般住民に広く普及を図る。

イ 広報紙による普及

町及び消防組合は、町及び消防組合の広報紙等に随時防災知識に関する事項を掲載し、普及を図る。

ウ 講演会・座談会の開催

町は、防災に関する講演会及び座談会を適宜必要と認めるときに開催し、防災知識及び防災思想の普及に努める。

エ 防災訓練による広報

町は、防災訓練を通じて住民に対して避難その他防災に関する知識の普及を図る。

オ 自主防災組織における知識の普及

町は、各自主防災組織内における講習会及び座談会を通して、それぞれの属する地域における防災知識の普及を図るようにする。

カ 防災教育用設備、教材の貸出

町は、防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。

第2節 防災まちづくり

第1 水害予防

1. 1 治山

1 趣旨

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという地域保全上重要な機能を有している。山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害の防止の目的を達成するために治山事業の促進を図る。

2 現状

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区は、資料編に掲載のとおりである。

町は、これら地区を町地域防災計画に明記するとともに、予報・警報・避難指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立するものとする。

3 計画

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水資源の涵養、生活環境の保全・形成を図る極めて重要な地域保全政策の一つであり、安全でうるおいのある生活基盤の整備等を図るうえで必要不可欠の事業である。

したがって、町は、県等と協力して、治山対策の総合的かつ有機的な推進を図るものとする。

本町における治山事業の基本方針は、次のとおりである。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、県等と協力して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

(2) 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源涵養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

(3) 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

1. 2 治水

1 趣旨

河川は天与の資源である水の供給源である反面、山地の崩壊、洪水等の災害は住民生活や産業に重大な脅威を与え及ぼす。

本町には1級河川である越辺川、高麗川、毛呂川、阿諏訪川、大谷木川、宿谷川、葛川、桂木川の8河川が流れている。町は、関係機関等に対してこれらの河川指定区間の治水対策を促進するよう要請するものとする。

2 計画

町は、上記の河川指定区間について、築堤増補工事及び流域の開発状況等に合わせた内水排除等の整備事業を関係機関等に要請するものとする。

1. 3 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）を作成している。

当町においては、越辺川流域の苦林地内、大類地内、高麗川流域の西大久保地内の、それぞれ一部がその区域に該当するが、現在県により順次河川改修事業が施工されている。

資料編	○浸水想定区域図	P276
-----	----------	------

第2 土砂災害予防

2. 1 基本方針

1 趣旨

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、県と協力をしてあらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

2 留意点

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

2. 2 地すべりの予防対策

1 現況

本町には、阿諏訪地内に地すべり危険地区が2箇所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は活動が予測される区域である。

2 地すべり対策

対策工事

昭和33年3月地すべり等防止法の制定により、町は、県に対しその対策事業の推進を図るとともに、危険箇所の周知に努める。

2. 3 土石流危険渓流の予防対策

1 現況

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、町内の土石流危険渓流は資料編に掲げるとおりである。

資料編	。土石流危険渓流一覧	P271
-----	------------	------

2 土石流対策

(1) 砂防事業の推進

町内には、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家があるため、公共施設等の存する渓流について、町は、県に対し堰堤等の設置の推進を図るものとする。

(2) 土石流危険渓流の周知

町は、地域住民に対し、土石流危険渓流に関する資料を提供するとともにその周知に努めるものとする。

2. 4 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

1 現況

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいい、本町の場合は資料編に掲げるとおりである。

資料編	。急傾斜地崩壊危険箇所一覧	P273
-----	---------------	------

2 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 対策事業の推進

町内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所があり、土地所有者等が被害を受けるおそれがあるため、町は、県に対し崩壊防止工事等の対策工事の推進を図るものとする。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町は、地域住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

2. 5 山地災害危険地区の予防対策

1 現況

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業を実施している。

2 山地災害対策

(1) 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、町は、県に対し荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図るものとする。

(2) 山地災害危険地区の情報提供

町は、山地災害危険地区に関する資料を提供し、地域に密着した情報の周知を図るものとする。

2. 6 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害危険箇所について、警戒避難体制の整備を図るものとする。

1 土砂災害防止法の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、平成13年4月1日に施行された。

次は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の定義である。

区 分	定 義
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域

2 警戒避難体制の整備

(1) 避難情報の発令基準

町長は、埼玉県及び熊谷地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難情報を発令する。

(2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒危険箇所は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編	○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	P268
	○土石流危険溪流一覧	P271

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧 P273

(3) 避難情報の発令対象区域

町は、住民を安全かつ効率的に避難させるために、自治会など同一の避難行動を取るべき地区を避難単位として設定する。

(4) 情報の収集及び伝達体制

町は、埼玉県及び熊谷地方気象台等から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、住民、警察、消防団等からも前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

また、収集した情報を関係住民に円滑に伝達できるように、防災行政無線の整備に加え、衛星携帯電話等を整備し、伝達手段の多重化を図る。

平常時においても、土砂災害警戒区域等をハザードマップで住民に提供する。

(5) 要配慮者に関する情報の収集及び支援計画の整備

町は、土砂災害警戒区域内における社会福祉施設等要配慮者関連施設の所在を調査し、危険箇所内に所在する施設については、その施設の要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

資料編 ○要配慮者利用施設一覧 P277

(6) 避難所の開設・運営

町は、土砂災害の発生又は災害が発生する危険性が高まっていると認められる時は、町内に指定している避難所を必要に応じて開設し、町職員を配置するとともに、避難所生活に必要な食料・生活必需品の供給、健康管理等避難者への支援を行う。また、避難所を開設する際には、避難準備情報の段階で避難してくる住民もいることから、住民の避難開始のタイミングに遅れることのないよう、適切に避難所を開設するように努める。

なお、避難所の運営が長期にわたるときは、町は、避難者による自主運営組織を立ち上げるとともに、以後の管理・運営を自治会等に委ねるものとする。

その他、詳細については、風水害対策編第2章第10節を適用する。

土砂災害に対する避難所は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 P268

(7) 要配慮者への支援

町は、関係機関と連携し、在宅の要配慮者に対する避難支援体制を確立する。また、在宅の要配慮者に向けて避難が必要となる状況や避難方法等について周知を図り、要避難者が、避難時に支援を要する旨を前もって町へ伝える意識を持つようにする。

また、在宅の要配慮者の情報について、個人情報保護に十分留意しつつ、関係機関との連携により情報共有を図る。

その他、詳細については、風水害対策編第1章第3節第8を適用する。

(8) 防災意識の向上

町は、土砂災害防止月間をはじめ、日頃から埼玉県や関係機関と連携し、広報活動を進める。また、防災訓練を実施し、防災意識の向上を図り、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制の整備を講ずるよう努める。

風水害対策編 第1章 災害予防計画
第2節 防災まちづくり

また、警戒区域ごとに情報の収集及び伝達、予報や警報の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、土砂災害に関する情報の伝達、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知するよう努める。

第3 防災まちづくり

3. 1 基本方針

1 趣旨

災害による市街地の被災を最小限にとどめるため、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする市街地の防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを行うものとする。

2 留意点

災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取り組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

3. 2 実施計画

1 防災まちづくりの基本的考え方

- (1) 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。
- (2) 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- (4) 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- (5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。

2 防災まちづくりの基本的施策

(1) 自然空間の計画的保全

自然地周辺の自然空間の計画的保全や行政区にまたがるオープンスペースの保全・整備を進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。

(2) 避難地、避難路の確保・安全化

自然空間や都市公園等を利用し、広域避難地の確保・整備を図るとともに、広域避難地までの避難路として、道路拡幅や、歩道の整備、沿道建物の耐震・不燃化等により安全化を図るものとする。

(3) 防火・準防火地域の指定促進

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を促進する。

第3節 防災体制の整備

第1 防災活動拠点

1. 1 基本方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

1. 2 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す拠点施設及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

- (1) 町役場
- (2) 町内の関係機関施設
- (3) 防災活動拠点
- (4) 避難所、避難場所
- (5) 町内の備蓄倉庫、輸送拠点
- (6) 臨時ヘリポート

2 緊急輸送道路等の整備

(1) 町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

(2) 緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示すようにし、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていく。

その際、災害発生後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

3 応急復旧資機材の整備

町は、平常時より、応急復旧資機材の整備を行う。また、町内建設業者に協力を求め、使用できる建設機械等の把握を行う。

第2 災害情報体制の整備

2. 1 基本方針

1 趣旨

町が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

町は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。

2 留意点

(1) 最新の情報通信技術の成果を踏まえる

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術を防災情報システムに適用することが可能となりつつあり、町は、防災行政無線のデジタル化を完了している。今後もこうした成果を踏まえ、防災情報システムを構築することとする。

(2) 災害ごとの特性、地域特性及び時間特性を踏まえる

様々な災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地域に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保しておく。

2. 2 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、町は、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

(2) 地震に対する備え

防災情報システムのコンピュータ等の各種機器には転倒防止装置を整備する。

(3) システムのバックアップ

防災無線システムは、町役場が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

2. 3 情報収集伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

町は、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

また、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

(2) 情報収集システムの整備

町は、地域の被害等に関する情報については、消防組合、西入間警察署等防災関係機関のほか、自主防災組織、自治会等住民組織から収集を行っている。

町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、これら防災関係機関、住民組織等との連携を強め、次のような情報収集システムを整備することとする。

ア 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム

- イ 町防災行政無線システム
- ウ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- エ かけつけ通報等

(3) 情報伝達体制の整備

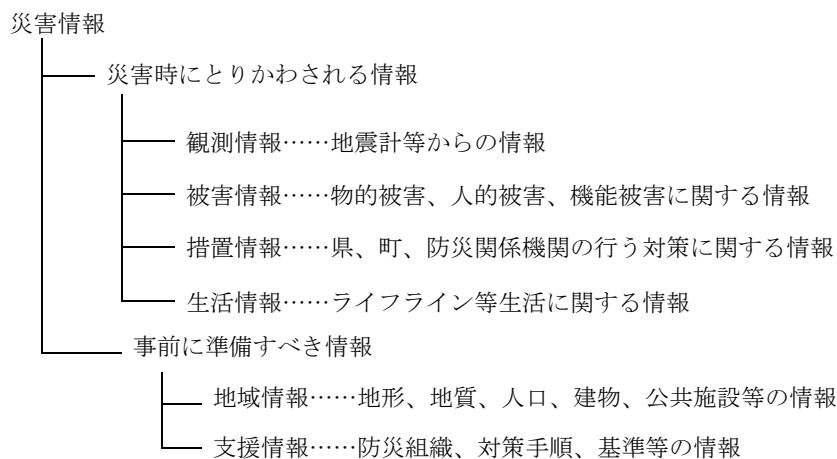
町は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、毛呂山町メール（登録制メール）、役場ホームページ、エリアメール、LINE等のSNS、アマチュア無線、タクシー無線、CATVシステム、パソコン通信システム等を有効的に活用する。

(4) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

町は、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に行う。

2. 4 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類



(2) 災害情報データベースの整備

町は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

(4) 人材の育成等

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

第3 避難予防対策

3. 1 基本方針

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。

2 留意点

(1) 住民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定に当たって、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所及び避難路は、日ごろから標識等により分かりやすく標示し、住民に周知徹底しておくことが重要である。

(2) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日ごろから懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発が必要である。

3. 2 避難計画の策定

1 避難計画の策定

町は、避難計画を作成するとともに、自治会及び自主防災組織等を通じて、避難体制の確立に努める。

また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどをあらかじめ整備する。

要配慮者の避難支援について、避難支援プランの作成や福祉避難所の指定等を推進する。(要配慮者については風水害対策編第1章第3節第8「災害時の要配慮者対策」を参照。)

(1) 避難計画で定める主な内容

避難計画には、次の事項について定める。

- ア 高齢者等避難、避難指示等の判断基準及び伝達方法
- イ 指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- オ 避難所の管理・運営に関する事項
- カ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 県有施設に関する取決め

町は、災害時に避難所等として活用される可能性のある県有施設（県立学校等）について、県と協議のうえ、非常時に避難所として利用できるよう県有施設の位置付け、管理・運営方法等を取決めておくものとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）では、災害時に

利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画の作成が必要である。そのため、町は、施設管理者に対し洪水や土砂災害の危険性を説明するなど防災意識の向上を図り、避難確保計画作成の支援を行う。

資料編 ○要配慮者利用施設一覧 P277

(4) 避難所の運営

避難所の開設・運営に当たって、避難者の支援活動を円滑に行えるよう、町は、次の点に留意した避難所運営計画を作成する。

- ア 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ウ 避難所の管理・運営体制
- エ 福祉避難所の設置
- オ 災害対策本部との情報連絡体制
- カ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- キ 被災者の自立支援

また、避難所等を指定した場合において、施設及び場所ごとに運営のためのマニュアルを作成する。

(5) 広域避難所

大規模災害等で町内の避難所の使用が不能となった場合、県で指定をする広域避難所を使用するものとする。

(6) 住民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図るものとする。

- ア 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路
- イ 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ウ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

2 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するようにする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- (2) 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校等においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、給食の実施方法等
- (3) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- (4) 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- (5) 駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等

- (6) 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等
- (7) 木造建物密集地域に位置する施設においては、施設建物、避難経路における防火・防災対策の推進方法等

3 公立学校等の避難計画

各学校長等は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

(1) 防災体制の確立

ア 防災計画

各学校長等は、災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立特別支援学校管理規則等に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

イ 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

ウ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に実施する。

エ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

(ア) 日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

(イ) 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し園児、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、消防署、警察署、自治会等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

3. 3 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

1 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規

模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。)を指定し、必要に応じて見直すこととする。

指定緊急避難場所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のア、イの条件を満たすこと。
- (2) 地震を対象とする避難場所については、次のア～エの全ての条件を満たすこと。
 - ア 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること。
 - イ 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。
 - ウ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 - エ 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。

2 避難路の確保

町は、市街地の状況に応じて次の基準によりあらかじめ指定緊急避難場所への避難路を選定し確保する。

- (1) 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

3 指定避難所の指定

町は、あらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。）を指定する。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- (2) 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- (3) 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- (4) 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- (5) 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- (6) 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- (7) 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- (8) 環境衛生上、問題のないこと。

4 指定避難所における生活環境の確保

- (1) 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- (2) 指定避難所には、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。
- (3) 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

5 他都道府県からの避難者の受入れ

町は、大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、本町に避難してきた者を収容し保護するための避難所を町有施設等の中から選定し、確保するものとする。

(1) 避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。

イ 耐震・耐火構造の建物等を利用する。

(2) 避難所として選定された施設管理者は、必要時に当該施設が迅速かつ円滑に避難所として開設できるように維持・管理に努めるものとする。

第4 物資及び資機材等の備蓄

4.1 基本方針

1 趣旨

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備をする。

2 留意点

(1) 想定される災害の種類と対応

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる震災を対象とし、震災対策編で定めたものとする。

(2) 災害発生時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行う。また就業者数が多い企業等に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していくものとする。

(3) 既存施設の活用

備蓄拠点として既存の町有施設等を積極的に活用する。

(4) 要配慮者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者に配慮した品目を補充していくものとする。

(5) 備蓄品の分散

食料、生活必需品等の備蓄については、様々な災害に対応するため、備蓄倉庫等町内各施設に分散し、備蓄していくものとする。

4.2 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア 食料の備蓄

(ア) 基本事項

a 実施主体

県、町及び住民

b 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難住民及び災害救助従事者とする。

c 目標数量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）の1日後全避難者数の3日分に相当する量を、県、町で備蓄するものとする。そのため町としては、当町の人口のおよそ3%の1.5日分に相当する量を目標として、備蓄するものとする。そのほか、災害救助従事者用として3日以上備蓄する。

なお、住民備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。

(イ) 備蓄場所

町は、避難所に指定されている施設、防災倉庫等を備蓄場所として整備するとともに、町

内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(ウ) 食料の備蓄計画の策定

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定するものとする。

(エ) 食料の備蓄

町は、(ウ)の食料の備蓄計画に基づき、食料を購入、更新、処分等する。

資料編 ◦ 調達・救援物資集積所一覧 P290

イ 食料の調達

(ア) 食料の調達計画の策定

町は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新するものとする。

(イ) 食料の調達体制の整備

町は、(ア)の食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合等食料を生産、販売する企業、団体と十分協議し、その協力を得るとともに、食料調達に関する契約及び協定を締結するものとする。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

資料編 ◦ 食料調達先一覧 P292

ウ 食料の輸送体制の整備

町は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、食料の生産、販売、輸送の企業、団体と十分に協議し、町が備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、協定を締結するものとする。

エ 食料集積地の指定

町は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)の中から集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告するものとする。

(2) 短期計画

ア 町は、備蓄食料の更新及び見直しを行う。その際、おかゆ、減塩食品等要配慮者向けの食料の備蓄について配慮していくものとする。

イ 町は、備蓄拠点としての施設を確保していくものとする。

2 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア 生活必需品の備蓄

(ア) 基本事項

a 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

b 目標数量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点中央)」の1日後全避難者数の、おおむね3日分に相当する量を、県、町で備蓄するものとする。

c 備蓄品目

備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性等に配慮したものとする。

- ・毛布・タオル、下着・靴下、簡易食器、懐中電灯、ラップフィルム
- ・おむつ（子供用、大人用）、生理用品、石鹸、ウェットティッシュ
- ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- ・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り

(イ) 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定するものとする。

(ウ) 生活必需品の備蓄

町は、(イ)の生活必需品の備蓄計画に基づき、生活必需品を購入、更新、処分等する。

イ 生活必需品の調達

(ア) 生活必需品の調達計画の策定

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、その他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定するものとする。

(イ) 生活必需品の調達体制の整備

町は、(ア)の生活必需品の調達計画に基づき、生活必需品を生産、販売する企業、団体と十分協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

ウ 生活必需品の輸送体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生活必需品を生産、販売、輸送する企業、団体と十分に協議し、町が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、協定の締結に努めるものとする。

(2) 短期計画

ア 生活必需品の備蓄物資の更新及び見直しを行う。

イ 備蓄拠点として、施設の整備を推進していく。

資料編 ○ 調達・救援物資集積所一覧 P290

3 応急給水資器材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

(イ) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

(ウ) 1日当たり目標水量

県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）」による最大断水人口3,827人分と想定し、被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3ℓ／人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から21日	100ℓ／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から28日	250ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(エ) 品目

- a 給水タンク
- b ポリ袋
- c その他

(オ) 備蓄場所

- a 浄水場
- b 配水場

資料編 ○水源予定施設一覧 P292

イ 応急給水資器材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資器材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資器材の備蓄並びに調達計画を策定するものとする。

ウ 給水拠点の整備

町は、各浄水場に緊急備蓄用としての緊急遮断弁付き配水池等の築造や配水管路内の水を利用するため機能などを整備していくものとする。

エ 応急給水資器材の備蓄

町は、イの応急給水資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行うものとする。

オ 応急給水資器材の調達体制の整備

町は、応急給水資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資器材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得るように努める。

カ 耐震性貯水槽の整備

町は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行うものとする。

キ 水質検査体制の整備

町は、井戸等比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行えるよう整備しておくものとする。

(2) 短期計画

ア 備蓄応急給水資器材の更新及び見直しを行う。

イ 近くに浄水場や給水所等がない地域における井戸の整備を推進していく。

資料編 ○給水車等保有状況 P292

4. 3 防災用資機材の備蓄

1 全体計画

(1) 基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は災害発生直後に行わなければならないため、即対応が可能な町が備蓄を行うこととする。

ア 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

イ 目標数量

各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値を目安とする。

ウ 品目

- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
- ・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー）
- ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ・ろ水機、応急給水装置、発動発電機、投光機、炊飯器、テント、ブルーシート
- ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- ・携帯電話用充電器 等

エ 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や自治会単位で備蓄場所を整備していくものとする。

(2) 防災資機材等の備蓄及び調達計画の策定

町は、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を定めた防災資機材等の備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた防災資機材等の調達計画を策定するものとする。その際、自主防災組織又は自治会単位でも備蓄体制を整備していくものとする。

(3) 防災資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行うものとする。

(4) 防災資機材等の調達体制の整備

町は、防災資機材等の調達計画に基づき、防災用資機材を生産、販売する企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

資料編 ○ 備蓄資機材等保有状況 P290

2 短期計画

(1) 町は、備蓄防災資機材の更新及び見直しを行う。その際、避難行動要支援者用の移送器具等の備蓄を積極的に進める。

(2) 町は、新たに結成される自主防災組織に対する防災資機材整備の助成を行う。

4. 4 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 全体計画

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

イ 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関とする。

ウ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資器材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

エ 備蓄場所

(ア) 保健センター

(イ) 防災備蓄倉庫

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定するものとする。

(3) 医療救護資器材、医薬品の備蓄

ア 町は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

イ 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(4) 医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

町は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、県、近隣市町及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

2 短期計画

町は、大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

4. 5 石油類燃料の調達・確保

町は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合及び町内給油店と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

第5 医療体制等の整備

5. 1 基本方針

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制及び被災者の輸送体制について整備を図るものとする。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

2 留意点

災害発生直後は、119番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る必要がある。

5. 2 初期医療体制の整備

1 全体計画

(1) 初期医療体制の整備

町は、医師会等の医療機関等及び自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

ア 救護所の設置

イ 医療救護班の編成

ウ 医療救護班の出動

エ 自主防災組織等による自主救護体制の整備

オ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

(2) 消防組合等による輸送体制の整備

町及び消防組合は、災害時に被災者に対し、十分な対応ができるよう救急車、消防車両等の緊急車両を計画的に購入・更新していくものとする。

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

(4) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

町は、医療救護班の応急処理を引き継ぎ初期治療を実施する救急医療機関等に対し、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を働きかける。

2 短期計画

(1) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

町は、医師会、消防組合等と連携して、自主防災組織等に対し、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

5. 3 遺体の埋・火葬

1 遺体収容所の選定

町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

5. 4 防疫対策

1 防疫活動組織

町は、被害の程度に応じ迅速かつ適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を策定しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、必要な資機材を調達する。

第6 応急住宅対策

1 基本方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

2 応急措置等の指導、相談

町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図る。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

3 応急仮設住宅の準備

(1) 用地選定

ア 町は、応急仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定するものとする。

イ 私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じるものとする。

(2) 適地調査

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

(3) 設置及び供給計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定するものとする。

ア 応急仮設住宅の着工時期

イ 応急仮設住宅の入居基準

ウ 応急仮設住宅の管理基準

エ 要配慮者に対する配慮

第7 文教対策

1 基本方針

災害時において、幼児、児童・生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

2 学校の災害対策

(1) 町

ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

イ 教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

(2) 校長等

ア 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てるものとする。

イ 校長は災害の発生に備えて次の措置を講じなければならない。

(ア) 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

(イ) 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

(ウ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(エ) 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第8 災害時の要配慮者対策

8. 1 基本方針

1 趣旨

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び障害者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者等が災害の発生時において被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、町内に居住する要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）等の防災対策を推進していくものとする。

2 留意点

(1) 地域との協力体制の整備

避難行動要支援者の安全確保は、行政とともに、地域支援者、地域住民、民生委員が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 対象による配慮

避難行動要支援者の対象ごとに必要な援護を行えるようにする。なお、おおむねの区分は次のとおりである。

ア 高齢者及び乳幼児

日常から介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者

イ 傷病者及び障害者

傷病や障害により介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者

ウ 旅行者

地理が不案内で、災害時の援護が必要な者

エ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者

3 避難行動要支援者等に係る全体計画の作成

町では、災害時に避難行動要支援者等に対し迅速かつ的確な避難措置が図れるよう、避難行動要支援者等に係る全体計画を作成するものとする。

8. 2 社会福祉施設等入所者の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町は、消防組合と連携をしてこれを指導する。

2 避難確保計画の策定

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、その概要などを共

用スペースの掲示板などに掲載して利用者やその家族が日頃より確認することができるよう配慮する。

資料編 ○要配慮者利用施設一覧 P277

3 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

4 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

5 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入れ体制の整備を行う。

6 被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

7 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、町は、これを指導する。

- (1) 非常用食料（老人食等の特別食を含む。）（3日分以上）
- (2) 飲料水（3日分以上）
- (3) 常備薬（3日分以上）
- (4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

8 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」、「避難確保計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、町は、これを促進する。

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会やボランティア団体との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図って

おく。

8. 3 在宅の避難行動要支援者の対策

1 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認等を実施するための名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難支援等関係者

町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）を次に掲げる。

ア 西入間広域消防組合

イ 西入間警察署

ウ 民生委員

エ 社会福祉協議会

オ 自治会の長及び担当者

カ 自主防災組織の長及び担当者

※ 担当者とは、当該組織において防災や福祉に係る役員及び担当者とする。

キ その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

ア 要介護認定の介護度が3～5の者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所有する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳^①及びAを所有する知的障害者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所有する者で単身世帯の者

オ 町の生活支援を受けている難病患者

カ 上記以外で自治会や自主防災組織、民生委員が支援の必要を認めた者

キ 上記以外で町長が必要と認めた者

(3) 情報の収集等

町は、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局において把握している要介護高齢者や障害者等の情報の中から避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する。

(4) 記載する情報の項目

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居住

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者名簿の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

(6) 避難行動要支援者の安全確保

町は、避難場所までの距離、避難行動に要する時間、障害支援区分や要介護状態区分など行動能力に対応した避難方法を事前に確認し、安全確保を図る。

2 個別計画の策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せを行いながら、避難支援等関係者と連携した個別計画を作成する。

(1) 具体的な支援方法に関する調整

町や民生委員、自主防災組織を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せをし、町や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、次の情報等を記録する。

ア 発災時に避難支援を行う者

イ 避難支援を行うに当たっての留意点

ウ 避難支援の方法や避難場所

(2) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように配慮する。

(3) 地区防災計画との整合

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 ヘルプカードの普及

町は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカードを普及させる。

4 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練を実施する。

8. 4 要配慮者全般の安全対策

1 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付

の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

2 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。集客施設の管理者に対しても、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう、促進していくものとする。

3 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

4 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、介護事業者等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(3) 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

5 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

8. 5 外国人への対策

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成

し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように社会福祉協議会の協力を得て、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 目標

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第2 活動体制

1 体制の種別

災害対策の活動に当たって取るべき体制の種別

(1) 待機体制

情報の収集連絡、予報・警報の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

(2) 警戒体制

本部は設置しないが、通常の組織をもって被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制

(3) 緊急体制

本部を設置しないが、当該本部の構成員のうち、本部長が必要と認める人員を動員して救助その他の応急対策を強力で推進する体制

(4) 非常体制

本部を設置して、又は設置されている本部体制から全職員を動員して、町の組織機能のすべてを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力で推進する体制

2 職員の配備基準

配備区分	配備基準	参集職員	参集場所
待機体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき。 災害発生危険性があるとき。 	状況に応じ秘書広報課、総務課、産業振興課、まちづくり整備課の職員	各所属課
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風警報が発表されたまま、災害発生危険性がさらに高まったとき。 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 	所属長（相当職を含む。）及びあらかじめ定めた職員 ※土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難所の対応職員を追加	所属長：役場2階204会議室 あらかじめ定めた職員：各所属課（避難所開設の場合の避難所対応職員を除く。）
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 越辺川・高麗川に関して国土交通省提供の「川の防災情報」の上流の雨量の状況及び水位の時間変化の状況並びに職員の目視等による水位の状況を総合的に判断して氾濫の危険性があるとき。 災害の発生が予想される時又は軽微な災害が発生したとき。 	所属長（相当職を含む。）及びあらかじめ定めた職員 ※氾濫の危険があるときは、河川周辺の住民を収容する避難所の対応職員を追加	所属長：役場2階204会議室 あらかじめ定めた職員：各所属課（避難所開設の場合の避難所対応職員を除く。）

非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 越辺川・高麗川に関して国土交通省提供の「川の防災情報」の上流の雨量の状況及び水位の時間変化の状況並びに職員の目視等による水位の状況を総合的に判断して氾濫が迫っているとき。 大規模な災害の発生が予想され、又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 	全職員	所属長：役場2階204会議室
			全職員：各所属課

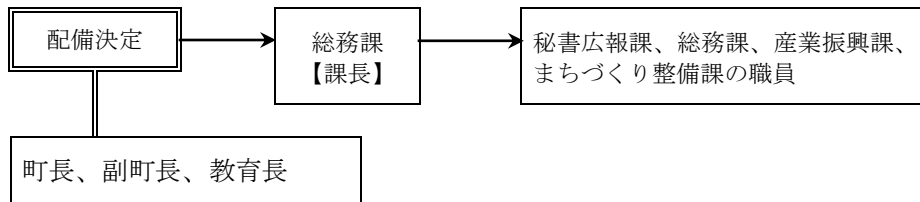
3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

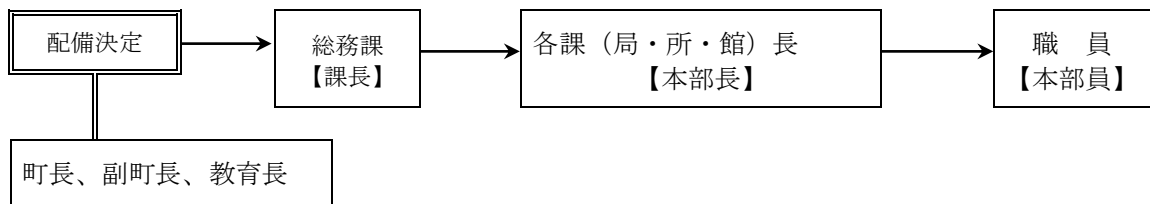
それぞれの部内において作成されている配備基準、動員体制、動員指令の伝達方法等に関する動員計画を含む部運営要領により確立する。

(2) 動員系統

ア 待機体制



イ 警戒体制、緊急体制及び非常体制



4 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

(1) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線及び電話等で行う。

(2) 勤務時間外

緊急連絡網・各課内防災緊急連絡網に基づき、電話、メールで行う。

(3) 総務課長は、西入間広域消防組合消防長、毛呂山消防団長へ配備決定を連絡する。

5 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により参集するものとする。

(1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

(2) 職員は、災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

6 各部の初動体制に係る要員

(1) 職員は、あらかじめ策定された職員初動マニュアルにより、活動を行うものとする。

7 夜間・休日等における体制

(1) 日常の体制

ア 当直体制

町は、夜間・休日等の当直者をあらかじめ指定し、当直体制を確立する。

イ 本部連絡員の指定

町は、配備体制に合わせて、あらかじめ本部連絡員の指定を行う。

(2) 災害発生直後の初期対応

ア 本部連絡員

動員伝達により、直ちに所定の場所に参加して、本部との連絡調整を行う。

イ 幹部職員

本部長、副本部長及び幹部職員は、被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への指令・要請等の初期対応を適切に行う。

ウ 当直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

エ 参集対象職員

動員計画に組み込まれている職員は、動員伝達により、直ちに所定の場所に参加して初期対応を行う。

なお、交通機関の途絶や火災等により、所定の場所に参加できない場合は、最寄りの出先機関に参加する。

オ その他の職員

大規模事故発生時は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機する。

8 初動体制の整備

(1) 初動体制の確立

参集した職員は、職員初動マニュアルにより、初動体制を確立する。

(2) 情報伝達手段の確保

参集した職員は、防災行政無線等による情報伝達手段の確保を図る。

(3) 災害発生直後の初期対応

職員配備に当たっては、災害が長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておくものとする。

9 行政機能の確保状況の把握及び県への報告

町は、大規模災害の被災による自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、次の事項について把握し、県へ報告する。

(1) トップマネジメントの機能（町長の安否状況、災害対策本部会議の開催状況等）

(2) 人的体制（マンパワー）の状況（職員の参集状況、応援派遣要請の有無等）

(3) 物的環境（庁舎施設等）の状況（庁舎の損壊の有無、情報通信施設の状況等）

第3 毛呂山町災害対策本部の設置

町長は、必要があると認めたときは、この計画及び本部条例に基づき本部を設置する。

1 本部に設置の通知等

本部の設置及び配備体制が決定されたときは、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、次に掲げる

機関に通知する。

- (1) 県知事
- (2) 川越比企地域振興センター所長
- (3) 西入間広域消防組合消防長
- (4) 西入間警察署長
- (5) 報道機関
- (6) その他必要と認める機関の長

2 本部の閉鎖

本部長は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

3 本部の設置場所

本部の設置場所は、町庁舎内とする。

町庁舎が被災している場合は、施設管理者が町庁舎の被災状況を判定し、設置できない場合は、中央公民館等町施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に本部を設置するとともに、参集職員に明示する。

4 本部の機構及び組織

(1) 本部の機構



(2) 分掌事務

各部の部長は、本部長の命を受けて部内の事務又は業務を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、各部ごとに部内の事務又は業務を遂行するに当たっての具体的な処理方法を協議し、所属職員各自の責任分担を定めておくものとする。

また、必要に応じ他部の行う事項について応援を分掌するものとする。

本部直轄事務 (事務の執行は総務課長が指揮・監督をする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等に関する情報の収集に関すること。 ・本部の設置・運営に関すること。 ・国、県からの指示及び国、県への要請並びに連絡調整に関すること。 ・他の市町村への要請及び連絡調整に関すること。 ・指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること。 ・救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること。
----------------------------------	---

部 名	部 長	主 な 業 務
報道部	秘書広報課長	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に対する発表に関すること。 ・災害等に関する広報全般に関すること。 ・通勤・通学者に対する情報提供に関すること。 ・インターネットによる情報発信に関すること。 ・安否情報の収集、提供に関すること。 ・その他報道に関すること。
渉外・財政部	企画財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県に対する要望に関すること。 ・災害等対策予算に関すること。 ・生活関連物資等の価格の安定措置に関すること。 ・義援金等の受入れに関すること。 ・私立学校の災害対策に関すること。 ・基幹システムの復旧に関すること。 ・その他渉外・財政に関すること。
食料部	産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達に関すること。 ・物資（食料）集積地の指定及び管理に関すること。 ・飲料水の確保、供給に関すること。 ・応援物資（食料）の受入れに関すること。 ・救援物資（食料）の仕分け、配分に関すること。 ・その他物資（食料）に関すること。
物資部	管財課長	<ul style="list-style-type: none"> ・物資（生活必需品）の調達に関すること。 ・物資集積地（生活必需品）の指定及び管理に関すること。 ・応援物資（生活必需品）の受入れに関すること。 ・救援物資（生活必需品）の仕分け、配分に関すること。 ・応援労働力の確保に関すること。 ・その他物資（生活必需品）に関すること。
環境対策部	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等による廃棄物の処理に関すること。 ・水質汚濁対策に関すること。 ・消防法に規定する危険物の安全確保に関すること。 ・放射性物質の安全確保に関すること。 ・高圧ガス・火薬類の安全確保に関すること。 ・毒劇物の安全確保に関すること。 ・埋・火葬の調整に関すること。 ・動物愛護、猛獣対策に関すること。 ・その他環境保全・危険物対策に関すること。
救援福祉部	福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関すること。 ・要配慮者対策に関すること。 ・各種福祉施設の応急対策に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。 ・その他救援に関すること。

医療救急部	保健センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・助産に関すること。 ・医療救護班の編成、派遣に関すること。 ・医薬品等の確保、供給に関すること。 ・防疫・保健衛生に関すること。 ・飲料水、食品の衛生管理に関すること。 ・医師会、病院等との連絡調整に関すること。 ・その他医療に関すること。
応急復旧・住宅対策部	まちづくり整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の応急対策に関すること。 ・河川の応急対策に関すること。 ・町有施設の応急復旧に関すること。 ・その他応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 ・住宅関係障害物の除去作業支援に関すること。 ・その他住宅対策に関すること。
輸送部	税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民、救援物資の輸送に関すること。 ・輸送事業者との連絡調整に関すること。 ・輸送手段の調達に関すること。 ・交通情報に関すること。 ・住家の被害認定に関すること。 ・その他輸送に関すること。
文教部	教育総務課長 (副部長：学校教育課長、生涯学習課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること。 ・学用品の確保、調達に関すること。 ・給食費の減免措置に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 ・その他教育に関すること。
議会部	議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること。
応援部	その他各課（所・館）長	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部の応援に関すること。

5 本部の組織

(1) 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(2) 部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施にあたる。

(3) 現地対策本部

現地対策本部は、その区域における被災状況を把握し本部に連絡するとともに災害応急対策の実施をおこなう。

【現地災害対策本部の所掌事務】

- ・被災地における関係機関との連絡調整
- ・災害応急対策
- ・本部への応急対策の実施状況等の報告

- ・ 防災基地の開設
- ・ 救援物資の受入れ、配分
- ・ 安否情報、災害情報の収集、提供
- ・ ボランティアセンターとの連絡調整
- ・ その他災害応急対策に必要な事務

6 職務

- (1) 本部長は、本部の事務を総括し、部署の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故のあるときはその職務を代理する。
- (3) 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 現地対策本部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

- (1) 本部の配備体制に関すること。
- (2) 災害救助法の適用に関すること。
- (3) 県等に対する応援要請に関すること。
- (4) 県等との連絡調整に関すること。
- (5) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (6) 現地対策本部長に対する事務の委任に関すること。
- (7) その他重要な災害対策に関すること。

第4 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長及び現地災害対策本部長は、本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

本部は各部、現地災害対策本部の勤務状況を把握し、必要に応じ応援部に応援活動の指示を行う。

渉外部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼する。

各部及び現地災害対策本部では、それぞれ職員活動支援担当をおき、渉外部と連携をとる。

第5 災害対策の活動要領

町の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、この計画の本章各節に定めるところによるが、その活動に当たっては、次に掲げる項目について遺憾なきを期するものとする。

1 警戒体制及び緊急体制の活動要領

- (1) 本部設置前の措置
 - ア 気象状況の把握及び分析
 - イ 気象情報の迅速な伝達及び庁内広報
 - ウ 県災害対策課、川越比企地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の強化指示
 - エ 命令の伝達及び徹底
 - オ 連絡員会議の開催
- (2) 災害用備蓄資器材の点検整備
 - ア 災害対策用物資及び器材の点検整備

- イ 医薬品及び医療資器材の点検整備
 - ウ 防疫薬品及び防疫資器材の点検整備
 - (3) 水防活動
 - ア 配備体制の指示
 - イ 水防指令の徹底
 - ウ 水防警報等の伝達及び通報
 - エ 水防資器材の点検整備及び輸送
 - オ 雨量及び水位の観測、取りまとめ及び通報
 - カ 水防機関との連絡強化
 - キ 避難、立退き及び警戒区域の設定
 - ク 水防管理団体への協力要請
 - ケ 自衛隊及び警察官の出動要請
 - (4) 情報連絡活動
 - ア 情報連絡体制の確立
 - イ 被害状況の迅速的確な把握
 - ウ 被害速報の集計及び報告
 - エ 災害情報の整理
 - オ 水防情報の把握及び取りまとめ
 - カ 災害情報の各課及び関係機関への伝達及び通報
 - キ 気象情報の把握及び伝達
 - ク 命令の伝達
 - ケ 警察等の災害情報との照合
 - (5) 災害広報
 - ア 災害情報及び災害対策の報道機関への発表
 - イ 災害情報及び災害対策の庁内放送
 - ウ 災害写真の撮影及び災害資料等の広報資料の収集
 - (6) 本部の設置準備
 - ア 本部員となるべき課（局・所・館）長による対策会議
 - イ 県及び他市町との連絡調整
 - ウ 本部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び要員の動員確保
 - エ 医療班受入れ体制の準備
 - オ 避難所の開設準備
- 2 非常体制（本部設置）の活動
- (1) 本部設置時の措置
 - ア 本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底
 - イ 報道機関に本部設置の発表
 - ウ 県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡
 - エ 応急対策用車両の確保
 - オ 本部の配備状況の把握
 - カ 被害速報の収集及び報告（人的及び住家の被害速報の優先）

- (2) 本部会議
 - ア 災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討
 - イ 災害の規模及び動向の把握
 - ウ 救助法の適用等災害対策の協議決定
 - エ 本部長指令
 - オ 自衛隊災害派遣要請
 - カ 災害対策の調整
 - キ 配備体制の変更及び本部の閉鎖
- (3) 水防活動
- (4) 情報連絡活動
- (5) 災害広報
- (6) 初動班の派遣
 - ア 初動班の編成指示
 - イ 初動班の編成
 - ウ 初動班の派遣
- (7) 避難対策
 - ア 避難指示等及びその周知徹底
 - イ 避難状況の把握
- (8) 機動力及び輸送力の確保
 - ア 災害対策車両の確保
 - イ 道路橋梁の現状把握
 - ウ 町道における倒木等の障害物除去
 - エ 道路交通の確保
- (9) 自衛隊災害派遣要請の要求等
 - ア 水防活動
 - イ 防疫給水活動
 - ウ 被災者の捜査及び救助
 - エ 孤立地帯の偵察及び救援
- (10) 救助法適用対策
 - ア 被害状況の実態把握
 - イ 救助法の適用基準該当の有無判定
 - ウ 救助の種類判定
 - エ 災害救助実施計画の策定
 - オ 救助法に基づく救援活動
- (11) 食料の応急対策
 - ア 災害用応急米穀等の調達斡旋
 - イ 副食物等の調達斡旋
 - ウ 乾パンの調達斡旋
 - エ 野菜、魚介類の需給調整
- (12) 被服、寝具等生活必需品の調達斡旋

- (13) 給水対策
 - ア 給水源の確保及び給水
 - イ 給水用器材及び容器の確保
- (14) 防疫医療助産対策
 - ア 応急医療助産活動
 - イ 食品衛生対策
 - ウ 防疫薬剤等の調達及び斡旋
 - エ 医薬品、衛生資器材の調達及び斡旋
 - オ 防疫環境衛生対策
- (15) 農林応急対策
 - ア 水防活動（浸水、洪水防除を含む。）
 - イ 農林被害の把握
 - ウ 家畜伝染病の防除
 - エ 森林病虫害の防除
 - オ 農林被害技術指導対策
- (16) 土木応急対策
 - ア 水防活動
 - イ 土木関係被害の把握
 - ウ 道路交通応急対策
 - エ 低地域浸水の防除対策
 - オ 危険地域における地すべり崖崩れ被害防止対策の徹底
- (17) 被害者等に対する建築資材の斡旋
- (18) 被災者見舞対策
 - ア 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員の派遣
 - イ 被災者（死亡、行方不明、全壊半壊家屋）への見舞金等の措置
- (19) 被災者に対する生活確保対策
 - ア 被災者の住宅対策
 - イ 世帯更正資金対策
 - ウ 農林畜水産業復旧対策
 - エ 租税及び学校授業料減免対策
 - オ 商工業復旧対策
 - カ 土木教育公共施設関係災害復旧対策
 - キ 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布
 - ク 被災者生活再建支援法関係

第6 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

2 職員の派遣

本部長は、情報の連絡及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を本部又は現地本部に派遣するよう要請するものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 風水害時に収集すべき情報と伝達体制

1 注意報・警報・特別警報等の種類及び発表基準等

(1) 気象業務法に基づく注意報・警報・特別警報等

ア 注意報・警報・特別警報

(ア) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(イ) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報

(ウ) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を示して行う予報

イ 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりとすることとされている。

(ア) 対象地域

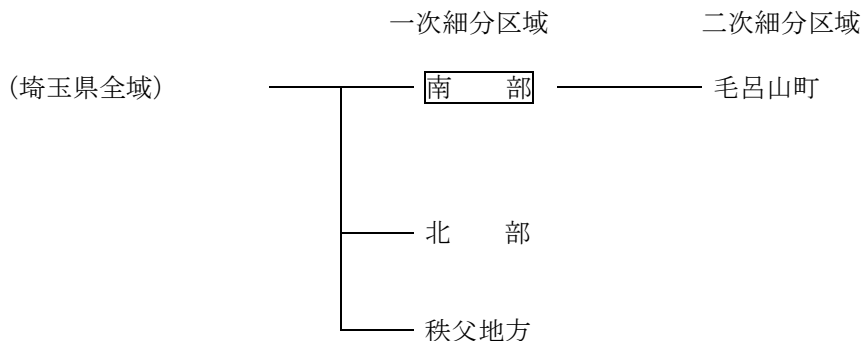
熊谷地方気象台は、気象警報・注意報を平成22年5月から、市町村を対象に発表している。

指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分として各市町村に細分して行う。

毛呂山町は一次細分区域で南部に該当する。

また、大雨及び洪水に関する注意報及び警報については、市町村を単位として発表される。

なお、テレビやラジオなどでは、市町村をまとめた地域（南西部）で報道される場合がある。



(イ) 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される その基準は、次の条件に該当する場合 平均風速が11m/s以上
			風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる 平均風速が11m/s以上で、雪を伴う
			大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。その基準は、次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準9以上 土壌雨量指数基準94以上
			大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される その基準は、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。落雷等で被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される その基準は次の条件に該当する場合、最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
			なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
			着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。著しい着雪で被害が予想される場合
			着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。著しい着氷で被害が予想される場合
			融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される
			霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
			低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される 夏期:低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期:気象官署所在地(熊谷地方気象台)で気温が-6℃以下になると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準 葛川流域=4.4、越辺川流域=16.6 複合基準 越辺川流域=(5、16.6) 指定河川洪水予報による基準 入間川流域 [入西]	
注 意 報	に 水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

種 類		発 表 基 準			
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。その基準は、次の条件に該当する場合 平均風速が20m/s以上	
			暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。その基準は、次の条件に該当する場合 平均風速が20m/s以上で、雪を伴う	
			大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 その基準は、次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準25以上（浸水害） 土壌雨量指数基準146以上（土砂災害）	
			大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。その基準は、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合	
		洪 水 警 報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準 葛川流域=5.5、越辺川流域=20.8 複合基準 越辺川流域=（8、18.7） 指定河川洪水予報による基準 入間川流域 [入西・坂戸]	
	に 水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活動用 気 象 警 報	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。	
			大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報と同じ	
	特 別 警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
				暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
				大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大 雪 特 別 警 報				数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

- (注) ① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- ② 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。
- 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。
- ③ 注意報・警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報又は特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ④ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量

を示す指数。1km四方の領域（メッシュ）ごとに算出する。

- ⑤ 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指標。1km四方の領域（メッシュ）ごとに算出する。
- ⑥ 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。「複合基準」は表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準を表している。
- ⑦ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。1km四方の領域（メッシュ）ごとに算出する。

ウ 各種気象情報

(ア) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(イ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

埼玉県の雨量による発表基準は100mm以上である。

その他の気象情報としては、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）、竜巻注意情報、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

(2) 水防法及び気象業務法に基づく水防警報並びに洪水予報

国土交通大臣が指定した河川の利根川上流部（左岸群馬県伊勢崎市柴町から茨城県猿島郡境町まで、右岸群馬県佐波郡玉村町から江戸川分派点まで）、渡良瀬川下流部（左岸栃木県足利市若草町、右岸栃木県足利市福富町から幹川合流点まで）、江戸川（左岸、右岸幹川分流点から海まで（旧川を除く））及び荒川（左岸埼玉県深谷市荒川、右岸埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで（旧川を除く））について気象庁大気海洋部と関東地方整備局が共同して行う洪水予報（以下「利根川上流部、渡良瀬川下流部、荒川洪水予報」という。）、関東地方整備局が行う水防警報及び国土交通大臣が指定した以外の河川について熊谷地方気象台が行う洪水予報並びに埼玉県知事が行う指定河川の水防警報は、県水防計画の定めるところによる。

このうち熊谷地方気象台が共同して行う洪水予報は次のとおりである。

ア 熊谷地方気象台及び荒川上流河川事務所が共同で発表する洪水予報

入間川流域（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）に関する予報は、入間川流域洪水予報実施要領に基づき、熊谷地方気象台及び荒川上流河川事務所が共同で行う。

イ 熊谷地方気象台、前橋地方気象台及び高崎国道河川事務所が共同で発表する洪水予報

烏川に関する予報は、烏川流域洪水予報実施要領に基づき、熊谷地方気象台、前橋地方気象台及び高崎国道河川事務所が共同で行う。

ウ 熊谷地方気象台及び埼玉県が共同して発表する洪水予報

新河岸川に関する予報は、新河岸川洪水予報実施要領に基づき、熊谷地方気象台及び埼玉県が共同で行う。

(3) 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときに通報される。

ア 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合

イ 平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上。ただし、降雨・降雪中は除く。

(4) 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

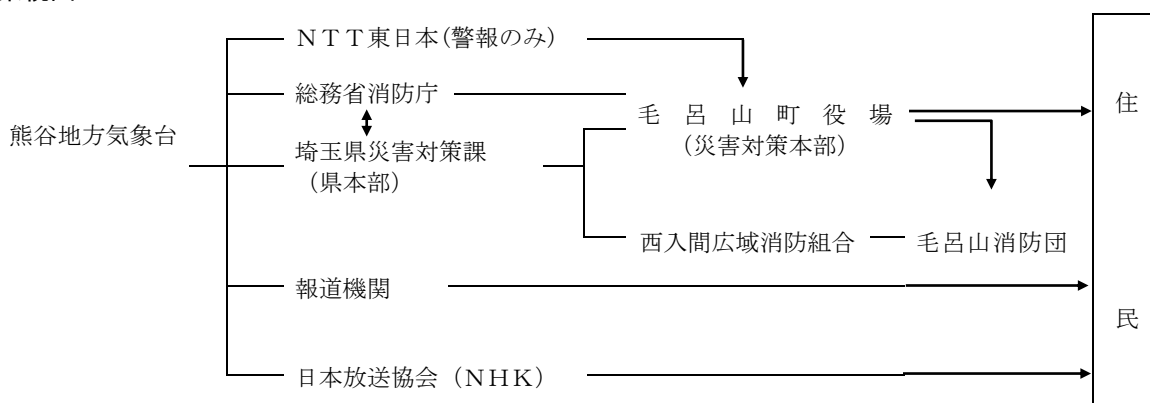
(5) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

2 気象注意報・警報・特別警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象注意報・警報・特別警報等を発表、切替、解除を実施した場合は関係機関へ通知するものとされている。毛呂山町の伝達系統は次の経路による。

伝達系統図



3 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に

通報しなければならない（災対法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

(2) 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合において、町長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(3) 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方気象台）が行う事項

ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

イ 地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

ウ 火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

(4) 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

4 町における措置

(1) 町の措置

ア 町長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

イ 注意報・警報・特別警報等の伝達の責任者は総務課長とする。なお、町は、防災行政無線（固定系）、広報車等により、災害に関する情報を住民に伝達する。

(2) 勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される注意報・警報・特別警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。次に町における連絡体制を示す。

ア 日直等の配置

日直及び夜間警備員は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により総務課長へ連絡するものとする。

イ 関係各課の担当者への連絡等

総務課長は、当直員から連絡を受けた場合は、町長に報告をし、配備体制の指示を受け、各課長等へ緊急連絡網により伝達する。

5 消防法に定める火災警報

火災警報は、町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発令され、その必要がなくなったとき解除される。

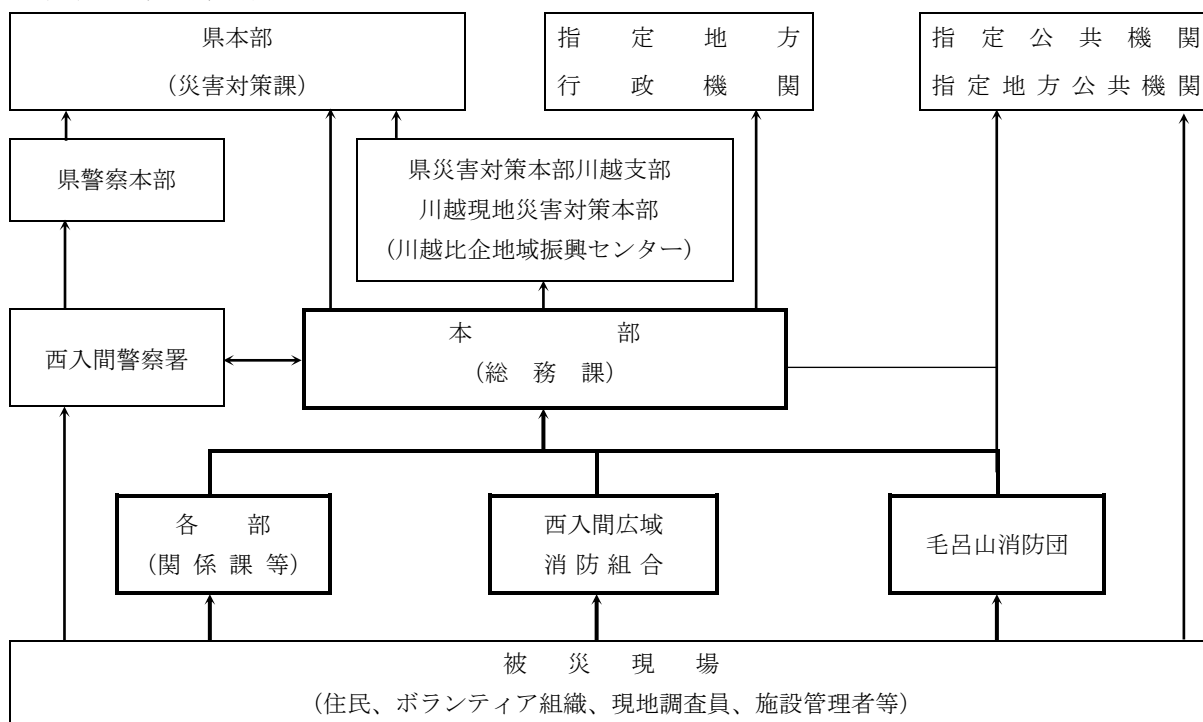
第2 目標災害情報の通信体制

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集するものとする。

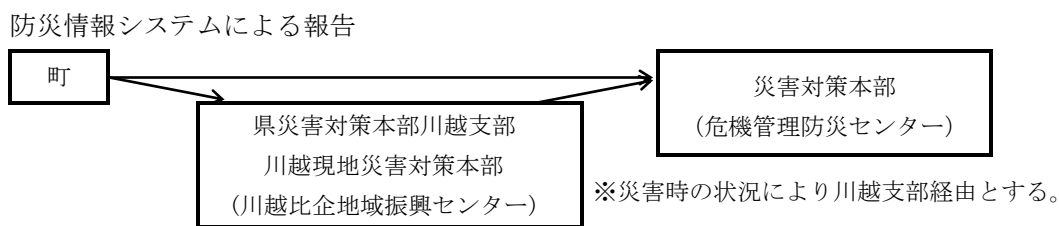
このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行うものとする。

1 被害状況等の報告通報系統

(1) 統括的系統図



(2) 部門別系統図



2 災害情報計画

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、防災情報システム（使用できない場合は、FAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。なお、被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

(1) 基本事項

ア 情報収集体制の整備

町は、被害報告の迅速正確を期するため、地域ごと及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (ア) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の設置
- (イ) 報告用紙の配布
- (ウ) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ
- (エ) 情報収集機器の整備
- (オ) 情報機器操作員の配置等

イ 情報総括責任者の選任

町は、報道部の中から災害情報収集等担当を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせるものとする。

ウ 初期被害情報収集体制の確立

町は、速やかに、別に定める調査区域及び担当者の要員及び被害の種別ごとに各部の職員を動員し、浸水、土砂災害等発生するおそれのある地区等を重点にパトロールを実施し情報の収集に努めるものとする。また、災害地区における的確な被害状況を把握するため、当該地区の状況に詳しい自治会長等に依頼し、被害状況の把握に努める。

収集した災害情報については、正確かつ迅速に災害対策本部（総務課）及び関係する部並びに関係機関へ連絡する。

エ 被害状況の調査及び集計要領

町は、被害が発生した場合は、別表の被害報告判定基準に従い調査、集計するものとする。

(ア) 人的被害及び住家、非住家被害

報道部は、被害の状況を災害発生後速やかに収集し、本部及び県本部へ報告する。

被害が広範囲に多数発生した場合は、要員を直ちに増員し、被害状況の収集調査に当たらせるものとする。収集調査した被害状況は、各地区責任者が直ちに報道部長へ報告する。

(イ) 公共土木被害

応急復旧部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、本部へ様式第1号及び第2号で報告する。

(ウ) 公共建物被害、下水道被害、都市公園被害

住宅都市部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、本部へ様式第1号及び第2号で報告する。

(エ) 農林畜産被害、農林施設被害、商工観光関係被害、水道施設被害

食料部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、本部へ様式第1号及び第2号で報告する。

(オ) 文教施設被害

文教部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、本部へ様式第1号及び第2号で報告する。

(2) 情報の収集

ア 町は、災害情報の収集に当たっては、西入間警察署と緊密に連絡するものとする。

イ 被害の程度の調査に当たっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

ウ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、り災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。

エ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

オ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。

(3) 情報の報告

町は、町の区域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア 報告すべき災害

- (ア) 町の区域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
 - (イ) 救助法の適用基準に合致するもの
 - (ウ) 町が本部を設置したもの
 - (エ) 災害が近隣市町村にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - (オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - (カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
 - (キ) 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
 - (ク) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- イ 報告すべき事項
- (ア) 災害の原因
 - (イ) 災害が発生した日時
 - (ウ) 災害が発生した場所又は地域
 - (エ) 被害の程度
 - (オ) 災害に対してとられた措置
 - a 本部の設置状況
 - b 主な応急措置の状況
 - c その他必要事項
 - (カ) 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
 - (キ) その他必要事項
- ウ 報告の種別
- (ア) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

 - a 発生速報

様式第1号の発生速報により被害の発生直後に防災情報システム、FAX、電話又は県防災行政無線で報告する。
 - b 経過速報

様式第2号の経過速報により、被害状況の進展に伴い、収集した被害について防災情報システム、FAX、電話又は県防災行政無線で報告するものとし、特に指示する場合のほか、2時間ごとに行うものとする。
 - (イ) 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。
- エ 報告先
- (ア) 被害速報

原則として、防災情報システムにより報告する。

防災情報システムにより報告できない場合は、下記の連絡先に報告する。

○ 第1順位

・勤務時間内

災害対策課 電 話 048-830-8181

F A X 048-830-8159

・勤務時間外

危機管理防災センターシステム管理室 電 話 048-830-8111

F A X 048-830-8119

○ 第2順位

川越比企地域振興センター 電 話 049-244-1110

F A X 049-243-1707

(イ) 確定報告

県災害対策課に報告する。

(ウ) 消防庁への報告先

回線別	区 分	平日（9：30～18：30）	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	9049013	9049102
	F A X	9049033	9049036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049102
	F A X	TN-048-500-9049033	TN-048-500-9049036

オ 被害の判定基準

別表の被害報告判定基準に定めるところにより認定する。

3 災害通信計画

資料編 ○防災関係機関の連絡先一覧 P257～

(1) 災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、報告又は通報先、使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

ア 報告又は通報先

町、県（本庁・地域機関）、防災関係機関

イ 災害通信の種類

(ア) 防災行政無線

(イ) 指定電話

- (ウ) 防災情報システム
 - (エ) ファクシミリ
 - (オ) 衛星携帯電話
- (3) 非常通話及び緊急通話等の利用
- 防災関係機関は、災対法第57条、電話通信事業法第8条及び電気通信事業法施行規則第55条並びに第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。
- (4) 災害時優先電話の利用
- 災害時に電話が混み合い、かかりにくい場合には、災害時優先電話を発信専用として利用するものとする。
- (5) 災害情報通信のための通信施設の優先使用
- 町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。
- ア 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲
- (ア) 警察機関
 - (イ) 消防機関
 - (ウ) 水防機関
 - (エ) 気象業務機関
 - (オ) 鉄道事業者
 - (カ) 電気事業者
 - (キ) 自衛隊
- イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合
- (ア) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
 - (イ) 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。
- ウ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項
- (ア) 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。
 - (イ) 町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議するものとする。
- (6) 非常通信の利用
- 地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。
- ア 非常通信の運用方法
- (ア) 非常通信文の内容
- 非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。
- a 人命の救助に関すること。

- b 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関する事。
 - c 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関する事。
 - d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事。
 - e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事。
 - f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事。
 - g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事。
 - h 遭難者救援に関する事。
 - i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事。
 - j 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関する事。
 - k 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事。
 - l 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事。
 - m 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース
- (イ) 非常無線通信文の要領
- a 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
 - b かたかな又は通常 of 文書体で記入する。
 - c 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常 of 文書体の場合、かたかなに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
 - d 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する事。
 - e 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する事。
 - f 余白に「非常」と記入する事。
- (ウ) 非常通信の依頼先
- 最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。
- (エ) 非常通信の取扱料
- 原則として無料である。
- イ 非常通信に関する照会等
- 非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。
- 関東総合通信局無線通信部陸上第二課
- 電 話 03-6238-1771（直通）
- F A X 03-6238-1769
- (7) すべての通信が途絶した場合の災害通信
- すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

別表 被害報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	<p>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。</p> <p>2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。</p> <p>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</p> <p>4 「軽症者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</p>
住 家 被 害	<p>1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</p> <p>3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</p> <p>4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>
非 住 家 被 害	<p>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4 「非住家被害」は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>
田 畑 被 害	<p>1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</p>
道 路 被 害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの</p> <p>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの</p>
そ の 他 の 被 害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p>

	<p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたものとする。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものとする。</p> <p>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>
災害対策本部等	<p>1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当り、とった配備体制の名称を記入する。</p> <p>2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。</p>
備 考	<p>1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。</p> <p>2 災害の発生日月とは、被害を生じた日時又は期間とする。</p> <p>3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。</p> <p>4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。</p> <p>5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難指示等を行った場合には、その概況とする。</p>

- (注) 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。
2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計すること。

様式第1号

発 生 速 報

毛呂山町

日 時 分受信	発信者	受信者
1 被害発生		
2 被害場所		
3 被害程度		
4 災害に対する措置		
5 その他必要事項		

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

様式第2号

経 過 速 報

毛呂山町

				発信者					受信者								
災害の種別				発生地域													
被 害 日 時		自		月		日		至		月		日					
報 告 区 分																	
区 分				被 害				区 分				被 害					
人的被害	死	者	人					田畑被害	田	流出・埋没		ha					
	行方不明者		人							冠水		ha					
	負傷者	重	傷	人					畑	流出・埋没		ha					
		軽	傷	人						冠水		ha					
住 家 被 害	全壊 (焼) (流失)		棟					道路 被害	決壊		箇所						
			世帯						冠水		箇所						
			人						文教施設		箇所						
	半壊 (焼)		棟						そ の 他 被 害	病院		箇所					
			世帯							橋りょう		箇所					
			人							河川		箇所					
	一部破損		棟							砂防	清掃施設		箇所				
			世帯								崖くずれ		箇所				
			人								鉄道不通		箇所				
	床上浸水		棟								被 害 船 隻	水道戸					
			世帯									電 話		回線			
			人									電 気		戸			
	床下浸水		棟									ガ	ス		戸		
			世帯										ブロック塀等		箇所		
人							り 災 世 帯						世帯				
非住家被害	公共 建物	全壊 (焼)	棟					り 災 者 数					人				
		半壊 (焼)	棟					火災発生					建 物		棟		
	そ の 他	全壊 (焼)	棟					危 険 物					件				
		半壊 (焼)	棟					そ の 他					件				
<p>災害に対してとられた措置</p> <p>(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分設置</p> <p>(2) 町のとった主な応急措置の状況</p> <p>(3) 応急要請又は職員派遣の状況</p> <p>(4) 災害救助法適用の状況</p> <p>(5) 避難命令・指示の状況</p> <p style="text-align: center;">市町村数 地区数 人 員 人</p> <p>(6) 消防機関の活動状況</p> <p>ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 計 名</p> <p>イ 主な活動内容 (使用した機材を含む。)</p>																	

被 害 状 況 調

毛呂山町

		発信者			受信者		
災害の種別				発生地域			
被害日時	自	月	日	至	月	日	
報告区分	確定						

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住家被害	全壊	棟		道路被害 その他被害	決壊	箇所		
		世帯			冠水	箇所		
		人			文教施設	箇所		
	半壊	棟			病院	箇所		
		世帯			橋りょう	箇所		
		人			河川	箇所		
	一部破損	棟			その他被害	砂防	箇所	
		世帯				清掃施設	箇所	
		人				崖くずれ	箇所	
	床上浸水	棟				鉄道不通	箇所	
		世帯				被害船舶	隻	
		人				水道	戸	
床下浸水	棟		電話	回線				
	世帯		電気	戸				
	人		ガス	戸				
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			ブロック塀等	箇所	
		半壊(焼)	棟			り災世帯	世帯	
	その他	全壊(焼)	棟			り災者数	人	
		半壊(焼)	棟		火災発生	建物	棟	
					危険物	件		
					その他	件		

区 分		被 害	市災 害村 対 策 本 部	名 称					
公立文教施設	千円			設 置	月	日	時		
農林水産施設	千円			解 散	月	日	時		
公共土木施設	千円								
その他公共施設	千円								
小計	千円								
公立施設被害 市町村数	団体		災設 害置 対市 策町 本村 部数						
そ の 他	農産被害	千円					計 団体		
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
			災適 害用 救市 助町 法村 名	計 団体					
その他	千円								
被害総額	千円		消防職員出動延人数	人					
			消防団員出動延人数	人					
備 考	1 災害発生場所								
	2 災害発生年月日								
	3 災害の種類概況								
	4 消防機関の活動状況								
	5 その他（避難指示等の状況）								

第3節 広報広聴活動

第1 目標

町は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応する。

第2 災害広報資料の収集

町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成し、また、関係機関等の協力を得て収集する。

- (1) 報道部の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- (2) 県の地域機関、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- (3) 報道機関等による災害現地の航空写真
- (4) 水防及び救助等応急対策活動取材した写真

第3 住民への広報

1 災害広報

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択する。

2 現場広報の要領

災害時における応急救助に必要な現場広報は、おおむね次の事項について行うものとする。

広報活動の実施	広報内容
<p>町は、保有する次の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク ④ メール配信サービス 	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域の被害状況に関する情報 ② 町における避難に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示に関すること。 ・避難施設に関すること。 ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設に関すること。 ・交通機関及び道路の復旧に関すること。 ・電気、水道等の復旧に関すること。 ④ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・給水及び給食に関すること。 ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。 ・防疫に関すること。 ・臨時災害相談所の開設に関すること等

3 要配慮者を考慮した広報

町は、広報を実施するに当たっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

第4 報道機関への発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、災害、復旧に関する情報を報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても協力するものとする。報道機関との

調整は、報道部が行う。

被害の状況等により、本部長が災害警報等の放送が必要と認める場合は、災対法第57条に基づき、災害警報等の放送要請を県を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は、町から直接要請する。

第5 広聴活動の実施

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要があれば県に広聴活動の協力を要請するものとする。

第4節 自衛隊災害派遣

第1 目標

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第2 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

1 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

2 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

3 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

第3 災害派遣の要請

1 県に対する災害派遣要請の要求

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、町長が行うものとする。
- (2) 町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡先）

勤務時間内

危機管理課

{ TEL 048-830-8131
{ FAX 048-830-8129

勤務時間外

危機管理防災センターシステム管理室

{ TEL 048-830-8111
FAX 048-830-8159

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接次の部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

部 隊 名 (駐屯地)	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま)	第 3 科 長	部 隊 当 直 司 令	048-663-4241~5
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (入間市)	運 用 第 2 班 長	司 令 部 当 直 幕 僚	04-2953-6131

第4 災害派遣部隊の受入れ体制の確保

1 緊密な連絡協力

県、町、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある作業を次の基準により配慮するとともに、作業実施に必要なとする充分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

5 派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室 町役場
- (2) 宿舎 もろびとの館

- (3) 材料置き場（野外の適当な広さ） ゆずの里オートキャンプ場
- (4) 駐車場（車一台の基準3m×8m） ゆずの里オートキャンプ場
- (5) ヘリポート（2方向に障害物がない広場） 資料編に掲げるとおり

資料編 ○飛行場場外離着陸場一覧 P294

第5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第5節 応援要請・要員確保

第1 目標

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第2 相互応援協定

1 町長は、町の地域に係る災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して応援を求められることができる（災対法第67条）。また、その判断はおおむね次のような事態に際し行う。こうした事態に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結するよう努める。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 町のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

2 町長は、消防相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする（消防組織法第39条）。

資料編 ◦ 毛呂山町災害時応援協定一覧(S 5 4 ~) P295

3 町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（災害対策課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 緊急消防援助隊の応援要請 7 その他必要な事項 	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要求	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 	自衛隊法第83条

指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあっせんを求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条

4 県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町長は、あらかじめ、県外の市町村と応援協定等を締結するよう努めるものとする。

第3 労務の供給

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

2 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用に要する費用については、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表 P302

第4 民間団体活用計画

災害時の応急対策実施に際し、赤十字奉仕団、各種ボランティア団体、自治会、自主防災組織等の民間団体の活用を図り、もってその万全を期する。

1 基本方針

民間団体の活動に関する計画の策定及び実施の増進は、町長が行う。

2 活動の内容

町長は、災害のため民間諸団体の協力を必要とするときは、各種団体の責任者に対して協力のための出動を要請し、おおむね次に掲げる事項について依頼するものとする。

- (1) 避難者の誘導
- (2) 被災者の救出及び救護
- (3) 被災者に対する炊出し
- (4) 避難者の保護
- (5) 避難者に対する諸物資の配給の補助
- (6) その他災害時における奉仕

第5 災害ボランティアに関する計画

町は、社会福祉協議会等と連携をし、災害ボランティアの育成に努めるとともに平常時から連絡、協力体制を密にし、災害発生時にボランティアが活動しやすい環境整備を行うものとする。

1 ボランティアの受入れ窓口

- (1) 町に災害が発生した場合のボランティアの受入れは総務課が主体となり、社会福祉協議会と共にあたるが、災害対策本部設置後は救援福祉部が社会福祉協議会と協力をし、あたるものとする。

なお、ボランティア受入れ後は、社会福祉協議会及びボランティアが受入れ窓口となる。

- (2) 受入れ窓口では、ボランティアの受入れ日、氏名、住所、電話番号、活動予定期間等を記した「災害ボランティア受入れ名簿」を作成し、受入れ状況を把握する。
- (3) 町のみではボランティアが不足する場合は、県にボランティアの派遣を要請する。

2 ボランティア活動拠点の提供

災害が発生した場合は、直ちにボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

3 連絡調整

本部と災害ボランティアとの連絡調整は、救援福祉部が社会福祉協議会と連携をし、あたるものとする。

4 活動内容

町長は、災害ボランティアに対して、おおむね次に掲げる事項について協力依頼するものとする。

- (1) 被災者の介護と安全確保・衛生管理
- (2) 避難所のすべての作業と保安
- (3) 救援物資（食料・日用品）の集積と発送
- (4) 被災者の要望事項や相談の行政との仲介
- (5) 避難所以外の被災者の支援活動
- (6) 被災者の毎日の状況調査
- (7) 町行政業務の円滑化の支援
- (8) 仮設住宅運営に対する支援
- (9) 被災者の活動全般に係る活動全般
- (10) その他必要な作業

第6節 応援の受入れ

第1 国からの応援受入れ

1 趣旨

大規模、緊急又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及び斡旋を円滑に受入れる。

2 受入れ体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、必要な災害活動の斡旋を行う権限を有しているため、町は、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

3 町が行う対策

(1) 受入れ体制の整備

ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入れの対応

ア 受入れ窓口

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入れ

1 趣旨

大規模な災害により、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受入れる。

2 町が行う対策

(1) 受入れ体制の整備

応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮などを円滑に行うため、災害対策本部内に「受援班／受援担当」を設置し、役割を明確にしておく。

(2) 受入れへの対応

ア 受入れ窓口

イ 応援の範囲、区域及び制約条件

ウ 担当業務

エ 応援の内容

オ 交通手段及び交通路の確保

第3 ボランティアの応援受入れ

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。

2 ボランティアの受入れと活動の支援

(1) 町は、災害発生後直ちに社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を必要に応じて行う。

(2) 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

ア ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

イ 町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

第4 公共的団体からの応援受入れ

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

2 受入れ体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 町が行う対策

その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、生活協同組合、ボランティア団体

イ 活動

(ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。

(イ) 震災時における広報等に協力すること。

(ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。

(エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。

(オ) 被災者の救助業務に協力すること。

(カ) 炊出し及び救助物資の調達配分に協力すること。

(キ) 被害状況の調査に協力すること。

第7節 救助法の適用

第1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置をとるものとする。

1 出動命令等

- (1) 対策本部員等に対して出動準備させ、若しくは出動を命ずること。
- (2) 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の地域機関その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。(災対法第58条)

2 事前措置

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。(災対法第59条第1項)

3 避難指示

第2章第10節第1 避難に定める。

4 その他の応急措置等

- (1) 町長の応急措置に対する責任(災対法第62条)
- (2) 警戒区域の設定等(災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条)
- (3) 工作物の使用、収用等(災対法第64条第1項)
- (4) 工作物の除去、保管等(災対法第64条第2項、同法施行令第25条～第27条)
- (5) 従事命令(災対法第65条、第63条第2項、消防法第29条第5項、水防法第24条、警察官職務執行法第4条、水害予防組合法第49条・第50条)
- (6) 災対法第63条第2項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき関係機関に連絡する。
- (7) 損害補償

ア 町は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。(災対法第82条第1項)

イ 従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(災対法第84条第2項、同法施行令第3条第2項、救助法第29条)

なお、損害補償の区分は、次のとおりである。

基準根拠	救助法及び同法施行令(知事の従事命令又は協力命令)	災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく知事の従事命令又は協力命令)	災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく市町村長又は警察官の従事命令又は協力命令)
------	---------------------------	---	--

補償等の種類	療養扶助金 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃	療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃	療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃
支給額	救助法施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

第2 救助法の適用基準

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行うものとする。

また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに実施するものとする。

- (1) 町における住家の被害が60世帯（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は2世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって、住家の滅失した1世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。
- (2) 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、町の被害世帯数が、前号の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が12,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被害状況の実態把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

(1) 住家の滅失等の認定

項目	認定の基準
住家が滅失したもの	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの ① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家が半壊・半焼等著しく損傷したもの	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの ① 損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
住家が床上浸水等により	① 滅失及び半壊・半焼に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達し

一時的に居住不能の状態 となったもの	た程度のもの ② 土砂等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
-----------------------	--

(2) 住家及び世帯の単位

項 目	内 容
住 家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4 救助法適用の手続き

町長は、災害に際し、町における災害が上記2の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに知事に救助法の適用を要請するものとする。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

5 救助法による救助の種類と実施者

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置及び収容	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分娩した日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは、町）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは、町）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、知事あてに申請し厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

6 救助法による救助の実施

救助法による救助の実施は、第2章第8節「救急救助・医療救護」を準用する。

第8節 救急救助・医療救護

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する必要がある。

2 活動項目リスト

(1) 救急・救助

- ア 救急・救助における出動及び活動
- イ 救急・救助体制の整備
- ウ 他機関への応援要請

(2) 傷病者搬送

- ア 傷病者搬送の手順
- イ 傷病者搬送体制の整備

(3) 医療・助産

- ア 医療救護活動
- イ 助産救護活動

(4) 精神科救急医療の確保

(5) 保健衛生

- ア 感染症、二次被害予防
- イ 精神ストレスへの対応

(6) 血液等の供給体制の確保

3 留意点

(1) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、多数の負傷者が同時多発的に発生する。そのため、傷病の種類や緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と処置が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備が必要である。

(2) 柔軟な救急救助、医療救護の実施

大規模災害時は、医療機関そのものも被災し医療行為を実施できない状態になる可能性がある。また、搬送経路となるべき道路の通行にも支障が出ると考えられるため、医療機関の選定や搬送経路の決定は、十分に被災状況に即して柔軟に対応していくことが重要となる。

(3) 防災機関、医師会等との連携

各地域における負傷者・死者の被害状況及び医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に掌握できるかが、その後の医療救護活動を効率的に進める上でのキーポイントとなる。入間地区医師会をはじめとする医療機関、保健所及び各防災機関との情報交換・収集体制の整備を図る必要がある。

第2 救急・救助

1 救急・救助における出動

- (1) 救急・救助の必要な現場への出動は、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。その際には、救急隊等の要請に応じ協力をするものとする。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。
- (3) 町長は、建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多大である災害が発生した時には、必要に応じて近隣消防機関並びに埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請を知事に依頼する。

2 救急・救助における活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 救急・救助体制の整備

町は、消防団車庫及び小中学校等における救急・救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急・救助訓練を行って、消防組合や消防団等を中心とし、救急・救出救助体制の整備を図る。

4 他機関への応援要請

- (1) 消防相互応援協定による応援要請
- (2) 町長による応援出動の指示
- (3) 緊急かつ広域的な応援要請
 - ア 埼玉県内で被害が発生した場合
 - イ 他都県で被害が発生した場合
- (4) 要請上の留意事項
 - ア 要請の内容
 - イ 応援隊の受入れ体制

5 救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P302

第3 医療救護班の編成

町は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会等に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

第4 傷病者搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、現場トリアージ等※の実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

※トリアージ…災害時において負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、消防機関その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 町は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリの要請を行う。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 傷病者搬送の要請を受けた消防機関その他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、收容先医療機関の受入れ体制を十分確認のうえ、搬送する。

イ 医療救護班は、保有している自動車が使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、收容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、おおよその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や受入れ体制、搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、県防災ヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

第5 医療・助産

1 医療・助産救護活動

町は、災害の程度により町の能力をもってしては十分でない認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

2 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、町内の精神科医療機関の協力を得なが

ら、適切な診療体制を確保する。

3 透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応についての対策等の整備を進めるものとする。

4 救助法が適用された場合の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、資料編に掲げる範囲内において県に請求できるものとする。

資料編 ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P302

第6 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者等が精神的不調をきたす場合があることから、被災者の精神的ケアの対応を行うため、町内の精神科医療機関又は県に精神保健活動班の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

第9節 水防・土砂災害対策

第1 目標

町は、水防法及び埼玉県水防計画の定めるところにより、洪水に際し水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防活動を実施する。

町内における水防活動は、町、消防組合、越辺川・高麗川水害予防組合水防団（以下水防団という。）が中心となり、警察署等関係機関と緊密な連携を図り実施できる体制とする。

また、パトロールなどの強化を図り、危険箇所の状況把握に努めるとともに、適切な水防活動を実施する。

第2 水防体制の確立

町長は、台風・豪雨等により河川が増水し、洪水予報が発せられたとき、又は河川の警戒水域を越え、なお上昇を続け、水防上必要があると認めたときは、消防組合及び水防団に出動又は出動準備を要請する。基準は次とおりとする。

1 水防非常配備の種類

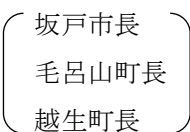
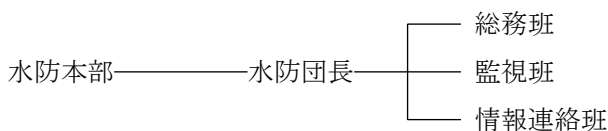
配備体制	内 容
第1 配備体制 (待機体制)	少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制をとる。
第2 配備体制 (警戒体制)	所属人員の約2分の1を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請を行い、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる体制をとる。
第3 配備体制 (非常体制)	所属人員全員を動員し完璧な水防体制をとる。

2 水防機関

越辺川・高麗川水害予防組合は、坂戸市、毛呂山町、越生町の3市町で構成されている。越辺川・高麗川水害予防組合管理者（以下「管理者」という。）は、水防法第10条（洪水予防）、第16条（水防警報）の通知により、洪水の恐れがあると認められた時から洪水の危険が解消するまでの間、又は必要に応じて水防本部を設置し事務を処理する。

3 組織系統

管理者は、法第5条に基づき組合区域内の消防機関の協力を求め、水防団を組織し水防事務を処理する。



第3 監視、警戒及び重要水防区域

1 定期監視

管理者は、定期的に区域内の水防上特に重要な箇所を巡回させ危険であると認められる箇所が発見さ

れたときは、国土交通省の管轄区域にあつては荒川上流河川事務所に、埼玉県管理区域にあつては飯能県土整備事務所に必要な措置を求める。

2 非常時警戒

管理者は、水防のため出動命令を出したときから分担をして特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに荒川上流河川事務所又は飯能県土整備事務所に状況を報告するとともに水防作業を開始する。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状

3 警察官の援助

管理者は、水防のためその区域への立入禁止、盗難予防、避難立ち退きのための誘導、緊急輸送等必要があると認めるときは、西入間警察署長に対して警察官の出動を求める。

4 重要水防区域

本町における重要水防区域は、次のとおりである。

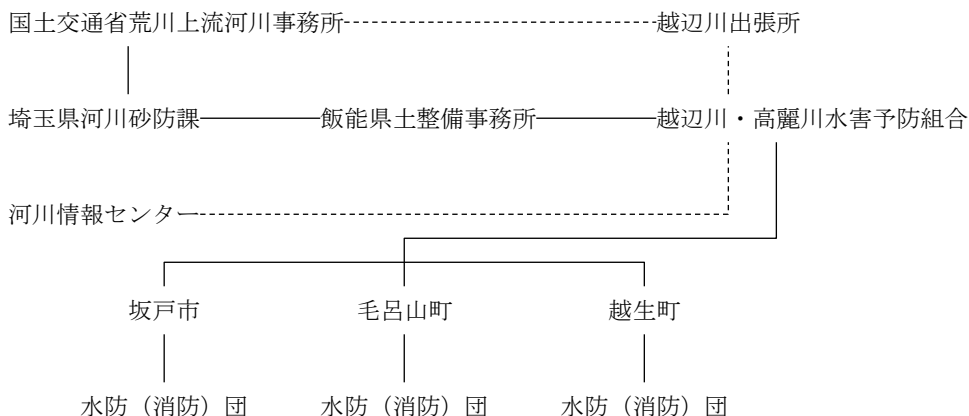
番号	水系名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)
			種別	階級		地先名	料杭位置(K, m)	
42	荒川	越辺川	堤防高	A	右	埼玉県入間郡毛呂山町苦林	15.0 上1 ~ 15.0 下16	23.84
43	荒川	越辺川	堤防高	B	右	埼玉県入間郡毛呂山町苦林	15.0 下16 ~ 14.8 上36	220.52

重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	担当水防団体	担当事務所		
計画高水流量規模の洪水の水位が現況堤防高を超える。	越辺川・高麗川水害予防組合	飯能県土整備	越辺川	積み土嚢工法
計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない。	越辺川・高麗川水害予防組合	飯能県土整備	越辺川	積み土嚢工法

第4 水防警報

水防警報については、水防法第16条の規定に基づき次の基準による。

1 通報系統



2 水防警報の種類

種類	内 容
待 機	出水、あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。また、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水（堤防から水があふれる）、漏水（堤防から漏水する）、法崩れ（堤防斜面の崩れ）、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

第5 洪水予報

洪水予報については、水防法第10条第2項の規定に基づき入間川流域においては、国土交通省荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で発表する。

1 実施区域及び基準地点

予報区域名	河川名	洪水予報警報区域
入間川流域	おっべがわ 越辺川	左岸 比企郡鳩山町赤沼天神下57番の2地先から入間川への合流点まで
		右岸 入間郡毛呂山町苦林清水346番地先から入間川への合流点まで

洪水予報 基準観測所	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	河川位置	所在地
にっ さい 入 西	3.00	3.20	(右岸入間川合流点から 11.6km+35m)	坂戸市沢木

2 洪水予報の発表

(1) 洪水予報の種類及び発表基準

発表する情報の種類、標題と概要表題は、次のとおりである。

種 類		発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が

		必要とされる警戒レベル3に相当。
--	--	------------------

(2) 洪水予報の更新

洪水予報は、洪水の状況に応じて逐次更新される。更新の内容は次のとおりである。ただし、各場合において、洪水の状況に応じて、その内容の全部又は一部が更新されることがある。

- ア 洪水注意報(氾濫注意情報)から新たな洪水注意報(氾濫注意情報)に更新される場合
- イ 洪水注意報(氾濫注意情報)から洪水警報(氾濫警戒情報)に更新される場合
- ウ 洪水警報(氾濫警戒情報)から新たな洪水警報(氾濫警戒情報)に更新される場合
- エ 洪水警報(氾濫警戒情報)から洪水注意報(氾濫注意情報)に更新される場合

(3) 洪水予報の解除

- ア 洪水注意報(氾濫注意情報)は、洪水による危険が去ったものと認められるとき速やかに解除される。
- イ 洪水警報(氾濫警戒情報)は、いったん洪水注意報(氾濫注意情報)に更新してから解除されることが原則である。
- ウ 洪水注意報(氾濫注意情報)又は洪水警報(氾濫警戒情報)は、実施区域を分割して解除されることがある。

第6 決壊時の処置

1 決壊時の通報

管理者は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、直ちにその旨を荒川上流河川事務所越辺川出張所情報連絡担当官及び飯能県土整備事務所に通報するものとする。

2 警察官の出動要請

管理者は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、西入間警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防作業に従事させることができる。

4 避難のための立退き指示

- (1) 管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、水防信号、その他の方法により避難のための立ち退くべきことを指示することができる。
- (2) 管理者が指示する場合においては、直ちに知事及び西入間警察署長に通知しなければならない。

5 水防解除

管理者は、水位が警戒水位(氾濫注意水位)以下に減じ水防警報の必要なくなったときは、水防解除を命ずるとともに、これを一般に周知させ知事に対してその旨を報告しなければならない。

第7 協力応援

1 協力応援

管理者は、水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき分担区域に危険のない限り相互に応援するほか、当該区域において調整することが不可能な水防資材についても併用の便を図るものとする。

2 費用負担

水防のため緊急の必要があり水防法第28条の規定に基づき調達した資材については、公費をもって負担するものとする。

3 自衛隊等に対する出動要請

管理者は、被害が拡大し生命財産に多くの損害を引き起こすおそれがあるときは、自衛隊の災害派遣要請を知事に依頼することができる。

第8 土砂災害防止計画

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まった時、町が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時・適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用されることを目的として、発表対象地域（43市町村・毛呂山町を含む）に埼玉県と熊谷地方气象台が共同で発表する防災情報である。

(1) 特徴及び留意点

ア 土砂災害警戒情報の基準の設定

県は、「国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法（案）」に基づき、土砂災害警戒情報の基準を設定するものとされている。

イ 土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報の発表後、降雨が土砂災害警戒避難基準雨量に達する場合、土砂災害警戒情報を県及び熊谷地方气象台で共同作成し、関係市町村に通知又は連絡することとされている。

ウ 土砂災害予警報システムの整備

県及び熊谷地方气象台との情報伝達がスムーズに行われるよう土砂災害警戒に関する連絡網の整備を図る。

- (ア) 県及び熊谷地方气象台からの土砂災害警戒情報が発表された場合は、該当地区に対して、個別に避難情報を発令する。
- (イ) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を記載する。
- (ウ) 自治会等の避難行動を取るべき避難単位を記載する。
- (エ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達態勢を整備する。
- (オ) 土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営態勢、避難所開設状況の伝達を作成する。
- (カ) 要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達態勢、要配慮者情報の共有を図る。
- (キ) 住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施に努める。

エ 土砂災害警戒情報の詳細情報の提供

インターネットを利用した情報提供は、埼玉県土砂災害警戒情報システム、土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁）により行われる。

(ア) 埼玉県土砂災害警戒情報システム

土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報として埼玉県が提供している。1 km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険性が高まる地域を確認することができる。

(イ) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁）

土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報として、1 km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を色分けして表示している。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

オ 利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表の対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に、埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

- ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

イ 解除基準

- ・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合

2 土砂災害緊急情報の提供

国は河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、町が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

3 情報の収集・伝達

- (1) 町は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- (2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は避難指示等の伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- (3) 町は、ボランティアとの連携等、地域に密着した山地災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。
- (4) 町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発表された場合、県及び町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- (5) 町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

4 避難情報の発令

土砂災害警戒情報の対象となった場合には、町長は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難情報を発令する。

5 避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

6 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- (4) 町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 町は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第10節 避難

第1 避難

1 計画方針

- (1) 緊急時に際し危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るための計画とする。
- (2) 指定避難所等の名称、所在地及び収容人員等は資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○指定避難場所一覧 P282

2 避難指示

(1) 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び立ち退き先の指示は、次の者が行うものとする。

	実施責任者	根拠法令	適用災害
準備情報	町長	—	災害全般
指示	知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	町長	災対法第60条	災害全般
	消防長、消防署長	—	災害全般
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

3 避難指示の実施

(1) 実施責任者

ア 指示

(ア) 町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

(イ) 知事又はその命を受けた職員

- a 知事は、災害の発生により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。
- b 知事又はその委任を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。
- c 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

(ウ) 消防長又は消防署長

- a 消防長又は消防署長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときにおいて、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立ち退きを指示することができる。
- b 消防長又は消防署長の委任を受けた消防職員及び消防団員は、災害による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

イ 指示

(ア) 警察官

警察官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときにおいて、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立ち退きを指示することができる。

(イ) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

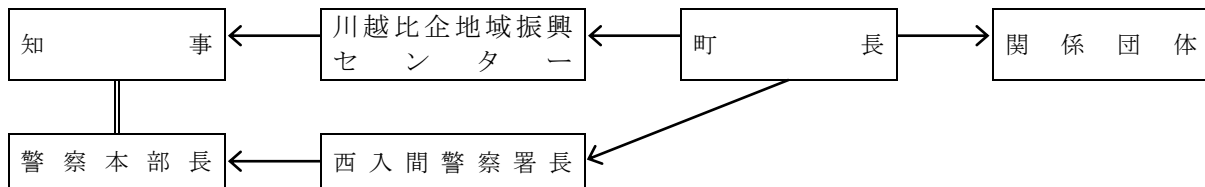
(2) 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 立ち退き先
- ウ 避難先及び避難経路
- エ 避難理由
- オ 避難時の留意事項

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は避難のための立ち退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)



(4) 発令基準及び伝達方法

避難情報の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

	発令基準(洪水)	発令基準(土砂災害)
高齢者等避難	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2 急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された

	される場合	場合
避難指示	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合	1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

4 避難情報

町長は、避難行動に時間を要する要配慮者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難開始を発令する。

また、避難指示等の意味合いを明確化するため、避難指示等を次の三類型とする。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立退き避難する。 その他の人は、立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は災害が既に発生している状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

伝達方法はいずれの場合も次の方法を用い、迅速な徹底を図るものとする。

- ・町防災行政無線、毛呂山町メール（登録制メール）
- ・エリアメール

- ・広報車
- ・SNS（LINE等）・ホームページ
- ・緊急連絡網による口頭伝達・電話伝達等

5 警戒区域の設定

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- (注1) 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定を職権で行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を職権で行うことができる。
- (注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定を職権で行うことができる。
- (注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)及び(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定を職権で行うことができる。
- (注4) 知事は、災害によって町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

第2 避難誘導

1 町の役割

(1) 避難所、避難経路の指定

町長は、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごとに、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めておき、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

避難所の指定に当たっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、要配慮者に配慮するものとする。

(2) 避難指示の伝達

住民に対し、避難指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

ア 災害の発生状況に関する状況

- ・河川がはん濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できて

いる場合には、それらを明示する。)

- ・災害の拡大についての今後の見通し
- イ 災害への対応を指示する情報
- ・危険地区住民への避難指示
 - ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
 - ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
 - ・誤った情報に惑わされないこと。
 - ・冷静に行動すること。

また、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

(3) 避難誘導

避難に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

2 避難順位及び携帯品等の制限

(1) 避難立ち退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、避難行動要支援者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とするものとする。避難順位は、おおむね次の順序で行う。

- ア 病弱者、障害者
- イ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
- ウ 一般住民

(2) 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

(3) なお、これらの内容をあらかじめ住民に周知しておくものとする。

第3 避難所の開設・運営

1 避難所の開設等

(1) 実施責任者

ア 災害全般について、町長が行う。

イ 避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう救助法の定める実施基準に準じて行うものとする。

(2) 避難所開設の基準

次の基準により開設するものとする。

ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

イ 開設の方法

- (ア) 避難所は、学校、総合公園、公民館等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。
- (イ) 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- (ウ) 町は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。
- (エ) 町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。
 - a 避難所の開設の目的、日時及び場所
 - b 箇所数及び収容人員
 - c 開設期間の見込み

2 避難所の管理運営

- (1) 町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営に当たっては、次の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

イ 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

エ 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

要配慮者や女性等に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置するように努める。

女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮し、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、要配慮者や女性のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画担当部局や保健師、民間団体を積極的に活用する。

なお、LGBTQなどの性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意する。

オ 要配慮者等に必要物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制などに基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ケアマネージャー（介護支援専門員）、社会福祉士の派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(2) 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

また、作成に当たっては、男女双方の視点を考慮した避難所管理・運営を推進するため、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月策定)等を踏まえたマニュアルの策定に努めることとする。

3 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、資料編に掲げるとおりとする。

第11節 警備・交通規制

第1 目標

1 目的

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

2 留意点

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。町は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしていることに対処する。

第2 交通応急対策計画

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町は、町が管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。
- (2) 道路管理者は、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を西入間警察署、消防組合等関係機関の長に対して報告するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

- 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。
 - (3) 町は、一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
 - (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
 - (5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
 - (6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

第3 交通対策実施計画

1 被災地内の通行の禁止又は制限

(1) 通行の禁止又は制限

町長は、道路法第46条第1項の規定に基づく所要の通行の禁止又は制限を行うものとする。

(2) 通行の禁止又は制限の方法

ア 町長は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 町長は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する西入間警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するほか、警察、行政機関等関係機関と相互に連絡を取り合い道路及び交通状況を確認する。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

ウ 町長は、降雪等による通行の禁止又は制限等の交通の規制状況を利用者に周知を図るものとする。

2 被災地内における一般交通の確保

町長は、被災地における通行の禁止又は制限及び緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

(1) 関係道路の主要交差点への標示

(2) 関係機関への連絡

(3) 一般住民に対する広報

第12節 障害物の除去

第1 目標

1 目的

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

2 留意点

道路上の障害物については、避難路の遮断や緊急物資の輸送に支障をきたすことから、町は、緊急時に使用する道路として優先的に通行を確保すべき路線についてあらかじめ計画を立てておくことが必要である。

第2 実施計画

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施責任者

- ア 障害物の除去は、町が行うものとする。
- イ 第一次的には町保有の器具を使用して実施する。
- ウ 労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町からの派遣を求めるものとする。
- エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、町内建設業者から資機材労力等の提供を求める。

(2) 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施するものとする。

ア 対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができないものとする。

イ 除去の方法

技術者等を動員して障害物の除去を行う。

ウ 障害物除去対策者の選定基準は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P302

(3) 救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編 ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P302

2 道路等の障害物の除去

(1) 道路上の障害物

ア 実施責任者

道路上の障害物の除去について道路の応急復旧の計画の策定とその実施は、道路管理者が行うものとする。

イ 応急復旧による交通の確保

道路管理者は、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設

定する。

(2) 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川管理者が行うものとする。除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

3 障害物の集積場所

町長が管理する道路にかかる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

(1) 交通に支障のない町有地を選ぶものとする。

(2) 町有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとする。

4 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

第13節 緊急輸送

第1 目標

災害時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 応急復旧作業

町は、緊急輸送道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を速やかに調査し、県道については県に報告するとともに復旧作業を要請する。また、町道については町が、避難、救出、物資の輸送等緊急性を優先し、迅速な障害物の除去や応急復旧が図れるよう警察、自衛隊、消防、占用工作物管理者、建設業協会等の協力を得て復旧作業を実施する。

2 放置車両対策

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

資料編	○緊急輸送道路	P293
-----	---------	------

第3 緊急通行車両等の確認

大規模災害発生時に、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等を優先させる交通規制を実施した場合の緊急通行車両等については、次の要件に該当する車両について確認手続きをとるものとする。

1 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- (3) 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 緊急通行車両等の確認の手続き

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両等の確認手続きは、西入間警察署において行う。

町は、緊急通行車両等確認申請を行い、交付された標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示し、証明書は運行中携行する。

第4 人員及び物資等の輸送

1 調達計画

町は、防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達のあつせん、また人員及び物資の輸送を要請する。

2 緊急輸送

緊急輸送に当たっては、防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、町と県は相互に連携して輸送業務の調整を行う。

3 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

(1) 輸送の範囲

ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資

エ 医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

カ 食料、水等生命の維持に必要な物資

キ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送

ク 災害復旧に必要な人員及び物資

ケ 生活必需品

(2) 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給

第1 食料の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、最小限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

1 基本事項

(1) 災害時における食品給与

災害時における被災者等に対する食品の給与は、原則として次により実施する。

ア 給与は、町長が実施する。

イ 給与の内容は、次のとおりとする。

(ア) 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

(イ) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被災していない住民が通常の生活を送れるように行う米穀等の応急供給

ウ 給与する食品の品目は、次のとおりとする。

(ア) 前号(ア)にあつては、米穀(米飯を含む。)等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

(イ) 前号(イ)にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては他の食品とする。

(2) 食品給与計画の策定

町長は、災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達(備蓄を含む。)、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定するものとする。

2 食品調達計画

(1) 事前協議

町長は、食品の調達に関する計画の策定に当たっては、被災者想定に基づく必要数量等を把握のうえ、調達先、調達数量、輸送方法その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めるものとする。

(2) 米穀の調達

ア 町長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 町長は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省農産局、又は関東農政局に対し、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」(平成29年4月13日付政策統括官付貿易業務課長通知)に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給するものとする。

(3) その他の食品の調達

町長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

3 食品輸送

(1) 輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとする。

(2) 輸送の分担

町が調達した食品の集積地までの輸送及び町内における食品の移動は町が行う。

4 災害時における食品集積地

(1) 集積地の選定

町は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物等）の中から集積地を定め、その所在地、経路等について県に報告するものとする。

(2) 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

5 炊出しの実施及び食品の配分

(1) 炊出し等の場所

町長は、炊出し及び食品の配分に関する計画においては、炊出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めるものとする。

(2) 県への協力要請

町長は、多大な被害を受けたことにより、町において炊出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊出し等について協力を要請することができる。

(3) 実施状況報告

町長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

6 救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編 ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P302

第2 衣料、生活必需品等の供給

災害時に災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものとする。

1 実施責任者

災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の策定及び実施は、救助法の基準に準じて町長が行うものとする。

2 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施するものとする。

(1) 生活必需品の供給計画

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定するものとする。

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として町が行うものとする。

(イ) 生活必需品の給(貸)与対象者

災害時の生活必需品の給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(ウ) 目標数量

県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点中央)」によるピーク時避難人口に相当する量为目标とする。

イ 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 給与又は貸与の方法

ア 救助物資の調達、給与等は、町が行うものとする。

イ 救助物資の購入計画は、町長が災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行う。

資料編 ◦ 備蓄資機材保有状況 P290

(3) 生活必需品等の輸送

町は、調達した生活必需品を避難所等に輸送するものとする。

町長は、災害時に被災者に給(貸)与する生活必需品(備蓄及び調達物資)の輸送計画を定めるものとする。

3 救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求するものとする。

資料編 ◦ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P302

第3 給水

災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

1 飲料水の供給

(1) 計画方法

町は、住民の飲料水の確保を図るよう努め、最低必要量(供給を要する人口×約3ℓ)の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請するものとする。

資料編 ◦ 毛呂山町災害時応援協定一覧(S54～) P295

(2) 飲料水の供給基準

り災者等に対する飲料水の供給は、次の基準で実施するものとする。

ア 対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者とする。

イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3ℓを目標とする。

ウ 供給方法

飲料水の供給は、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による浄水の供給を行い、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を図る。

資料編 ○給水車等保有状況 P292

(3) 応急給水資器材の調達

非常災害時における応急給水資器材の必要量を調達保有する計画を策定するものとする。

2 給水施設の応急復旧

上水道、簡易水道及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事は町長が6日以内に完了するよう実施するものとする。

3 救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編 ○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 P302

第15節 遺体の取扱い

第1 取組方針

災害により死亡又は死亡していると推定される者については迅速かつ適切に捜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

第2 遺体の捜索

町は、消防団、自治会等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索を実施する。

第3 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が、広域避難所や町役場に相談窓口を設置する。

第4 遺体の処理

① 検視（見分）	検察、警察官は、検視（見分）を行う。
② 検案	医療救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
③ 輸送	警察官による検視（見分）及び医療救護班（医師）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
④ 遺体収容所（安置所）の開設	町は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。 遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
⑤ 遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	町は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

第5 遺体の埋・火葬

1 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により町が実施するものとする。

① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として広域静苑組合越生斎場で実施する。
② 町に漂着した遺体	遺体が町（救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は、知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ り災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、り災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬

	を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺（付属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬 (3) 骨つぼ又は骨箱
--	--

※ 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

2 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は、業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については、町が負担するものとする。

資料編 ○遺体収容所等一覧 P289

第16節 環境衛生

第1 廃棄物処理計画

被災地におけるし尿、生活ごみ及びびがれきの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図るものとする。

1 実施責任者

町は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うものとする。

2 仮設トイレ等のし尿処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

ア し尿の収集は、一般廃棄物（し尿）許可業者により実施する。

イ 収集順位は、避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施する。

資料編 ○一般廃棄物（し尿）許可業者一覧 P263

(3) 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の他の処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

(4) し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
坂戸地区衛生組合	坂戸市上吉田651-1	049-283-3561	400kl/1日

(5) 仮設トイレの設置

町は、速やかに避難所、避難場所等に仮設トイレの設置を図る。

なお、必要な仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者や女性等への配慮を行うものとする。

(6) 水の確保

断水時に下水道機能を活用するためには、水洗トイレで使用する水の確保が必要である。井戸、プール等から水を確保するように努めるとともに、住民に平常時からの水の汲み置きを指導する。

(7) 仮設トイレの撤去

町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所、避難場所等の衛生向上を図るものとする。

3 ごみの処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込み

ついて電話等により確認する。また、避難所をはじめ被災地域における生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが予想される。粗大ごみについては通常時の4倍から5倍に達すると推定される。このため被害状況をもとにごみの収集処理見込み量を把握するものとする。

(2) 収集方法

- ア ごみの収集は、埼玉西部環境保全組合の一般廃棄物（ごみ）許可業者により実施するものとし、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに、被災地住民、消防団員、ボランティア等の協力を得て迅速に実施する。
- イ 収集場所は、指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急処理を必要とする区域から実施する。

資料編 ○一般廃棄物（ごみ）許可業者一覧 P264

(3) 収集順位

保健衛生上の観点から次のものを優先して収集する。

- ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

(4) 処理方法

- ア 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、各処理施設で処理する。
- イ ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

(5) ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	備考
埼玉西部クリーンセンター	鳩山町熊井819番地	049-298-1600	可燃ごみ
川角リサイクルプラザ	毛呂山町川角1959-1	049-294-4115	不燃ごみ

4 がれきの処理

- (1) 倒壊建築物の所有者が自己処理責任に基づき自己負担において行うことが原則であるが、被災者の解体・撤去に伴う混乱防止のため、町は、解体・撤去等について指導調整を行う。
- (2) 被害が激甚である場合、個人の家屋等の解体・撤去は、町の国庫補助事業として実施する。
- (3) 仮置場等の確保

予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場を確保する。仮置場の候補地は、次のとおりである。

施設名	所在地	担当課	集積可能面積
総合公園運動場	毛呂山町大谷木443	スポーツ振興課	12,800㎡
大類グラウンド多目的広場	毛呂山町大類717	スポーツ振興課	12,600㎡
岩井グラウンド	毛呂山町岩井西2-31-1	スポーツ振興課	4,453㎡
西戸グラウンド	毛呂山町西戸119-12	スポーツ振興課	13,335㎡
川角グラウンド	毛呂山町川角659-1	スポーツ振興課	14,478㎡
目白台グラウンド	毛呂山町目白台4-3-1	スポーツ振興課	9,510㎡
毛呂山・越生・鳩山下水道組合	毛呂山町川角1510	毛呂山・越生・鳩山下水道組合	約6,000㎡

(4) 処理ルートの確保

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬し、大量のがれきの最終処分

場までの処理ルートを確認する。

(5) 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理に混乱が予想されるが、排出時における分別の徹底を図り、効率よく処理・処分を行うものとする。

(6) がれきのリサイクル

応急活動後、町は、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

(7) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時に大量に発生する災害廃棄物の適正処理を確保するため、緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討していく。

5 応援協力要請

町長は、町のみでは清掃業務が不可能又は困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、緊急事態の収集処置に当たる。

また、町は、あらかじめ民間の清掃関連業者、し尿処理関連業者及び仮設トイレ等の取扱い業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

6 住民への協力要請

災害時に大量発生するごみ、し尿等を迅速に処理できるよう、地域住民に対し廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

7 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

第2 防疫活動

1 防疫活動

町は、被害の程度に応じ迅速かつ適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を策定しておくものとする。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておくものとする。

(1) 実施責任者

被災地内における防疫活動の実施は、町が行う。ただし、災害の状況により、町で対処できないときは、他市町村、県その他関係機関の協力を得て実施する。

(2) 衛生指導

町長は、知事又は保健所長の指導のもとに、自治会を通じて住民に対して衛生指導を行う。

2 防疫活動内容

町は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要があると認めるときは、知事の指示に従って消毒など次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

ア 感染症の患者がいる場所又はいた場所

イ 感染症により死亡した者の死体がある場所又は汚染された疑いがある場所

ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

ア 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

イ 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(3) 物件にかかる措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について実施する。

ア 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。

(ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。

(イ) 廃棄にあつては、消毒、次の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するために必要な処理をした後に行う。

(ウ) 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。

イ 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(4) 生活用水の供給

知事は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 保健所への連絡

感染症の患者を発見した場合には、速やかに保健所に連絡する。

3 防疫用資器材の調達

(1) 防疫用資器材の調達

防疫用資器材は、関係機関から調達する。

(2) 防疫用薬品の調達

防疫を実施するため必要な薬品は、関係業者から調達するものとするが、調達が困難なときは、県に調達の斡旋を要請する。

第3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。また県、動物救護本部等と連携をして、被災地域における動物の保護や避難所における動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めることとする。

第17節 公共施設等の応急対策

第1 目標

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を講じるよう指導する。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画を策定して万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 6 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共建築物

町が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。

第3 ライフライン施設

1 上水道施設応急対策

町は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、送水管・配水管の復旧を進める。

2 下水道施設応急対策

下水道組合及び集落排水施設管理者は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

第4 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 医療救護活動施設

- (1) 各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

3 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第5 危険物施設

消防組合は、災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、応急措置を講ずるよう指導する。

第18節 応急住宅対策

第1 応急住宅の供給

1 目標

(1) 目的

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

(2) 留意点

ア 応急仮設住宅の迅速かつ十分な設置

災害により住宅が滅失又は損壊等により居住不能となった被災者に対して、迅速に応急仮設住宅を供給することにより、被災者の最低限の生活の確保及び生活復旧の支援を行うことが重要である。このため、あらかじめ被災者数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、設置場所、資機材の調達、人員の確保体制を確立する必要がある。

イ 要配慮者向け応急仮設住宅の設置

要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制を整備する。

2 用地の確保

(1) 全体計画

ア 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

イ 応急仮設住宅の用地選定

町の応急仮設住宅建設予定地は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○ 応急仮設住宅建設用地 P289

ただし、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、町は、できる限り多くの用地の確保に努めるものとする。

(2) 短期計画

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能戸数を把握する。

3 設置計画の策定

町は、次のことを明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

(1) 入居基準及び要配慮者に対する配慮

町は、次の入居基準に従い、入居者を選定するものとする。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住住家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者

(2) 応急仮設住宅の入居者の選定方法

入居者の選定に当たっては、福祉関係課、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

(3) 入居期間

入居期間は、竣工の日から原則として2年以内とする。

(4) 応急仮設住宅の管理

町長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行うものとする。

4 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、町からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(1) 建設仮設住宅

県は、できるだけ早期に建設仮設住宅を設置する。町は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(2) 民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。

5 救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

なお、救助法によらない応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、災害救助法の適用に準じて行うものとし、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理のために要した費用（救助法が適用された場合を除く。）は、町が負担するものとする。

6 建設業者及び労務の供給

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の建設業者等との請負契約により実施する。

資料編	○町内建設業協会正会員一覧	P263
-----	---------------	------

7 公的住宅の利用

公営住宅の空室を一時的に供給する。

(1) 公的住宅の確保

町は、災害時に、町営住宅等の空室の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の確保を依頼し、被災者に供給する。

(2) 入居者の選定

町は、確保した空家の募集計画を策定し、確保した空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。ただし、使用申込みは一世帯一か所とする。

第2 被災住宅の応急修理

災害により半焼又は半壊した住宅を応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。実施に当たっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工業者の決定を迅速に行う必要がある。

1 実施責任者

被害家屋の応急修理に関する計画の策定と実施は、町長が行うものとする。

2 実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

(1) 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

3 救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編	○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P302
-----	----------------------------	------

4 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、町の建設業者等との請負契約により実施する。

第3 応急措置及び応急復旧の指導・相談

町は、建築物の応急危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第4 住居関係障害物除去

1 目的

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

2 活動方針

(1) 障害物の除去は、町長が行うものとする。

(2) 一次的には町保有の器具及び機械を使用して実施する。

(3) 労力又は機械力が不足する場合は、 県に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。

(5) 効果的に除去作業を進めるために、町の建設業者等との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

3 除去対象者

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

(1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

(2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの

- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

4 除去の期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長は、その結果を県へ報告する。

第19節 文教対策

第1 目標

災害時において、幼児、児童・生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

第2 学校における発災時の対応

校長は、発災直後における児童・生徒等の安全確保、被害状況の把握等を次の要領で実施する。

- 1 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- 2 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会に報告しなければならない。
- 3 状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
- 4 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- 5 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- 6 応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- 7 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
- 8 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

第3 応急教育

文教施設、設備の被害又は児童・生徒等のり災により通常の教育が実施できない場合の応急教育の方法、教材等の調達・配給その他について定めるものである。

1 留意点

校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保など、早期に授業の再開、継続ができるよう配慮する必要がある。

2 応急教育の準備

校長は、応急教育を早急に実施できるよう、次の措置を講じる。

- (1) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
- (2) 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 前号で定めた担当職員との連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は、主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。
- (5) 避難した児童・生徒等については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(4)に準じた指導を行うように努める。
- (6) 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能な場合には、町教育委員会に連絡し、他

の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

- (7) 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

3 実施計画

(1) 応急教育の方法等

ア 文教施設・設備の応急復旧対策

災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

イ 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

ウ 応急教育の方法

(ア) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

(イ) 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、授業のできなかつた時間について補習授業等を行いその万全を期する。

エ 給食等の措置

(ア) 学校給食センターが被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

(イ) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の手続きを講ずるものとする。

(ウ) 学校が地域住民の避難所として使用される場合においては、当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。

(エ) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

オ 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

(2) 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童・生徒に対する学用品の給与は救助法の基準に準じて行うものとする。調達及び配給の方法については町、教育委員会及び学校が協力をして実施するものとする。

ア 実施機関

学用品の調達、配分等は、主に町が行う。ただし、町による調達が困難と認めるときは、県に調達を依頼するものとする。

イ 給与基準

(ア) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又

は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。

(イ) 学用品の給与は被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- a 教科書（教材を含む。）
- b 文房具
- c 通学用品

ウ 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

エ 救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編	○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P302
-----	----------------------------	------

第4 文化財の応急措置

国・県・町指定建造物は、それ自体が老朽化しているものが多いので、相応の防護策として計画的な修理の促進が必要である。

建造物が被災した場合には、町教育委員会等による被害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- 1 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- 2 被害が大きいつきは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護棚などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合において、被害の程度によっては、復旧が可能であるときは、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

資料編	○町内指定文化財一覧	P306
-----	------------	------

第20節 要配慮者の安全確保

第1 目標

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している要配慮者の安全を確保する。

第2 社会福祉施設等入所者の安全確保

1 施設管理者

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入れ先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び町に協力を要請する。

2 町

避難誘導及び受入れ先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第3 在宅避難行動要支援者等の安全確保

1 避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- (1) 避難支援等関係者は、災害が起きていない段階から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の災害が起きていない段階からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- (3) 町は、発災時に本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (4) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

2 安否確認及び救助活動

- (1) 町は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者の「名簿」或いは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、民生委員、自主防災組織、区長、赤十字奉仕団等の協力を得ながら行う。
- (2) 救助活動の実施及び受入れ先への移送

町は、次のとおり対応する。

ア 住民の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

イ 避難行動要支援者を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

3 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は、正確な数を事前に把握する事が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

第4 避難生活における要配慮者支援

1 生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

2 避難所における要配慮者への配慮

(1) 避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

(2) 要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員、ケアマネージャー（介護支援専門員）、社会福祉士、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性暴力・DVの発生を防止するため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(4) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(5) 応急仮設住宅入居にかかる配慮

町は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

(2) 相談窓口の開設

町は、保健センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員、ケアマネージャー（介護支援専門員）、社会福祉士、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(5) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第5 外国人の安全確保

1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

町は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口の開設

(1) 情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

町は、役場や公民館等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第3章 災害復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧

第1 趣旨

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を策定し、迅速にその実施を図る。

第2 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

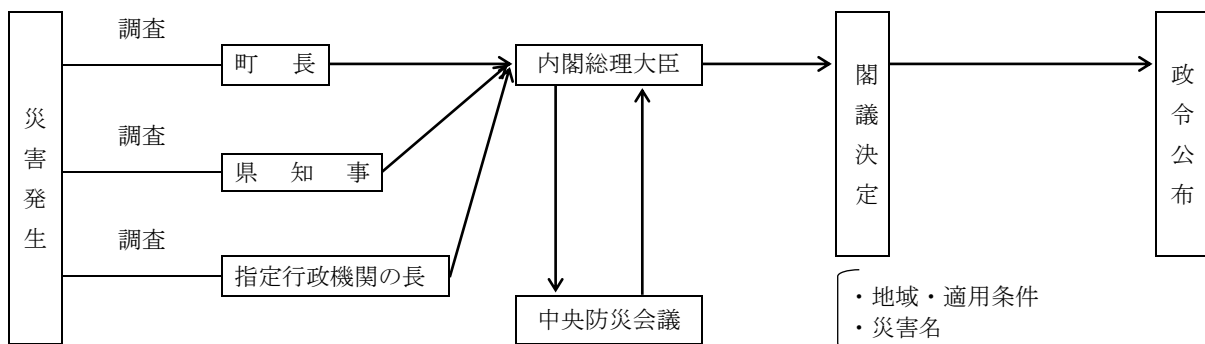
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助

- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - (キ) 森林災害復旧事業に対する補助
 - ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
 - (エ) 町が施行する伝染症予防事業に関する特例
 - (オ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - (カ) 水防資材費の補助の特例
 - (キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - (ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
 - (サ) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助
- (2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

第1 趣旨

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第2 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第4 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

(3) 県及び町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

第1 趣旨

大規模災害時には、多くの人々が災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講じる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行う実施計画等について検討する。

第2 町税の徴収猶予及び減免の措置

町は、災害により被災者の納付すべき町税について、毛呂山町税条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、町税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

(2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」（り災の程度は問わない。）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、町1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170(250)万円 ④ 住居の全壊 " 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 " 350万円 ※ () は、特別の事情がある場合の額

償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年1%。ただし、据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

2 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

なお、町及び商工会は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

(1) 県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧資金）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む。） ① 原則として引続き6か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること。 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けた者	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.2%以内（平成26年度） 知事指定等貸付 年1.3%以内（ 〃 ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要。
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

(2) 埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

(4) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(5) 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

3 被災農林漁業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

【農林漁業金融公庫災害復旧施設資金】

貸付の相手方	(農地復旧) (施設復旧—共同利用施設) (施設復旧—主務大臣指定施設) (林道復旧)	土地改良区、農協、農業を営む者等 土地改良区、農協、農業共済組合等 農業漁業を営む者、農協、森組等 森組、森連、林業を営む者等
貸付対象	(農地復旧) (施設復旧—共同利用施設) (施設復旧—主務大臣指定施設) (林道復旧)	農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 共同利用施設の復旧 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 林道及びその附帯施設等の復旧
貸付利率及び償還期限 (平成19年1月25日現在)	(農地復旧) (施設復旧—共同利用施設) (施設復旧—主務大臣指定施設) (林道復旧)	年1.50～1.90% 25年（据置10年以内を含む。）以内 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む。）以内 年1.50～1.90% 15年（据置3年以内を含む。）以内等 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む。）以内等
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内（農地復旧を除く。）	
担保	保証人又は担保	
その他	農林公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合経由で申し込む。	

【農林漁業金融公庫・農林漁業セーフティネット資金】

期間	10年（据置3年以内を含む。）以内
貸付利率	年1.25～1.60%（平成20年3月19日現在）
貸付限度額	300万円以内、簿記記帳を行っているものに限り、特例を受けられる場合有り
担保	連帯保証人又は担保

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	町の被害認定を受けたもの

【農業災害補償】

農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲：25a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

4 義援（見舞）金品の受入れ・配分計画

(1) 義援金品の受入れ

県又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品又は直接町へ寄託された義援金品は、受け付けについての計画を整備しておくものとする。

(2) 義援金品の配分及び輸送

ア 義援金品の配分計画は、本部において立案、決定する。

イ 被災者に対する配分に当たっては、赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

(3) 義援金品の保管場所

ア 義援金は、被災者に配分するまでの間、会計課が指定金融機関へ一時預託により、所定の手続きをとり保管する。

イ 義援品は、防災備蓄倉庫等で保管する。

第4 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活

を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

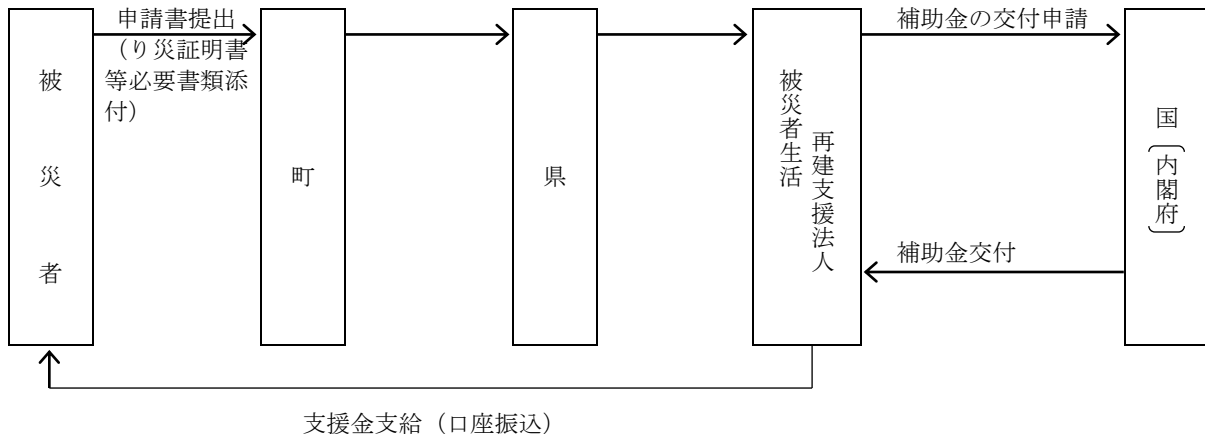
平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成19年度に住宅のり災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行われた。

1 被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																					
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象より生ずる災害）																					
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害																					
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められた世帯（居住安定支援制度のみ該当）																					
支給額	支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付																					
県	①被害状況のとりまとめ ②災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付																					
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告																					
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																					

2 支援金の支給手続き



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記第4）では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

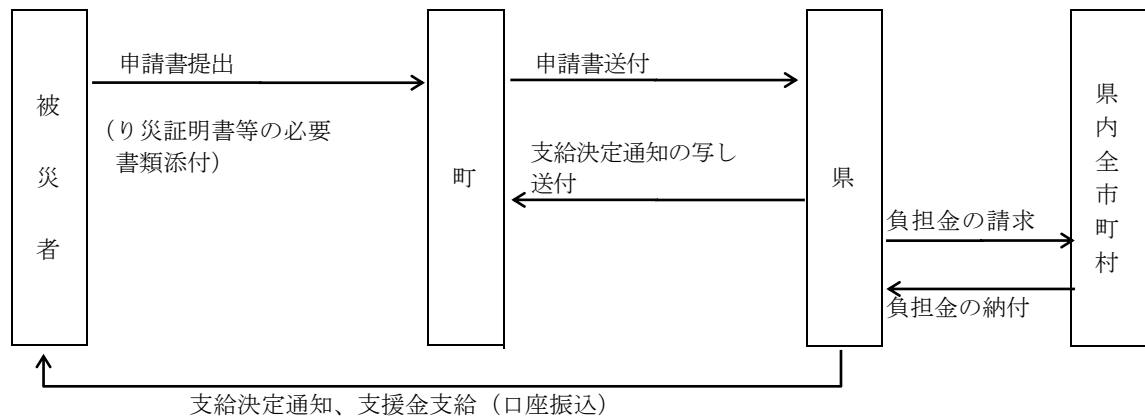
このため、県と県内全市町村の相互扶助により、被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。

1 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。				
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
支援金の額	支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計				

	200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

2 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続

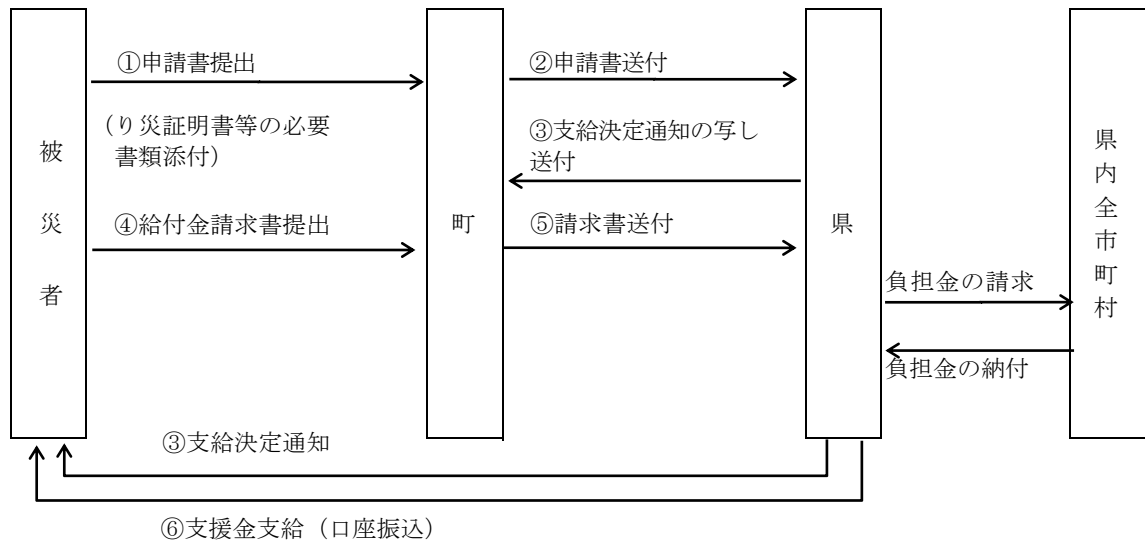


3 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	次の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯） ① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は、月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定
---	---

4 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続

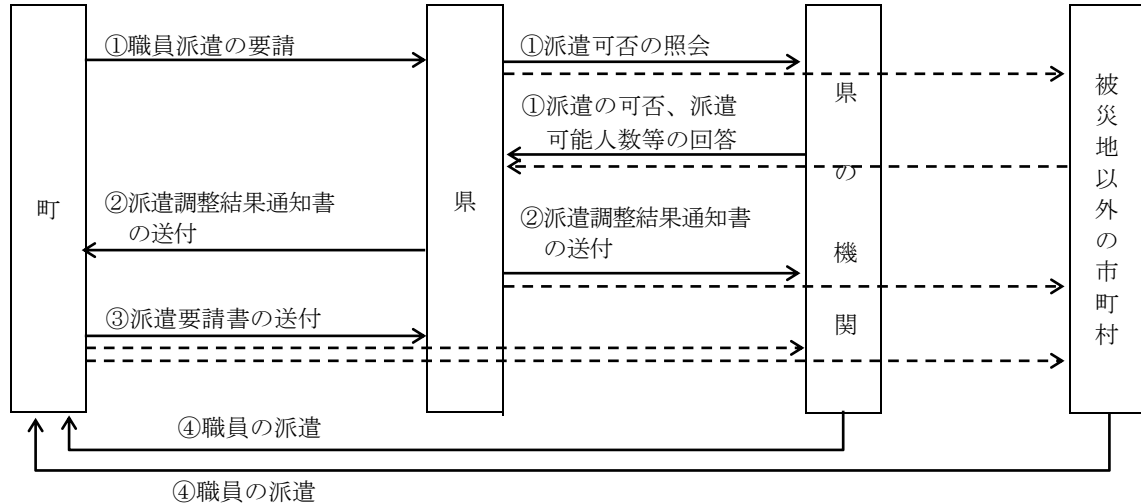


5 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 (統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

6 埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



第6 り災証明書及びり災届出証明書の発行

1 り災証明とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、町が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるに当たって必要とされる家屋の被害程度について、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官通知）等に基づき被害程度の認定を行い、証明するものである。

(1) り災証明及びり災届出証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋（事業所等を含む）について、次の項目の証明を行うものとする。また、場合によっては関係機関の協力を求めるものとする。

- ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部被損、床下浸水、床上浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損（放水によるもの）

なお、家屋以外（ブロック塀、家財、自動車など）の場合、被害と災害の因果関係が確認できない場合は、町長が行うり災届出証明で対応する。

(2) り災証明を行う者

- 上記(1)のアについては町長が行う。
- イの火災によるり災証明は、消防組合が行う。

(3) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、土砂災害など

(4) 交付場所

り災証明の交付は町庁舎で取り扱う。

(5) 交付申請

被災者本人及び委任を受けた者は、「り災証明交付申請書」（印鑑又は拇印による捺印及び押印が必要となる。）を申請窓口である総務課に提出する。

(6) 証明事項の確認及び発行

被災者から申請された証明事項は、判断基準にばらつきが出ないように、全体の意志統一を図る。

また、家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内

閣府政策統括官（防災担当）通知」及び「被害報告判定基準（埼玉県防災対策本部運営要領第13条）」を参考とする。

被害状況を把握し、り災台帳を作成した上で、申請のあった家屋について、台帳に基づき、り災証明書を交付する。証明内容に不服がある場合は、再調査を実施した後に交付を行う。

（7）再調査及び再判定

被災者は、り災証明の判定結果に不服がある場合及び第1次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋について、第1次被害家屋調査期間終了後から災害の発生後3ヶ月以内であれば、再審査申出期間として第2次被害家屋調査（再調査）を申し出ることができる。

再調査の申出があった場合は、すみやかに再調査を実施して判定を行うが、調査及び判定が難しい状況にあっては、まちづくり整備課を介して建築士など専門家の指導、助言を受けて判定するものとする。

（8）り災証明発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明に関する住民広報を秘書広報課に依頼し、広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図る。

また、り災証明に関する相談窓口を町庁舎に設置し、り災証明の発行や再調査の受付、相談を実施する。

（9）事前対策

被害調査及びり災証明発行の事前対策を次のとおり行う。

ア 判定基準等の研修

災害時における被害家屋の調査研修が外部で実施された場合、積極的に研修に参加するとともに、研修参加者は、内部調査員に対し研修を実施する。

り災証明交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)
毛呂山町長

住 所

申請者 氏 名

電 話

世帯主 住 所

氏 名

下記のとおり、り災証明の交付を申請します。

記

り災年月日	令和 年 月 日
り災場所	埼玉県入間郡毛呂山町
り災原因	
り災住家等態	戸建住宅・共同住宅・寮・作業飯場・店舗兼用住宅 店舗（店舗名 ）・その他（ ）
り災者とり災物件との関係	1. 居住者であり、所有者 （同居家族の所有・共有を含む。） 2. 所有者（1と条件は同じ） 3. 居住者（借家人等） 4. 管理者 5. 使用者
証明書の使用目的	
申請枚数	枚

処理欄

受付番号 番

※現地調査の有無 済 ・ 未

現地調査をまだ行っていない場合

現地調査日程 令和 年 月 日 () 時 分頃

その他

り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

毛呂山町長



り 災 届 出 証 明 書

令和 年 月 日

(あて先)
毛呂山町長

住 所

申請者 氏 名

電 話

世帯主 住 所

氏 名

下記のとおり、災害を受けたことを届出します。

記

り 災 年 月 日	令和 年 月 日
り 災 場 所	埼玉県入間郡毛呂山町
り 災 原 因	
り 災 住 家 等	戸建住宅・共同住宅・寮・作業飯場・店舗兼用住宅 店舗（店舗名 ）・その他（ ）
り 災 者 と り 災 物 件 と の 関 係	1. 所有者 2. 管理者 3. 占有者 4. その他
証明書の使用目的	
申請枚数	枚

上記のとおり、り災の届出があったことを証明する。

備考

令和 年 月 日

毛呂山町長



事故その他災害対策編

第1節 火災対策

第1 火災予防

1 基本方針

町は、消防組合と協力をして消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

2 火災予防対策

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、出火防止対策等が考えられる。

(1) 火災発生原因の制御

ア 防火管理者制度の効果的な運用

(ア) 学校、工場等収容人員50人（病院、スーパー等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。

(イ) 消防組合は、防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

ウ 火災予防運動の実施

消防組合は、住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て、毎年定期的に火災予防運動を実施する。

エ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

(2) 耐災環境の整備

ア 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の社会情勢から全国的な傾向であり、社会環境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

(ア) 消防団装備の機械化、軽量化

(イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置

(ウ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行うものとする。

(エ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る。

(オ) 団員の処遇改善

- (カ) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用
- イ 民間自衛防災組織等の育成強化
 - 火災の危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、消防機関の協力により次により自衛消防力の強化に努める。
- (ア) 民間防災組織の確立
 - 地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人消防クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。
- (イ) 工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

第2 消防活動

1 目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動については、消防組合と連携をし、定めることとする。

2 消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防組合による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防組合に連絡する。

(6) 緊急消防援助隊の受入れ準備

緊急消防援助隊の受入れ準備及び活動地域への案内等を消防組合と協力して行う。

3 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、町の地域における消防力で十分な活動が困難である場合には、消防長と連絡調整の上あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 町への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入れ体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入れ体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入れ体制を整える。

- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

2 火災に強いまちづくり

(1) 火災に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯を確保する。また、耐震性貯水槽の整備等を図るものとする。

町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

消防組合は、多数の者が出入りする事業所、病院等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また、事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。

(ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定の検討

(イ) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ 通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制を整備するに際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害発生現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

資料編 ○毛呂山町災害時応援協定一覧(S54～) P295～

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

町は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから地域住民に周知徹底するとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導

訓練を実施するものとする。

なお、避難路の指定については、風水害対策編第1章第3節第3「避難予防対策」に準じるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。

イ 避難所

町は、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

資料編 ○指定避難場所一覧 P282～

(5) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について整備するものとする。

(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町は、関係機関の協力を得て、毎年定期的に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動や避難所での取るべき行動等について周知徹底を図るものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第4 大規模火災対策

1 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

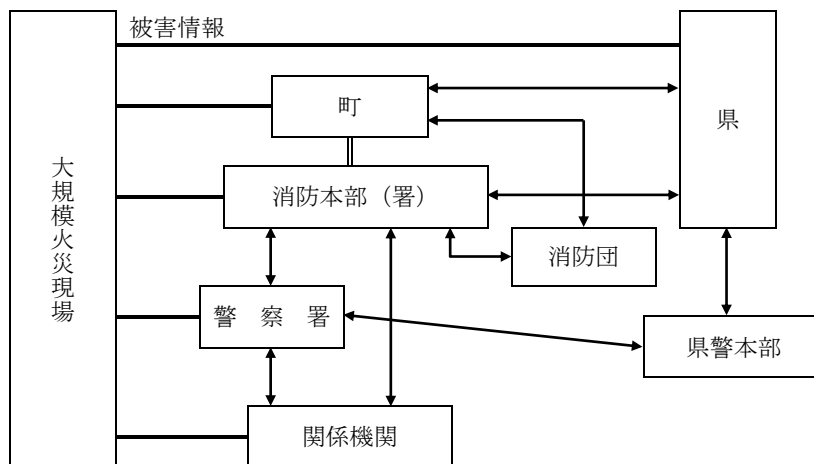
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、消防機関と協力をし、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

5 避難収容活動

災害発生時における避難誘導については、風水害対策編第2章第10節第1「避難」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び消防機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第5 林野火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

町の森林面積は、区域面積の40%を占めている中で、林野火災は、地形の制約等の状況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、事業主体ごと、次の事項に留意する。

ア 林野火災に強い地域づくり

イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

ウ 防災対策の充実

(3) 現状

林業従事者の減少にともなう森林管理の不足、自然との接触を求めるハイカー等の増加により、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への火災危険が高くなっている。

2 実施計画

(1) 町

ア 林野火災に強い地域づくり

(ア) 危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めるものとする。

(イ) 火災巡視等

町は、消防機関と連携して警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(ア) 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。

b 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。

c 通信手段の確保

町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

(イ) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制を整備するに際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害発生現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(ウ) 消火活動体制の整備

町は、林野火災に備え、水利等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。

町は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利等の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

(エ) 避難収容活動への備え

a 避難誘導

町は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民や入山者への周知徹底に努める。

また、町は、林野火災発生時に高齢者、障害者等避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するものとする。

b 避難所

町は、集会所、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、その管理者に対し点検・整備を行うことを指導するものとする。

(オ) 緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町は、風水害対策編第1章第3節第1「防災活動拠点」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

(カ) 施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(キ) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、体制を整備するものとする。

(ク) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

(ケ) 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 訓練の実施

町は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ウ 林野火災予防対策の充実

町及び消防機関は、林野火災の原因として、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図るほか、林野火災の多発時期を中心に、主として森林を対象に次の対策を講じ、林野火災の予防に努めるものとする。

a 森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、町は、森林の保全巡視を行うものとする。

b 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（冬期間等）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。

c 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

(2) 町、森林所有者及び林業関係団体

町、森林所有者及び林業関係団体は、林野火災に強い地域づくりに資する対策を実施するものとする。

ア 町、森林所有者

町は、森林管理道の整備及び維持管理を実施するものとする。

町及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成するものとする。

森林所有者は、造林にあつては、下刈、枝打、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止に資するものとする。

イ 林業関係団体

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

第6 林野火災対策

1 災害発生直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、消防機関と協力をし、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は大規模災害対策に準ずるものとする。

ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、警察と相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動

災害発生時における避難誘導については、風水害対策編第2章第10節第1「避難」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び消防機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

町は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

9 災害復旧

町及び関係機関は、早期の物資、資材の調達及び人材の広域応援を図るなどをして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第2節 危険物等災害対策

第1 危険物等災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

町は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物予防対策

(1) 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(2) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

- ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

3 高圧ガス予防対策

(1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

(4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

4 銃砲・火薬類予防対策

(1) 猟銃・火薬類の販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

(3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

5 毒物・劇物予防対策

(1) 毒物・劇物の輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

(2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災

上の指導にあたる。

- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス等災害応急対策

1 活動方針

高圧ガス保安法及び火薬類取締法により規制を受ける事業所並びに毒物・劇物取扱い施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、住民の安全を確保するため退避させるなどの措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

また、町の地域にサリン等による人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領に基づき応急措置を実施するものとする。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が基準適合命令を発する。
- (4) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (5) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

- (6) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
- (7) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (8) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (9) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

3 町が実施する措置

災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり保健衛生上の危害を防止するために住民に対する立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の必要な措置を講ずる。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

町内には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設がある。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本県から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

これらの放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取扱い等を規制することは、国の所掌事項であるが、放射性物質事故災害による影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、その対策を定めるものとする。

(2) 現況

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組みが最も重要であるが、放射性物質の取扱事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防組合はその全施設数を把握している。

第2 実施計画

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性物質取扱施設の把握

町及び消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県、国及びその他関係機関との連携を図るものとする。

ウ 通信手段の確保

町は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編第1章第3節第2 災害情報体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急対策のための体制を整備し、職員への周知を図るものとする。

イ 防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国及びその他の関係機関との連携を図るものとする。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、他の市町村との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じてこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図るものとする。

町は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

ウ 傷病者搬送体制の整備

町は、放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備え、消防組合を通して県防災ヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

(4) 放射線量等の測定体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した場合に町内各地点における放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、震災対策編第2章第11節「避難」を準用する。

イ 避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

ウ 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の避難行動要支援者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協

力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。なお、伊及びウについては、風水害対策編第1章第3節第3「避難予防対策」により実施する。

(6) 広報体制の整備

町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(7) 住民相談窓口の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(8) 防災教育の実施

ア 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施するものとする。

- a 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- b 放射線防護に関すること。
- c 放射線による健康への影響に関すること。
- d 放射線関係事故発生時に町が取るべき措置に関すること。
- e 放射線関係事故発生時に住民が取るべき行動及び留意事項に関すること。
- f 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- g その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、次のとおりとするものとする。

- a 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- b 放射線防護に関すること。
- c 放射線による健康への影響に関すること。
- d 放射線関係事故発生時に県及び町が取るべき措置に関すること。
- e 放射線関係事故発生時に住民が取るべき行動及び留意事項に関すること。
- f その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 放射線関係事故災害応急対策計画

1 目標

町の地域における放射線関係事故発生現場としては、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

さらに、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

2 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、町に通報するものとする。

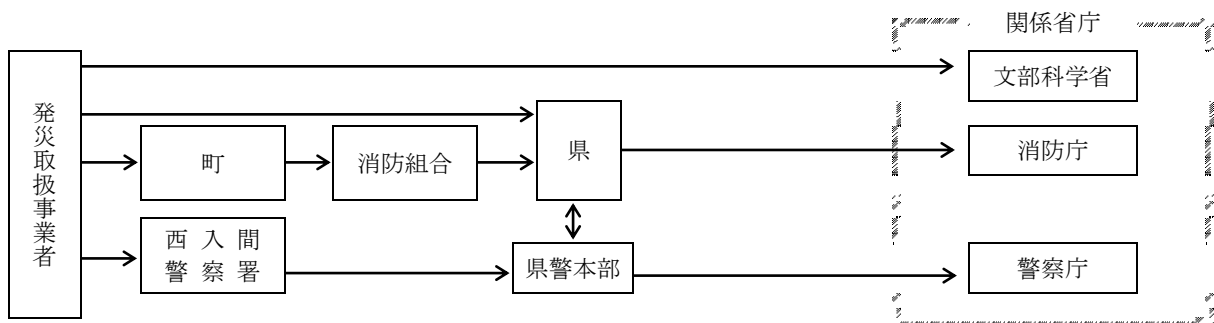
- a 事故発生の時刻
- b 事故発生の場所及び施設
- c 事故の状況
- d 気象状況（風向・風速）
- e 放射性物質の放出に関する情報
- f 予想される災害の範囲及び程度等
- g その他必要と認める事項

町は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県へ連絡するものとする。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(ウ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ 通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

3 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

町は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、町長は県、国及び関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて、要請するものとする。

(イ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、町に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ 通信手段の確保

町の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

町は、本編第3節第3-2「放射性物質取扱施設事故対策計画」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

(3) 退避・避難収容活動など

ア 退避・避難等の基本方針

町は、原子力災害対策特別法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物資等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するための必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

注：防護対策の内容は次のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって、放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物資等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(イ) 町長への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

(ウ) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

ウ 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ 避難所の管理運営

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

オ 要配慮者への配慮

町は、要配慮者に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

カ 住民への的確な情報伝達活動

(ア) 住民への情報伝達活動

町は、核燃料物質等事故・災害状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、県や防災関係機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分配慮するものとする。

(イ) 住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(4) 各種規制措置と解除等

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

資料編 ○ O I L と防護措置について（原子力災害対策指針より） P308

イ 解除

町は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、県、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(5) 住民の健康調査等

町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。

第4節 凍霜害等予防

第1 基本方針

凍霜害及び降雹、干ばつ、低温等農作物に甚大な被害を及ぼすことが予想される災害から農作物を守るため、凍霜害等予防対策の推進を図るものとする。

第2 実施計画

1 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

2 霜注意報等の伝達

県の防災行政無線システムにより霜等農作物に甚大な被害を及ぼすことが予想される災害の注意報等の伝達があった場合は、直ちに関係課及び農業協同組合等関係団体への情報の提供を図るものとする。

第5節 道路災害対策

第1 道路災害予防

1 基本方針

地震や水害その他の理由により、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通の安全のための情報の充実

町長は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

イ 道路施設等の整備

(ア) 危険箇所の把握

町長は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

(イ) 予防対策の実施

町長は、次の各予防対策に努めるものとする。

- a 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- b 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- c 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

また、町長は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(ウ) 資機材の整備

町長は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を保有するように努める。

(2) 情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制の整備

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、応急対策のための体制を整備し、職員への周知を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害発生現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前に関係機関との連携を強化しておくものとする。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

町は、災害発生時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

1 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

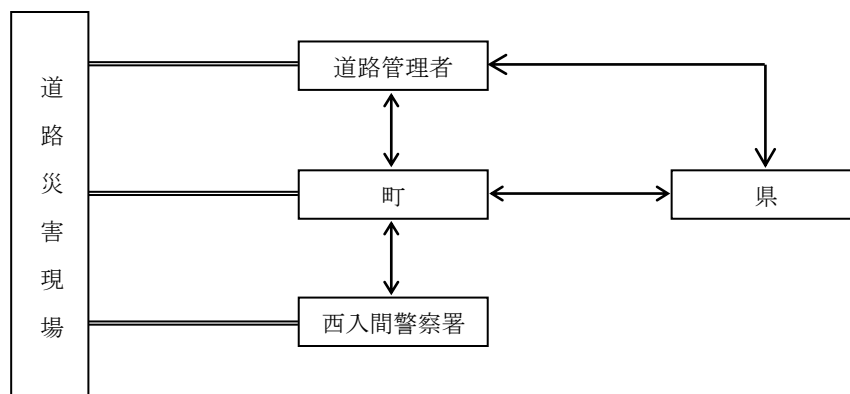
町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町と相互に連絡を取り合うものとする。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性

を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

町は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、資料編に掲げる埼玉県下消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

資料編 ○毛呂山町災害時応援協定一覧(S 5 4 ~) P295~

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

通行の禁止又は制限に当たっては、町長は警察と相互に密接な連絡をとるものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

町は、危険物の流出が認められた場合、消防組合等関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

8 道路災害からの復旧

町は、関係機関と協力し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

町長は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6節 鉄道事故対策

第1 目標

1 目的

町の地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

2 現況

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第2 鉄道事故対策計画

1 活動体制

町は、町の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

2 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、風水害対策編第2章各節及び震災対策編第2章各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

町の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、風水害対策編第2章第10節第1「避難」に準じ、避難指示等を行う。

(4) 救出、救助

風水害対策編第2章第8節「救急救助・医療救護」に準ずる。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動に町が協力し、行うものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は風水害対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は同章第5節「応援要請・要員確保」に準ずるものとする。

第7節 航空機事故対策

第1 目標

町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、関係機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第2 活動体制

町の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

第3 応急措置

1 情報収集

町の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に準ずる。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は風水害対策編第2章第10節第1「避難」に準じ、避難指示等を行う。

3 救出、救助

風水害対策編第2章第8節「救急救助・医療救護」に準ずるほか、協力者の動員を行う。

4 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な救急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は風水害対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は同章第5節「応援要請・要員確保」に準ずるものとする。

5 医療救護

町は、町内に航空機事故が発生した場合、風水害対策編第2章第8節「救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

6 消防活動

航空機事故災害は、発生現場の状況によっては多数の死傷者が予想され、火災等の発生だけでなく二次的災害の危険性があるため、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動に町が協力を行うものとする。

第8節 電気通信設備災害対策

第1 目的

町の地域における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的とする。

第2 災害予防計画

町は、災害の発生が予想される場合、NTT東日本埼玉支店と連絡をとり、県と連携の上、次の措置を講ずるように依頼するものとする。

- 1 情報連絡員の確保
- 2 復旧要員の服務計画
- 3 可搬無線機等の出動準備
- 4 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 5 移動電源車等の出動準備態勢の把握
- 6 復旧活動の準備
 - (1) 工事用車両の確保
 - (2) 工事用工具、計測器類の点検準備
 - (3) 復旧資材の緊急確保
 - (4) 設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - (5) 非常食料の確保及び炊出しの準備
 - (6) 救護活動の準備

第3 応急対策措置

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合、町は、NTT東日本埼玉支店に対し、次の応急対策を講ずるように依頼するものとする。

- 1 災害時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
- 2 被害状況の把握
- 3 応急復旧班の編成
- 4 社員の動員計画
- 5 社外関係機関との情報連絡
- 6 資材の輸送計画
- 7 電源設備の確保
- 8 建物の防災
- 9 広報活動

第9節 電力施設応急対策

第1 目的

町内における台風、雪害、水害、地震その他の自然災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社川越支社が主体となり、電力施設等の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

第2 応急安全措置

自然災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。また町は、東京電力パワーグリッド株式会社川越支社に次の措置を講ずるように依頼するものとする。

- 1 非常対策要員の確保
- 2 資材等の調達、輸送
- 3 宿泊施設、食料の確保等
- 4 関係各機関との情報交換等の情報活動
- 5 広報活動

第3 復旧活動

- 1 被害状況の収集・周知

全般的な被害状況把握の遅速は復旧計画策定に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努める。

- 2 被害の復旧対策

(1) 東京電力パワーグリッド株式会社川越支社は、設備ごとにすみやかに被害状況を掌握し、次に掲げる事項を明らかにした早期復旧計画を立てる。

- ア 復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無
- イ 復旧資機材の調達
- ウ 復旧作業の日程
- エ 復旧・仮復旧の完了見込み
- オ 宿舎、衛生、食料等の手配
- カ 応急復旧（発電車等）の必要の有無
- キ その他必要対策

(2) 復旧順位

各施設の復旧順位は、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより迅速に行う。

第10節 ガス施設防災対策

第1 目的

各ガス関連事業所等が、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災対策を図ることを目的とする。

第2 災害予防に関する事項

各ガス関連事業所等は、次の措置を講ずることにより平常時より災害に対する体制の確立に努める。また町は、各ガス関連事業所等の行う災害予防対策に対し、協力をするものとする。

- 1 防災教育
- 2 防災訓練
- 3 災害予防措置に関する事項
- 4 防災業務設備の整備
- 5 災害対策用資機材等の確保及び整備
- 6 ガス事故の防止

第3 災害応急対策に関する事項

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、人身事故の防止等の観点から早期の対策が求められる。そのため、各ガス関連事業所等は、次に掲げる事項を明らかにした災害応急対策を講ずるものとする。

- 1 通報・連絡の経路及び方法の体制確立
- 2 災害時における情報の収集・連絡
- 3 災害時における広報
- 4 対策要員の確保
- 5 復旧用資機材の確保
- 6 危険予防措置
- 7 応急工事及び二次災害の発生防止

第4 災害復旧に関する事項

1 復旧計画の策定

各ガス関連事業所等は、災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、早期に復旧計画を策定する。また、病院、ゴミ焼却場、避難所等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧するよう計画立案する。

2 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、速やかに復旧する。

第11節 雪害予防

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2 実施計画

1 予防・事前対策

(1) 住民が行う雪害対策

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

ア 自助の取り組み

(ア) 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

(イ) 町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

イ 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

(2) 情報通信体制の充実強化

町は、降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、住民の適切な対処を促す。

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

イ 住民への伝達及び事前の周知

(ア) 町、県及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

(イ) 住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に

活用できるようにする。

(3) 雪害における応急対応力の強化

町、県及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

(4) 避難所の確保

町は、地域の人口、地形、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

(5) 孤立予防対策

町は、積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

また、積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(6) 建築物の雪害予防

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの住民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(7) 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

ア 道路交通の確保

(ア) 道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

(イ) 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

イ 雪捨て場の事前選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。

ウ 関係機関の連携強化

道路管理者は、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町と県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

(8) 農林水産業に係る雪害予防

町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

2 応急・復旧対策

(1) 応急活動体制の施行

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

(2) 情報の収集・伝達・広報

町は、積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に準ずる。

イ 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的
情報も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ 住民への情報発信

(ア) 町は、気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況及び
積雪の予報等について住民等へ周知する。

(イ) 異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、
防災行政無線、緊急速報メール、毛呂山町メール（登録制メール）など住民への多様な伝達
手段の中から、有効で時を逸しない伝達方法を選択する。

(ウ) 町は、住民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に
発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察、自衛隊等の対応状況についても一元的
に広報する。

エ 積雪に伴い取るべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時に取るべき行動を、住民に周知する。

(3) 道路機能の確保

町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など
住民の命を緊急的・直接的に救助する施設、住民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等
が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

ア 除雪の応援

(ア) 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに
要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

(イ) 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えると
ともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮
する。

(4) 救出・救助及び孤立地区への支援実施

防災関係機関は、積雪等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の住民の人命及び財産
を保護するため、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

ア 状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は、直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するととも
に、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとし
る。

イ 救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必
要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

ウ 医師の派遣・物資の輸送等

県及び町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸
送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

エ 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

(5) 避難所の開設・運営

町は、大量の積雪による建築物の倒壊等により住家を失った住民や、交通途絶により孤立した地域の住民を收容するため、避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

(6) 医療救護

町は、積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

(7) ライフラインの確保

町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

(8) 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は、各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

(9) 農業復旧支援

町は、農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生するため、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

第12節 文化財災害対策

第1 基本方針

1 趣旨

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する住民の意識を広め、高めるための施策について定める。

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

ア 防火管理体制の整備

イ 文化財に対する環境の整備

ウ 火気使用の制限

エ 火気の厳重警戒と早期発見

オ 消防団等と訓練の実施

カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化

イ 消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ等の充実強化

ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための広報活動

イ 所有者に対する啓発

ウ 管理保護についての助言と指導

第13節 竜巻・突風等災害対策

第1 基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、住民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第2 実施計画

1 予防・事前対策

(1) 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻等突風は、局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

イ 防災教育の充実

小中学校等においては、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

(2) 竜巻注意情報等気象情報の普及

町は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く住民に普及を図る。

(3) 被害予防対策

町は、竜巻等突風は、発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く住民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

ア 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

イ 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

(4) 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

(5) 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

ア 住民への伝達体制

(ア) 住民へ事前登録型の毛呂山町メール（登録制メール）への登録を促す。

(イ) 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時を逸しない伝達方法を検討する。

イ 目撃情報の活用

町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

(6) 適切な対処法の普及

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・カーテンを閉めて窓ガラスから離れる。
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む。
- ・避難時は飛来物に注意する。

2 応急・復旧対策

(1) 情報伝達

ア 町は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

イ 町は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう本町に係る情報の付加等を行う。

(2) 救助の適切な実施

町は、被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(3) がれき処理

町は、竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

(4) 避難所の開設・運営

町は、竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察による夜間パトロールの強化、避難所への女性警察官の配置等について、関係機関へ手配を行う。

(5) 応急住宅対策

町は、竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

(6) 道路の応急復旧

町は、竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

(7) 被害認定の適切な実施

町は、竜巻等突風による被害認定を適切に行い、住民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(8) 被災者支援

町は、関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報を実施する。

震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 防災地域づくり

第1 防災組織整備

風水害対策編第1章第1節第1「防災組織整備」を準用する。

第2 防災教育

風水害対策編第1章第1節第2「防災教育」を準用する。

第3 防災知識普及

1 基本方針

住民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するため計画するものとする。

2 実施計画

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項

(1) 防災知識の普及内容

- ア 災害の種別、特性及び一般的知識
- イ 災対法及び関連法の主旨
- ウ 災害時における心得
- エ 防災計画の概要
- オ 被害報告及び避難方法
- カ 過去の災害の状況
- キ 災害復旧時の生活確保に関する知識

(2) 防災知識の普及方法

町は、防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

ア 各種行事による防災知識の普及

防災の日、災害ボランティア週間等に講演、映画、講習等の行事を通じて一般住民に広く普及を図る。

イ 広報紙による普及

町及び消防組合の広報紙等に随時防災知識に関する事項を掲載し、普及を図る。

ウ 講演会・座談会の開催

防災に関する講演会及び座談会を適宜必要と認めるときに開催し、防災知識及び防災思想の普及に努める。

エ 防災訓練による広報

防災訓練を通じて住民に対して避難その他防災に関する知識の普及を図る。

オ 自主防災組織における知識の普及

各自主防災組織内における講習会及び座談会を通して、それぞれの属する地域における防災知識の普及を図る。

カ 防災教育用設備、教材の貸出

町は、防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。

(3) 緊急地震速報の普及・啓発

町は、緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまでは、わずかな時間しかないことから、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動】

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口、階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは、退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 適切な避難行動に関する普及啓発

ア 取組方針

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

イ 役割

機関名等	役割
県、町	・正常性バイアス等に関する普及啓発
住民	・正常性バイアス等の正しい理解と適切な避難行動の実施

ウ 具体的な取組内容

住民向けの普及啓発 【県、町】

住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、県及び町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

第2節 防災まちづくり

第1 土砂災害予防

風水害対策編第1章第2節第2「土砂災害予防」を準用する。

第2 建築物・施設等の耐震性向上

2-1 基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

2-2 実施計画

1 建築物

毛呂山町建築物耐震改修促進計画（改定版）（平成28年3月）より、耐震対策を促進する。

(1) 公共建築物等

町では、毛呂山町建築物耐震改修促進計画（平成21年3月）より耐震対策を促進し、町有建築物については全施設の耐震化が完了した（平成27年3月時点）。民間の不特定多数の人が利用する施設に対しては、今後も施設管理者等へ耐震化の働きかけを行うなど耐震化の促進に努める。

ア 防災上重要な建築物の耐震化

町は、県の指導等により、ウィズもろやま（福祉会館）、消防施設等防災上重要な建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施するものとする。

イ 不特定多数の人が利用する施設の耐震化

町は、県及び消防機関と連携して、不特定多数の人が集まる施設等の管理者に対して耐震性の調査、補強方法についての指導に努めるものとする。

ウ 県の支援制度の周知

町は、県が行っている耐震サポーター登録制度や金融機関による融資支援制度等の情報を、不特定多数の人が集まる施設等の管理者に対して広く提供し、耐震改修を働きかける。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、県及び消防機関と連携して、耐震化の助言、指導、支援を行うものとする。

ア 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(ア) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の相談に応ずる窓口を設置する。

(イ) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

(ウ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

町は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(イ) ブロック塀の点検・改修等に関する指導

町は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

また、町は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、その推進に努める。

2 上水道施設

町で管理する水道施設は、金塚浄水場、苦林浄水場、大谷木浄水場であり、町は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化対策を実施していくものとする。

3 下水道施設

町は、下水道施設の安全対策として、中継ポンプ場等に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。

また、処理場等の建設に当たっては、液状化対策を含め、耐震構造として地震災害に備えるものとする。

4 道路施設

ア 概要

町は、管理道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。

イ 落石等による危険箇所対策

町は、管理道路の落石等による危険箇所について総点検を実施し、危険度によりランク付けを行い、法面保護工等を実施し危険箇所の解消を図ることとする。

ウ 橋梁の整備

災害時における橋梁機能の確保のため、所管する橋梁について耐震点検調査等を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して整備を推進する。

エ その他交通施設の整備

災害時における横断歩道橋等が、落下等により交通障害となることを防止するため、所管の横断歩道橋等について、耐震点検調査等を実施し、補修等対策工事が必要なものについて整備を推進する。

5 河川、ため池及び治山施設

(1) 河川

河川施設等は、災害の発生に伴い破堤等につながるものが予想されるため平常時における見まわりを実施し、点検、整備等を行い施設の維持管理に努めるよう県に求めることとする。

(2) ため池・調整池

町のため池・調整池は、資料編に掲載のとおりであり、町は、ため池・調整池及び付帯施設が

老朽化し、堤防等の決壊で下流地域に被害が発生するおそれのあるものについて調査し、緊急度の高い順に改修工事等を実施するものとする。

資料編 ◦ため池・調整池一覧 P275～

(3) 治山施設

大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃溪流については、護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

第3 防災まちづくり

風水害対策編第1章第2節第3「防災まちづくり」を準用する。

第4 地震火災等の予防

4-1 基本方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

4-2 実施計画

1 地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。

また、石油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。

これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や病院等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の装着の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図

り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防組合及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

3 危険物取扱施設の安全化

町は、消防組合と協力をして危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

消防法危険物取扱施設	過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。 このため、町及び消防組合はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
火薬類施設	火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。 このため、町及び消防組合は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

資料編 ○町内危険物施設の現況 P275～

4 消防力の強化

(1) 消防資機材の整備

消防機関は、緊急時に備え、必要な消防資機材を計画的に整備していくものとする。

(2) 消防水利等の整備

町は、これまで防火水槽の整備を推進してきたが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

(3) 消防救急無線の運用

消防機関は、デジタル無線機器について、常に良好な状態を維持するために定期的な保守点検などを行うものとする。

第3節 防災体制の整備

第1 防災活動拠点

風水害対策編第1章第3節第1「防災活動拠点」を準用する。

第2 災害情報体制の整備

風水害対策編第1章第3節第2「災害情報体制の整備」を準用する。

第3 避難予防対策

風水害対策編第1章第3節第3「避難予防対策」を準用する。

第4 物資及び資機材等の備蓄

風水害対策編第1章第3節第4「物資及び資機材等の備蓄」を準用する。

第5 医療体制等の整備

風水害対策編第1章第3節第5「医療体制等の整備」を準用する。

第6 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を県等関係機関と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

2 帰宅困難者等への啓発等

- (1) 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR
- (2) 企業への要請

職場や学校或いは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- ア 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- イ 従業員等との安否確認手段の確保
- ウ 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(3) 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

第7 応急住宅対策

風水害対策編第1章第3節第6「応急住宅対策」を準用する。

第8 文教対策

風水害対策編第1章第3節第7「文教対策」を準用する。

第9 災害時の要配慮者対策

風水害対策編第1章第3節第8「災害時の要配慮者対策」を準用する。

第2章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 目標

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第2 活動体制

1 体制の種別

災害対策の活動に当たって取るべき体制の種別

(1) 初動体制

本部は設置しないが、通常の組織をもって、情報の収集連絡、予報・警報の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

(2) 緊急体制

本部を設置しないが、当該本部の構成員のうち、本部長が必要と認める人員を動員して救助その他の応急対策を強力で推進する体制

(3) 非常体制

本部を設置して、又は設置されている本部体制から全職員を動員して、町の組織機能のすべてを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力で推進する体制

2 職員の配備基準

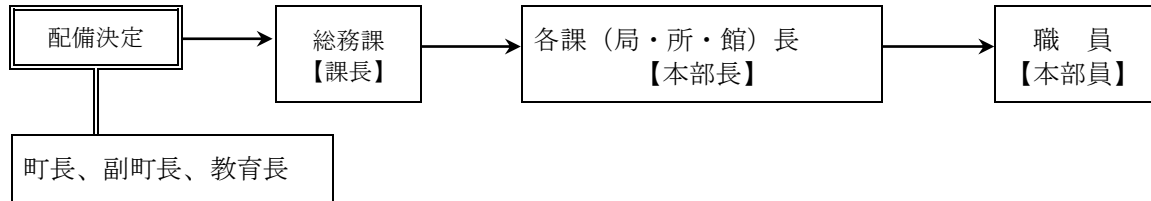
配備区分	配備基準	参集職員	参集場所
初動体制	町内に震度5弱の揺れが発生した場合	所属長（相当職を含む。）、総務課（全員）、産業振興課（6人）及びまちづくり整備課（12人）及びあらかじめ定められた職員	所属長：役場2階204会議室
			総務課、産業振興課、まちづくり整備課の職員：各所属課
緊急体制	町内に震度5強の揺れが発生した場合	所属長（相当職を含む。）及びあらかじめ定められた職員	所属長：役場2階204会議室
			あらかじめ定めた職員：各所属課
非常体制 ※夜間、休日などで職員の参集が少ない場合は、緊急非常体制	町内に震度6弱以上の揺れが発生した場合	全職員	所属長：役場2階204会議室
			全職員：各所属課（緊急非常体制における避難所対応職員を除く。）

3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

それぞれの部内において作成されている配備基準、動員体制、動員指令の伝達方法等に関する動員計画を含む部運営要領により確立する。

(2) 動員系統



4 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

(1) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線及び電話等で行う。

(2) 勤務時間外

緊急連絡網・各課内防災緊急連絡網に基づき、電話、メールで行う。

(3) 総務課長は、西入間広域消防組合消防長、毛呂山消防団長へ配備決定を連絡する。

5 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により参集するものとする。

(1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

(2) 職員は、災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

6 各部の初動体制に係る要員

(1) 役場周辺近隣居住職員のうちから、あらかじめ指定された災害対策初動本部活動要員が担当するものとする。

(2) 職員は、あらかじめ策定された職員初動マニュアルにより、活動を行うものとする。

7 緊急非常体制

休日など勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生し、ライフライン、交通機関などに障害が発生した場合は、災害対応職員が不足することが予想される。

このような場合は、参集状況や被災状況に応じて臨機応変に対応する必要がある。人員不足による臨機応変な体制を緊急非常体制と位置づけ、一時的に現有人員の総力をもって柔軟に任務に対応する体制を構築する。

緊急非常体制時の任務は、原則として、参集した職員で可能な範囲の優先業務を実施することとし、交通機関などの復旧により職員体制が整備されるまでの間、実施する。また、多数の住民が家屋倒壊などの危険により避難所に避難することが想定されるので、避難所周辺に住む職員を基本として、被災者を収容するための避難所を早期に開設する。

(1) 参集場所

避難所の早期開設に従事する職員は、割り当てられた避難所とし、その他の職員は勤務場所に参集する。

本庁舎が被災し使用できない場合は、本庁舎の代替施設を指定し、電話、メール又は建物への張り紙等により、全職員に周知する。

(2) 指揮命令権者

緊急非常体制時の指揮命令権者は、原則、町長とするが、町長が登庁するまでの間は、参集できた者のうち、最上席の者を長とし、統括責任者とする。なお、活動中に上席の者が参集した場合には、指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。

(3) 活動要領

職員は、参集した者から速やかに、職員初動マニュアルに定める緊急非常活動を実施する。

(4) 所定の体制への移行

初動期で、参集者が少ない場合は、主に庁舎や各施設の安全確認や災害に関する情報収集から優先して実施するが、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となっていくことから、職員の参集人数が増加し、業務を分担することが可能となってきた時点で、職員初動マニュアルに掲げる業務を分担して実施する。

8 夜間・休日等における体制

(1) 日常の体制

ア 当直体制

イ 本部連絡員の指定

(2) 災害発生直後の初期対応

ア 本部連絡員

動員伝達により、直ちに所定の場所に参集して、本部との連絡調整を行う。

イ 幹部職員

本部長、副本部長及び幹部職員は、被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への指令・要請等の初期対応を適切に行う。

ウ 当直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

エ 参集対象職員

動員計画に組み込まれている職員は、動員伝達により、直ちに所定の場所に参集して初期対応を行う。

なお、交通機関の途絶や火災等により、所定の場所に参集できない場合は、最寄りの出先機関に参集する。

オ その他の職員

大規模事故発生時は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機する。

9 初動体制の整備

(1) 初動体制の確立

(2) 情報伝達手段の確保

(3) 災害発生直後の初期対応

職員配備に当たっては、災害が長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておくものとする。

10 行政機能の確保状況の把握及び県への報告

町は、震度6弱以上の地震を観測あるいは震度6弱未満の地震であっても県又は総務省から報告を求められた場合には、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、次の事項について把握し、県へ報告する。

- (1) トップマネジメントの機能（町長の安否状況、災害対策本部会議の開催状況等）
- (2) 人的体制（マンパワー）の状況（職員の参集状況、応援派遣要請の有無等）
- (3) 物的環境（庁舎施設等）の状況（庁舎の損壊の有無、情報通信施設の状況等）

第3 毛呂山町災害対策本部の設置

風水害対策編第2章第1節第3「毛呂山町災害対策本部の設置」を準用する。

第4 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

風水害対策編第2章第1節第4「職員の勤務管理、健康管理及び給食等」を準用する。

第5 災害対策の活動要領

風水害対策編第2章第1節第5「災害対策の活動要領」を準用する。

第2節 災害情報の収集・伝達

風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を準用する。

第3節 広報広聴活動

風水害対策編第2章第3節「広報・広聴活動」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣

風水害対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣」を準用する。

第5節 応援要請・要員確保

風水害対策編第2章第5節「応援要請・要員確保」を準用する。

第6節 応援の受入れ

風水害対策編第2章第6節「応援の受入れ」を準用する。

第7節 救助法の適用

風水害対策編第2章第7節「救助法の適用」を準用する。

第8節 消防活動

第1 目標

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

第2 消防

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

1 消防活動

機関	活動内容
消防組合 消防団	<p>① 出火防止 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。</p> <p>② 消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防組合と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>③ 救急救助 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>④ 避難誘導 避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p> <p>⑤ 情報の収集 消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>⑥ 応援隊の受入れ準備 応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を消防組合と協力して行う。</p>

2 応援要請

(1) 手続き

消防相互応援協定による応援要請	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
町長による応援出動の指示等	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(2) 内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

- エ 町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

資料編	○毛呂山町災害時応援協定一覧(S54～)	P295
-----	----------------------	------

(3) 緊急消防援助隊の受援計画

町及び消防組合は、緊急消防援助隊の受援計画を策定するものとする。

第9節 救急救助・医療救護

風水害対策編第2章第8節「救急救助・医療救護」を準用する。

第10節 水防・土砂災害対策

風水害対策編第2章第9節「水防・土砂災害対策」を準用する。

第11節 避難

第1 目標

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他道府県からの多数の避難者の受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第2 避難活動

1 避難指示の実施

(1) 町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

(2) 警察官

警察官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときにおいて、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立ち退きを指示することができる。

この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、県公安委員会へ報告する。

(3) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた職員

ア 知事は、災害の発生により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

イ 知事又はその委任を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫しているとき認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

ウ 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫しているとき認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

(5) 消防長又は消防署長

ア 消防長又は消防署長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときにおいて、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立ち退きを指示することができる。

イ 消防長又は消防署長の委任を受けた消防職員及び消防団員は、災害による著しい危険が切迫しているとき認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

2 避難指示の周知

避難指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、要支援者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難指示は、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。

3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

4 避難誘導

(1) 避難誘導の方法

町長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。

ウ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。

エ 状況により、老幼病弱者又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。

オ 誘導中は、事故防止に努めること。

カ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自治会等の単位で行うこと。

キ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。

(ア) 病弱者、障害者

(イ) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童

(ウ) 一般住民

(2) 住民への周知

町は、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図るものとする。

ア 避難所、避難経路等の指定

町は、災害時における地域条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めるとともに、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても避難所がわかるよう配慮し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

なお、避難所の指定に当たっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、要配慮者に十分に配慮するものとする。

イ 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立ち退きに支障を来たさない最小限度のものとする。

第3 避難所の設置・運営

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

また、災害発生不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、学校、総合公園、公民館等の既存建物を応急整備して使用する。適当な施設が得られないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する。
- (2) 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- (3) 町長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。
- (4) 町長は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

2 避難所の管理運営

風水害対策編第2章第10節第3 2「避難所の管理運営」を準用する。

3 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

資料編	○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P302
-----	----------------------------	------

第12節 警備・交通規制

風水害対策編第2章第11節「警備・交通規制」を準用する。

第13節 障害物の除去

風水害対策編第2章第12節「障害物の除去」を準用する。

第14節 緊急輸送

風水害対策編第2章第13節「緊急輸送」を準用する。

第15節 飲料水・食料・生活必需品の供給

風水害対策編第2章第14節「飲料水・食料・生活必需品の供給」を準用する。

第16節 帰宅困難者対策

第1 目標

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第2 帰宅困難者への情報提供

1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

〈帰宅困難者に伝える情報例〉

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・緊急速報エリアメール

第3 一時滞在施設の確保

1 町内各駅周辺における一時滞在施設の確保

地震発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、西入間警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先することとし、一時滞在施設の運営については、第2章第11節第3「避難所の設置・運営」を準用する。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災備蓄倉庫からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

3 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

災害救助法の適用については、第2章第7節を準用する。

第4 企業・学校等における帰宅困難者対策

1 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

2 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第5 帰宅支援

1 帰宅活動への支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
町	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第17節 遺体の取扱い

風水害対策編第2章第15節「遺体の取扱い」を準用する。

第18節 環境衛生

風水害対策編第2章第16節「環境衛生」を準用する。

第19節 公共施設等の応急対策

第1 目標

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を講じるよう指導する。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画を策定して万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 6 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共建築物

1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

町が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、町内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がない場合には、あらかじめ近隣市町村と協体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 ライフライン施設

1 上水道施設応急対策

町は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設

及び浄水施設を最優先に行い、順次、送水管・配水管の復旧を進める。

2 下水道施設応急対策

下水道組合及び集落排水施設管理者は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

第4 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 医療救護活動施設

- (1) 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

3 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第5 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、第2の公共建築物に準じて応急措置等を行う。

第6 危険物施設

町は、災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、応急措置を講ずるよう指導する。

第20節 応急住宅対策

風水害対策編第2章第18節「応急住宅対策」を準用する。

第21節 文教対策

風水害対策編第2章第19節「文教対策」を準用する。

第22節 要配慮者の安全確保

風水害対策編第2章第21節「要配慮者の安全確保」を準用する。

第3章 震災復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧

風水害対策編第3章第1節「迅速な災害復旧」を準用する。

第2節 計画的な災害復興

風水害対策編第3章第2節「計画的な災害復興」を準用する。

第3節 生活再建等の支援

風水害対策編第3章第3節「生活再建等の支援」を準用する。

第4章 火山噴火降灰対策

第1 基本方針

県内で想定される地震と火山の噴火は、直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるものとする。

第2 予防対策

1 火山噴火に関する知識の普及

町は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

2 事前対策の検討

町は、降灰によって生じることが想定される災害について、次の予防・事前対策を検討する。

- (1) 住民の安全、健康管理等
- (2) 降灰による空調機器等への影響
- (3) 視界不良時の交通安全確保
- (4) 農産物等への被害軽減対策
- (5) 上下水道施設への影響の軽減対策
- (6) 降灰処理対策

3 食料、水及び生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。町は、発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

第3 応急対策

1 応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努めることとし、必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

2 情報の収集・伝達

(1) 降灰に関する情報の発信

町は、気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は町域内に降灰があったときは、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測される場合に、降灰時に取るべき行動を、住民に発信する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトを点灯し、視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリッパに注意する。

3 避難所の開設・運営

町は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、避難所を開設・運営する。

避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 農業者への支援

- (1) 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- (2) 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

5 降灰の処理

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- (3) 町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。
- (4) 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は、各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- (5) 町及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。

6 継続災害への備え

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

第5章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 最悪事態を設定する目的

地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 最悪事態への対応

震災対策編に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、住民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、最悪事態を引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、最悪事態に対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 最悪事態の共有と取組の実施

町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や住民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても住民の命を守る事が重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる埼玉県内において、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を示し、対策の方向性を検討する。

第1 家屋倒壊、家具転倒等への対応

1 課題

- (1) 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- (2) 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

2 対策の方向性

- (1) 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- (2) 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- (3) 地震に備えた防災総点検を行う。

第2 支援者の安全対策

1 課題

- (1) 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- (2) 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

2 対策の方向性

- (1) 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- (2) 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- (3) 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- (4) 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。

第3 火災への対応

1 課題

- (1) 消防機関に頼らない初期消火を確実にいき、火災を拡大させない。
- (2) 消防機関の現場到達を早める。
- (3) 火災から逃げ遅れる人をなくす。

2 対策の方向性

- (1) 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- (2) 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- (3) 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。
- (4) 道路啓開や交通規制を行うため、協定締結先企業・事業所を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇への対応

1 課題

- (1) 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- (2) 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- (3) 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

2 対策の方向性

- (1) 町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、防災上重要な施設等にも同様の取組を働きかける。
- (2) 防災拠点等への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- (3) 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- (4) ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- (5) 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させる。

第5 交通路確保のための対応

1 課題

- (1) 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- (2) 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応
- (3) 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

2 対策の方向性

- (1) 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- (2) 緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

第6 デマやチェーンメールへの対応

1 課題

- (1) 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- (2) 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- (3) 不安や恐怖心から、不正確な情報やデマ、流言が拡散する。

2 対策の方向性

- (1) 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- (2) 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- (3) 発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

第7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

1 課題

- (1) 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- (2) 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

2 対策の方向性

- (1) 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- (2) 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させる。
- (3) 一定の安全を確保した上での自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- (4) 医療施設における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。

第8 長期避難に備えた対応

1 課題

- (1) 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保
- (2) 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立
- (3) 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

2 対策の方向性

- (1) 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- (2) 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- (3) 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

複合災害対策編

第1章 基本方針

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町、県及び防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1 基本的な方針

町、県及び防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、町、県と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

町、県及び防災関係機関は、各自の役割を果たすとともに、町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第2 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国、県や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第2章 予防対策

第1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は、単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、又その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

1 複合する可能性のある災害の種類

- (1) 地震災害
- (2) 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- (3) 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

(1) パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

○ 具体的なシナリオ例

先発災害：巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下

後発災害：巨大台風が直撃

影 響：河川氾濫が発生

(2) パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

○ 具体的なシナリオ例

先発災害：巨大地震の発生

後発災害：復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃

影 響：先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

(3) パターン3

町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

○ 具体的なシナリオ例

先発災害：町内で巨大地震発生

後発災害：近隣市町村で巨大地震がさらに発生

影 響：町及び県の災害対応資源が不足し、対応が困難になる。

なお、いずれのパターンにしても、近隣の市町村・都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣自治体からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第2 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

第3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第5 避難対策

風水害対策編第1章第3節第3「避難予防対策」に準じる。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

第6 災害医療体制の整備

風水害対策編第1章第3節第5「医療体制等の整備」に準じる。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

第7 災害時の要配慮者対策

風水害対策編第1章第3節第9「災害時の要配慮者対策」に準じる。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

第8 緊急輸送体制の整備

風水害対策編第1章第3節第1「防災活動拠点」に準じる。

なお、町、県及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第3章 応急対策

第1 情報の収集・伝達

風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に準じる。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、町は、町道について速やかに交通規制を実施する。

第3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。